

2025年6月2日

総代の皆さまへ

大阪府中央区城見1丁目4番35号  
住友生命保険相互会社  
取締役 代表執行役社長 高田 幸徳

## 2025年定時総代会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠に有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社2025年定時総代会を下記のとおり開催いたします。ご多用中誠に恐縮ながら万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、誠にお手数ながら、添付の総代会参考書類をご検討の後、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2025年7月1日（火曜日）午後5時までに当社に到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。 敬具

記

1. 日時 2025年7月2日（水曜日）  
午前10時00分から
2. 場所 大阪府中央区城見1丁目4番1号  
ホテルニューオータニ大阪 2F「鳳凰の間」（案内図同封）
3. 会議の目的事項  
報告事項  
1. 2024年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 審議委員会審議事項報告の件  
決議事項  
第1号議案 2024年度剰余金処分案承認の件  
第2号議案 社員配当金割当ての件  
第3号議案 定款等一部変更の件  
第4号議案 総代候補者選考委員10名選任の件  
第5号議案 審議員11名選任の件  
第6号議案 取締役11名選任の件

以上

---

◎事業報告、計算書類、連結計算書類および総代会参考書類に記載すべき事項を本定時総代会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<https://www.sumitomolife.co.jp>）に掲載いたしますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

## 添付書類

### 1. 2024年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

## 2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告書

### 1 保険会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果等

##### <経営環境>

2024年度のおが国経済は、物価が上昇する一方で、賃上げを始めとする雇用・所得環境や企業収益の改善等を背景に、緩やかに成長しました。日本銀行が2024年7月および2025年1月に利上げを行い、長期にわたる低金利環境からの回帰が進む一方、国際的な緊張関係の高まりなどにより世界経済の不透明感が意識される状況となりました。

国内株式は、日本銀行による利上げや米国の景気悪化懸念等により大幅下落するなど、金融市場は一時的に混乱しましたが、その後落ち着きを取り戻しました。国内長期金利は、日本銀行による利上げや国債買入れの減額を背景に上昇しました。外国為替相場は、米国における早期利下げ観測の後退等から、ドル円相場は一時160円を超える円安水準となりましたが、その後は日米金利差縮小の見通しから円高方向へ戻す動きとなりました。

##### <事業の経過及び成果>

当社は、「住友生命グループVision2030（以下、「Vision2030」）」において、グループのありたい姿として「ウェルビーイング<sup>\*1</sup>に貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」を掲げています。

「Vision2030」の実現に向け、2023年度にスタートさせた3ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2025」では、サステナビリティ重要項目の取組みを進めるとともに、「ウェルビーイングデザインへの進化」、「新規領域でのイノベーションの実現」、「収益構造改革」、「グループ戦略」の4つの取組みに注力しています。また、これらを確実なものとするための推進エンジンとして、「人材共育」および「デジタル&データ」に取り組むとともに、事業のサステナビリティを高めるため、よりよい企業風土の醸成や事業リスク対策を進めています。

2024年度は、「スミセイ中期経営計画2025」の2年目として、各取組みの浸透・レベルアップを図るとともに、新たな商品やデジタルを活用したサービスの提供、非保険領域への展開をより一層進めることで、「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」の実現に向けた歩みを加速させました。

#### (サステナビリティ重要項目の推進)

当社は経営方針に基づき、サステナビリティ経営を推進するうえで重要となる5つの項目を「サステナビリティ重要項目」として定めており、2024年度も引き続き“住友生命「Vitality」<sup>\*\*2</sup>を通じた健康長寿社会への貢献や社会・環境課題の解決等に取り組みました。

<sup>\*1</sup> 身体的・精神的・社会的・経済的に良好な状態であること、「よりよく生きること」を意味します。

<sup>\*\*2</sup> “住友生命「Vitality」”は保険契約とVitality健康プログラム契約で構成しており、保険本来の保障に加えお客さまの日々の健康増進活動を評価し、ステータスに応じて保険料が変動する仕組みを組み込んだ保険です。また、Vitality健康プログラムの一部を単独で利用可能な「Vitalityスマート」も提供しております。

健康長寿社会への貢献では、“住友生命「Vitality」”を広く社会に向けて発信するとともに、商品、プログラムメニュー、特典（リワード）の進化に資する取組みを進めました。

社会・環境課題の解決に向けては、職員一人ひとりが継続的に学び、日常生活で実践し、社内外へ共感を拡げていくための取組みを行うなど、グループ一体となってサステナビリティの実現を目指しています。特に、カーボンニュートラル社会の実現に向けて、住友生命グループの温室効果ガス（GHG）排出量2050年ネットゼロ<sup>※3</sup>の達成を目指し、事業用店舗で使用する電力の実質再生可能エネルギー化<sup>※4</sup>や保有するビルのLED化等を推進したほか、資産ポートフォリオにおいても、投融資先との対話やトランジションファイナンス<sup>※5</sup>等を通じ、投融資先企業の脱炭素に向けた取組みを後押ししました。加えて、自然資本・生物多様性に関わる国内外のイニシアティブ<sup>※6</sup>に積極的に参加するとともに、自治体等と連携協定を締結し多様性のある森づくりに取り組むなど、地球環境と生物多様性の保全に取り組みました。

また、人権への取組みを推進し、「住友生命グループ人権方針」に基づき、人権デュー・デリジェンス<sup>※7</sup>や人権啓発研修等を実施したほか、人権に関する社外からの相談窓口を設置しました。

社会貢献活動の取組みとしては、「健康増進」、「子育て支援」、「地球環境の保護」を重点分野とした活動を実施しています。また、未来を担う若年層への取組みとして、中学生・高校生を対象とした金融リテラシー等に関する出前授業を実施するとともに、小学生や大学生にも拡充しました。

### （ウェルビーイングデザインへの進化）

保険のコンサルティングを中心とした商品・サービスの提供にとどまらず、保険以外の領域も含めたサービスを総合的に提供する「ウェルビーイングデザイン」へと進化させることを通じて、お客さまを守り・増やしていくとともに、これまで以上に地域に根付き、お客さまに寄り添い続けることができる会社の実現に取り組みました。

営業職員チャンネルでは、「Vision2030」における目指す姿として、お客さま一人ひとりに最適なウェルビーイングをお届けするため、すべての営業職員が「ウェルビーイングデザイナー」への進化を目指すこととしております。2024年度は、“住友生命「Vitality」”を中心としたライフデザインの領域に加え、非保険領域のサービスを総合的に提供するとともに、自治体の課題解決や地域住民の健康増進活動・企業の健康経営サポート等、これまで以上に地域社会への貢献に取り組みました。また、お客さまに寄り添った適切なコンサルティングの提供に向け、新営業職員端末の稼働によるデジタル化の一層の推進や、AI等を活用した顧客情報管理システムの導入・コンサルティングサポートの全社展開を通じて、営業職員の活動・育成のレベルアップを図りました。

---

※3 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成する（全体としての温室効果ガスの排出をゼロにする）ことを意味します。

※4 再生可能エネルギーなど非化石電源の「環境価値」を証書化したものを取得することで、使用する電力を実質的に再生可能エネルギーとみなすことです。

※5 脱炭素社会の実現に向けて、長期的な戦略に則り着実なGHG削減の取組みを行う企業に対し、その取組みを支援することを目的とした投融資手法のことです。

※6 投資家等が協働して推進する取組みを意味します。

※7 事業活動において起こりうる、顕在化した、または潜在的な人権に対する負の影響を継続的に検証し、未然防止または軽減に努める取組みのことです。

“住友生命「Vitality」”に関しては、Vitality健康プログラムの魅力をさらに高めるため、2024年9月に同プログラムの一部を単独で利用可能な「Vitalityスマート」の契約期間を無期限とするレベルアップを実施したほか、同プログラムを付加した保険契約における保険料・Vitality利用料の払込方法を拡充しました。また、2025年1月に累計販売件数が200万件を突破したことを契機に、「Vitality200万件記念フェスタ」と題した期間限定特典・追加特典等を提供するなど特典（リワード）の拡充を行いました。2025年4月には、より質の高いアフターフォローを提供していくため、複数の担当者が共同でVitality会員をサポートする制度を導入しました。

こうした取組みの結果、2024年度末時点のVitality会員数は150万名となったほか、「2025年 オリコン顧客満足度®調査 総合保障保険（FP評価）」<sup>※8</sup>において“住友生命「Vitality」”が2年連続第1位を獲得するなど、社会からの認知度も高まっております。

保険商品のラインアップ充実としては、日本人の死因の多くを占める、がん、心疾患、脳血管疾患という特定3疾病に対して“幅広く”、“何度でも”、“それぞれ”お支払い可能な「3大疾病PLUS ALIVE」を2024年9月に発売し、医療保障のレベルアップを行いました。この商品に“住友生命「Vitality」”を組み合わせることで、「特定3疾病のリスクに備え、特定3疾病のリスクを減らす真にお客さまのウェルビーイングに貢献する保険」の提供を実現します。

また、お客さまの資産形成ニーズに応えるため、職業のみの告知で90歳まで加入が可能な一時払終身保険「スミセイのかんたん告知終身保険90」を2024年4月に発売するとともに、一時払終身保険の予定利率を段階的に引き上げました。若年層向けには、生命保険を通じて資産形成の第一歩を後押しする観点から、元本<sup>※9</sup>割れリスクのない「貯金以上、投資未満。」<sup>※10</sup>をコンセプトとしたダイレクトチャンネル<sup>※11</sup>専用商品「Chakin」を2025年3月に発売し、ファイナンシャル・ウェルビーイングへの貢献に取り組みました。

さらに、業務提携を通じた商品ラインアップの一層の拡充に向け、エヌエヌ生命保険株式会社の法人向け保険、ソニー生命保険株式会社の外貨建保険、三井住友海上火災保険株式会社の損害保険を当社の営業職員を通じて販売する体制としており、生保・損保一体となった総合生活保障の提供に努めました。

サービス面では、「人ならではの」の価値に「デジタル」を融合することで、お客さまの状況に応じたサービスを提供し、お客さまの体験価値向上を目指しております。引き続き「スミセイ未来応援活動」<sup>※12</sup>を通じてお客さまに寄り添ったアフターフォロー活動に注力する中で、超高齢社会やデジタル社会を踏まえた対応として、「スミセイのご家族アシストプラス」<sup>※13</sup>やスマー

---

※8 株式会社oricon MEが毎年実施する、ファイナンシャルプランナーが「保障の独自性」「商品内容」「保険料」を項目ごとに評価したランキングです。

※9 払込保険料を指します。

※10 「貯金」とは都市銀行やネット銀行等の円貨普通預金を指します。また、「貯金以上」の根拠については当社の専用HPをご確認ください。

※11 当社の専用HPより、Web上で直接お申し込みができます。

※12 定期訪問等を通じてお客さまに加入内容を十分に理解いただくとともに、現在も最適な保障になっているかを診断（コンサルティング）する活動です。

※13 お客さまが認知症等に罹患した場合、あらかじめ登録いただいた家族が契約内容の確認や手続きをすることができるサービスで、「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度の総称です。

トフォンアプリ「スミセイ・デジタルコンシェルジュ」<sup>\*14</sup>のご案内を推進しました。特に、「スミセイ・デジタルコンシェルジュ」についてはその利便性がお客さまの満足度向上に寄与しており、同アプリから利用可能な、お客さまとご家族の健康サポートに関する商品付帯サービスのご案内に注力するとともに、お客さまの様々なご意向をお伺いするアンケートの設置等により、更なる活用拡大に取り組みました。そのほか、YouTube上に保険事務のデジタル手続きの解説動画を掲載する取り組みを行いました。

金融機関等代理店チャンネルでは、お客さま本位の良質なサービス提供が重要であるという認識のもと、多様化するニーズや環境変化に的確に応えるため、商品をフルラインで取り揃えるとともに、販売・管理態勢のレベルアップや代理店向けサポートの拡充に努めました。具体的には、2024年4月に、従来の一時的終身保険に、3つの健康状態の告知で加入でき、加入後すぐに一時的保険料を上回る死亡保障が得られるプランを追加した円建一時的終身保険「ふるはーと」ロードⅢ」および外貨建一時的終身保険「ふるはーと」ロードグローバルⅢ」を発売するとともに、お客さま本位の業務運営の一層の推進に向けた外貨建一時的保険の手数料体系の見直し等の取り組みを進めました。

国内子会社における取り組みについては、メディケア生命保険株式会社（以下、「メディケア生命」）にて、保険ショップ、銀行・信用金庫、ソニー生命保険株式会社等に医療保険を中心とした商品を供給し販売を推進しました。2024年7月に限定告知型医療終身保険「新メディフィットRe（リリース）」を発売するなど、お客さまにとって最適な商品・サービスの提供に努め、2024年10月にはメディケア生命の保有契約件数が200万件を突破しました。

アイアル少額短期保険株式会社では、多様化・細分化するお客さまのニーズに対応した機動的な商品開発に努めるとともに、プラットフォームや異業種等と連携したデジタル保険の展開を進めました。PayPayアプリを通じて加入する商品については、「熱中症お見舞い金」の2024年度上半期の販売件数が13万件と過去最高を記録しました。また、2025年1月には、賃貸火災保険「これだけ賃貸」、および医療保険「コロナ治療薬お見舞い金」を同アプリ内から提供開始しました。

保険ショップを展開する、いずみライフデザイナーズ株式会社および株式会社保険デザインにおいては、引き続きお客さまの比較検討ニーズに応える的確なコンサルティングに努めました。

ホールセールでは、幅広いニーズに応えるため、企業保険の提供や、法人向けサポートメニューの充実等、総合的な企業福祉制度の実現のサポートに取り組みました。

その一環として、団体保険分野では、「治療と仕事の両立支援」、「健康経営」というニーズに応える団体3大疾病保障保険「ホスピタA（エース）」、「ホスピタV」の販売に注力しました。また、団体年金分野では、近時の経済情勢の変化を踏まえ、金融市場環境に応じて機動的な資産配分を行うことで安定的なリターンを目指す「総合口バランスプラン（動的配分型）」を2024年10月に発売しました。加えて、企業の健康経営に対する関心の高まりを踏まえ、従業員の健康増進活動を後押しする企業向けサービス「Vitality福利厚生タイプ」を2024年6月に発売し、健康経営・ウェルビーイング経営のサポートに取り組みました。2024年度末時点で2800以

---

<sup>\*14</sup> 保険の資料請求、保険プラン作成依頼や契約の申込み、スミセイダイレクトサービスを通じた加入後の保全手続き・給付金請求等が可能となるスマートフォンアプリです。

上の団体に導入されたことに加え、「Japan Financial Innovation Award 2025」<sup>※15</sup>の金融機関カテゴリで部門賞を受賞するなど、社会から評価されております。

さらに、地方創生等に貢献することを目的に全国の自治体との連携を進め、地域の住民に Vitality健康プログラムの一部を一定期間無償で提供する「Vitalityウォーク」を2024年度末時点で70以上の自治体にて実施するなど、充実した暮らしを支え、地域に根付いたウェルビーイングサービスの提供に注力しました。

また、NISAやiDeCoといった保険以外の領域も含めた総合的な金融コンサルティングを通じてお客さまのファイナンシャル・ウェルビーイングへ貢献するべく、「ファイナンシャル・オフィス」を東京と大阪に設置し、高度な金融リテラシーを持つ人財の育成や金融商品の販売スキルの強化、新たなマーケットの創出を進めました。

### （新規領域でのイノベーションの実現）

一人ひとりのよりよく生きるに貢献するため、WaaS<sup>※16</sup>の開発に取り組み、実装するとともに、新規領域におけるサービスを充実させることで、住友生命グループのサービスを受けていただけるお客さまの拡大に取り組みました。

具体的には、人生100年時代における課題解決に向け、WaaSの中核となる“住友生命「Vitality」”による「健康増進」の推進に加えて、「病があっても幸せに」「齢を重ねても幸せに」という観点から取組みを進めました。

特に、「病があっても幸せに」「齢を重ねても幸せに」をコンセプトとした領域では、重症化を予防しウェルビーイングに貢献する観点から、子会社の株式会社PREVENTとともに、生活習慣病に罹患して給付金をお支払いしたお客さまを対象に、生活習慣改善支援プログラム「Mystar」<sup>※17</sup>の提供を2024年10月に開始しました。さらに、最先端のデータ分析技術を駆使した共同研究プロジェクトを同社と開始し、Vitality会員等に対する適切な情報提供等のサービス拡充や、健康関連の新サービスの開発を目指しております。2025年2月には、これまで当社と株式会社PREVENTが協働で行ってきた生活習慣病の重症化予防・健康寿命延伸の取組みが、互いの強みを結合したオープンイノベーションとして「第7回日本オープンイノベーション大賞」において「スポーツ庁長官賞」を受賞しました。また、プレコンセプションケア<sup>※18</sup>に関しては、一人ひとりが望む理想のライフプランの実現に向け、引き続き不妊治療と仕事の両立支援ソリューション「Whodo整場（フードセイバー）」のご案内を推進しました。

---

※15 金融分野における情報通信技術を活用した先進的な取組みを促進し、業界内でのベストプラクティス共有を図ることに加え、企業グループや業種の垣根を超えたオープンイノベーションの更なる拡大を願い、2020年に新設された表彰制度で、スタートアップ、金融機関、コラボレーションの3カテゴリから成り立っています。

※16 「Well-being as a Service」の略で、“住友生命「Vitality」”を中心に「一人ひとりのよりよく生きる＝ウェルビーイング」を支えるサービスをエコシステムとして展開しております。

※17 心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病罹患者向けに、スマートフォンアプリを使用したオンラインの生活習慣改善支援プログラムを提供し、一人でも多くの方が健康を維持できるよう支援する株式会社PREVENTが提供するサービスです。

※18 女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと、そして、赤ちゃんをさずかるチャンスを増やす、女性や将来の家族がより健康な生活を送れるようにする一連の取組みのことで。

これらの取組みに加え、ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社 ビジョンケア カンパニーと協業し、業界初となる目の治療に特化したミニ保険<sup>※19</sup>「めまもりほけん」を2024年10月に提供開始したほか、オープンイノベーションによる新たな価値創造に向けて、CVC<sup>※20</sup>ファンド「SUMISEI INNOVATION FUND」を通じたスタートアップ企業への投資等を推進しました。

### (収益構造改革・グループ戦略)

住友生命グループのサステナビリティを高めるため、引き続き、資産運用や海外事業の強化など、持続的・安定的な成長に資する総合的な取組みを進めました。また、社会・環境課題の解決に向けた取組みをグループ全体として推進しつつ、「Vision2030」を実現するためのグループベースの戦略の策定や、グループとしての一体感・シナジー発揮に向けた運営を推進しました。

資産運用では、資産運用立国実現の対応も踏まえ、責任ある機関投資家として中長期の安定的な運用収益の確保と持続可能な社会の実現への貢献の両立を目指して取組みを進めました。

中長期の安定的な運用収益の確保に向けては2つのポートフォリオ運営に注力しており、「ALM<sup>※21</sup>運用ポートフォリオ」では、保険金等の確実なお支払いに資することを目的として、収益力向上のため超長期国債の買入れを行うとともに、ポートフォリオの良質化に向けた為替ヘッジ付外貨建事業債の入替えおよび売却を実施しました。「バランス運用ポートフォリオ」では、一定のリスクの範囲内で運用収益の向上を目指すべく、為替や株価の動向に留意しつつ、機動的に国内外株式や為替ヘッジを行わない外国国債の売買を行いました。

また、持続可能な社会の実現への貢献に向けては、責任投資を通じて主にファイナンスと対話の両面から取り組みました。ファイナンスにおいて、ウェルビーイング貢献領域におけるポジティブ・インパクト<sup>※22</sup>の更なる創出に向けたESGテーマ型投融資<sup>※23</sup>に積極的に取り組み、「スミセイ中期経営計画2025」に掲げるESGテーマ型投融資の3か年累計実行目標額を7000億円から1兆円へ引き上げるとともに、投資先企業の持続的成長に向けて多様なESG課題をテーマとした対話を実施するなど、実効性ある取組みを推進しました。2024年10月には「アセットオーナー・プリンシプル」<sup>※24</sup>を受け入れ、アセットオーナーとしての責任を果たしていくことを表明しており、こうした責任ある機関投資家としての取組みが社外からも高く評価され、「第1回 社会インパクトリーダー賞<sup>※25</sup>大賞」を受賞しました。

---

※19 保険金額が少額かつ商品性がシンプルで、専用の保険契約管理システムで管理する商品を意味します。

※20 CVC (Corporate Venture Capital) とは、将来性のあるスタートアップ企業への投資を通じて、事業共創を効率的・効果的に推進する仕組みです。

※21 ALM (Asset Liability Management) とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。

※22 投融資が環境・社会・経済に与える良い影響を意味します。

※23 ESG課題の解決を目的とした債券(例:グリーンボンド)等への投融資のことであり、主に責任投資における4つの重点領域(気候変動、ヘルスケア、人的資本、インフラ投資)への貢献を目指します。

※24 2023年12月に政府が公表した「資産運用立国実現プラン」の一環として、2024年8月に政府が策定したもので、保険会社を含むアセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則となるものです。

※25 一般社団法人法と経営学会が主催する、企業のサステナビリティの取組みについて「具体性・新規性の有無」「ステークホルダーに与えるインパクト」「社内体制」等の観点で評価を行い、優れた企業を表彰し、社会課題の解決に取り組む企業の活動を社会に発信していく観点から創設されたものです。

海外事業では、海外の生命保険市場の収益性・成長性を取り込み、収益基盤を拡充することで国内事業の収益を補完し、保険金等支払余力の向上および持続可能性の強化を図ること等を基本方針としております。北米とアジアを中心として生命保険事業を展開するとともに、デジタル化の加速や競争の激化を踏まえ、海外出資先との情報連携やシナジー発揮を通じた事業イノベーション等の付加価値の創出に取り組みました。

特に、アジア事業戦略においては、シンガポールをアジア展開における中核拠点と位置づけ、2024年3月に子会社化したSingapore Life Holdings Pte. Ltd.（以下、「シングライフ」）の事業を推進するとともに、役職員の派遣や経営陣との定期的な協議機会の設定を通じた経営管理の実効性向上、シンガポール駐在員事務所を通じたコミュニケーション強化等に取り組みました。

加えて、グループシナジーの発揮に向けて、シングライフの強みであるIT・デジタルをはじめとした様々な分野における連携を強化するとともに、かねてから北米事業を共に推進してきたSymetra Financial Corporation（以下、「シメトラ」）と当社を交えた3社間シナジーの創出に向けた検討も進めました。なお、シメトラに対して今後の事業成長を支えるため、2024年4月に6.5億米ドル（約1004億円）の増資を行いました。

グループ戦略については、住友生命グループ全体の持続可能性を高めるため、グループ経営方針・グループ経営計画の策定の検討を進めたほか、2024年7月に日本の相互会社として初めてIAIG<sup>\*26</sup>に指定されたことを受け、国際的に活動する保険グループの責務として、深刻なストレスの発現時における、グループの健全性を迅速に回復するための計画を策定しました。

## （人財共育）

ウェルビーイングに貢献し、持続可能な未来を実現していくための根幹である「人の価値」を高めるため、社長を本部長とした「人財共育<sup>\*27</sup>本部」を中心として、経営方針に基づいた事業戦略と人財戦略の一体化に向けた取組みを進めました。

具体的には、ステークホルダーに価値を提供するためには、一人ひとりの職員がウェルビーイングを実現する必要があるとの認識のもと、人財戦略の基礎となる「目指す人財像」であるコンピテンシー運営を進めるとともに、各種サポートを通じた職員の自律的なキャリア開発を推進しました。加えて、次世代のリーダーを担う人財の育成に向け、社長と管理職の直接の対話機会を設けるなど、管理職共育のレベルアップに取り組みました。こうした取組みが評価され、「グッドキャリア企業アワード2024」<sup>\*28</sup>において「大賞（厚生労働大臣表彰）」を受賞しました。

また、職員のウェルビーイングをサステナブルなものにしていくため、働き方改革、DE&I（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）<sup>\*29</sup>の推進、健康経営の取組みを進めるとともに、人財確保や職員の成長と更なる生産性向上に向けて、休暇を取得しやすい職場環境の整備や、男性育児休職の取得期間の延伸、初任給を含む処遇水準の引上げ等に引き続き取り組みました。

---

\*26 IAIG（Internationally Active Insurance Group）とは、国際的に活動する保険グループを意味します。

\*27 経営戦略を具現化する職員（人）を「財（たから）」と位置づけ、上司と部下がお互い「育てる・育てられる存在」として共に育つことを意味します。

\*28 厚生労働省が実施する、従業員の自律的なキャリア形成支援について他の模範となる取組みを行っている企業等を表彰し、その理念や取組内容などを広く発信することで、キャリア形成支援の重要性を普及・定着させることを目的としたものです。

\*29 DE&I（Diversity, Equity & Inclusion）とは、多様な人財が、異なる感性を尊重し合いながら、公平な環境で、伸びやかに力を発揮できる状態を目指す考え方です。

## (デジタル&データ)

人の力だけでは実現できないことをデジタルとデータで補完して新たな価値を提供するため、社長を本部長とした「デジタル&データ本部」において、住友生命グループ全体のデジタル化・データ活用を推進するとともに、各部門における実行支援等に取り組みました。

その一環として、各取組みの効果を最大化しお客さまの体験価値向上を図るべく、商品開発や顧客情報管理システムの導入、Vitality健康プログラムのレベルアップ等の各取組みに係るデジタル・データ活用を促進するとともに、2023年度に導入した生成A Iの利用対象者を拡大するなど、最新のデジタル技術の活用による業務の効率化等を進めました。

また、更なるデジタル化の推進に向けては多様なスキルを持つ人財の育成が不可欠であるという認識のもと、Eラーニングによるリテラシー向上やワークショップを中心とした研修の実施等に注力しました。

## (よりよい企業風土の醸成・事業リスク対策)

住友生命グループのサステナビリティを高めるため、よりよい企業風土の醸成および事業リスク対策の検討を進めました。

よりよい企業風土の醸成に向けては、「お客さま本位の業務運営」の更なる推進のため、全役職員がこれまで以上にお客さまの視点で発想し行動できるよう、引き続き「住友生命グループ行動規範」<sup>※30</sup>の浸透を図るとともに、職員一人ひとりの「ありたい姿(WILL)」を育み、組織の一体感を醸成するため、ウェルビーイングに関するミーティングを定期的実施し、役員層と職員との対話にも取り組みました。また、「誰かのためのウェルビーイングに貢献、行動している」職員を表彰する「スマセイ『for your well-being』アワード」を開催し、職員が相互に尊敬しあう企業風土の醸成を図りました。

事業リスク<sup>※31</sup>については、リスクの洗出しと特定を行って定期的にモニタリングを実施するなど、PDCAサイクルに則した事業リスクの管理に取り組みました。

## (経営基盤の強化)

資本政策面では、2019年度に調達した劣後特約付借入金500億円を2024年6月に期限前弁済する一方、一層強固な財務基盤を構築するため、永久劣後特約付借入金により、同年6月に1000億円を調達しました。また、2025年度末の経済価値ベースのソルベンシー規制の導入も見据えて財務の健全性確保に向けた自己資本の充実・態勢整備を進めるとともに、リスク対応力強化とのバランスを踏まえつつ契約者配当による還元の充実に取り組みました。

経営管理面では、経営方針に基づいた消費者志向経営を推進しており、お客さまの声や社会の要望を経営に活かす態勢を整備するとともに、ステークホルダーに対してサステナブルに価値を提供する観点から、2025年3月にカスタマーハラスメントに対する対応方針を制定し、職員が心身ともに健康で安心して働くことができる環境を整備しました。また、ガバナンスの更なる充実という観点から、2025年総代改選において総代候補者の一部を自薦者から選定するとともに、総代立候補制導入に向けた検討を進めました。

※30 役職員一人ひとりが経営方針を行動レベルで実践していくために定めているものです。

※31 人口減少や気候変動といった環境変化への対応が不十分となり、当社のビジネスモデルにおける強みが損なわれ、「Vision2030」や経営計画の達成を阻害するリスクです。

## (業績の概況)

2024年度の業績の概況は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の新契約の年換算保険料は、金融機関を通じた一時払商品の販売減少等により前年度比11.0%減の962億円となりました。解約・失効契約の年換算保険料は、前年度比2.5%増の707億円となりました。保有契約全体の年換算保険料は、前年度末比1.3%減の2兆2325億円となりました。また、お客さまの満足度を測る指標として重視している保険契約の継続率<sup>※32</sup>については、13月目継続率で96.8%（前年度末比0.6ポイント減）、25月目継続率で93.0%（同1.0ポイント減）となりました。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は33兆1135億円（前年度末比0.6%減）、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆7545億円（同1.3%減）となりました。

---

※32 保険契約の継続率とは、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目（13月目継続率 募集対象年月：2022年11月から2023年10月まで）、25月目（25月目継続率 募集対象年月：2021年11月から2022年10月まで）に継続している契約の年換算保険料の割合です。

## 【個人保険および個人年金保険】

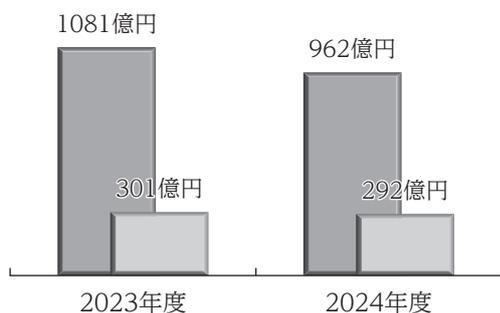
### ・年換算保険料

	2024年度	前年度比
新契約	962億円	11.0%減
うち生前給付保障+医療保障等	292億円	2.9%減

- (注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等）を計上しております。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

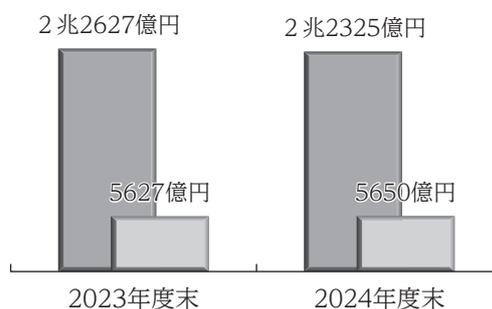
	2024年度末	前年度末比
保有契約	2兆2325億円	1.3%減
うち生前給付保障+医療保障等	5650億円	0.4%増

### ・新契約年換算保険料



■新契約全体 ■うち生前給付保障+医療保障等

### ・保有契約年換算保険料



■保有契約全体 ■うち生前給付保障+医療保障等

## 《ご参考》当社グループ年換算保険料

	2024年度	前年度比
新契約（グループ全体）	4099億円	26.4%増

	2024年度末	前年度末比
保有契約（グループ全体）	3兆6720億円	6.5%増

- (注) 1. 新契約は、住友生命、メディケア生命、シメトラ、シングライフの合計額（2023年度は、住友生命、メディケア生命、シメトラの合計額）です。
2. 保有契約は、住友生命、メディケア生命、シメトラ、シングライフの合計額です。
3. 住友生命、メディケア生命は、個人保険および個人年金保険の合計額です。
4. シメトラ、シングライフの決算日は12月31日です。

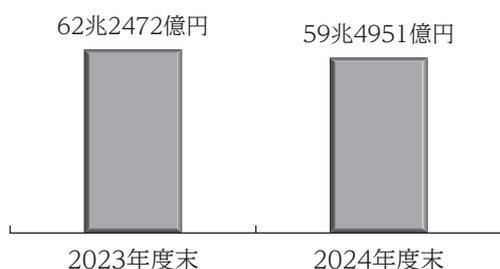
・保険金額

	2024年度	前年度比
新契約高	1兆910億円	22.1%増
減少契約高	3兆8431億円	8.7%減

- (注) 1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。  
 2. 減少契約高の主なものは、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。  
 3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。  
 4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

	2024年度末	前年度末比
保有契約高	59兆4951億円	4.4%減

・保有契約高（保険金額）

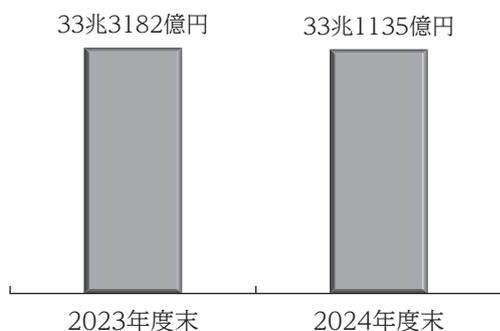


【団体保険および団体年金保険】

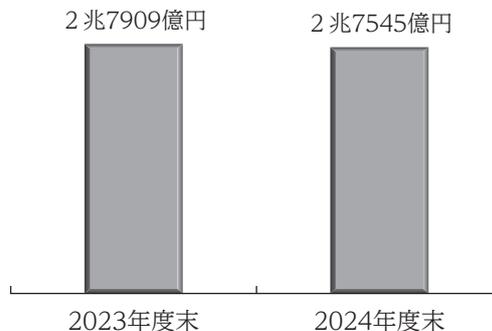
		2024年度末	前年度末比
団体保険	保有契約高	33兆1135億円	0.6%減
団体年金保険	保有契約高	2兆7545億円	1.3%減

- (注) 1. 団体保険の金額は、主たる保障額です。  
 2. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

・団体保険保有契約高



・団体年金保険保有契約高



## (収支・資産等の概況)

2024年度の収支・資産等の概況は次のとおりとなりました。

収支の概況について、収入面では、保険料等収入が2兆1295億円（前年度比2.4%減）、資産運用収益が1兆2140億円（同7.8%減）、支出面では、保険金等支払金が2兆1130億円（同4.0%増）、資産運用費用が7351億円（同56.5%増）、事業費が3482億円（同4.7%増）となりました。こうした結果、経常利益は976億円（同33.7%減）となりました。これに特別損益、法人税等を加減した結果、当期純剰余は860億円（同19.6%増）となりました。

また、当期末処分剰余金は765億円（前年度比9.9%増）となりました。

基礎利益については、円安による外国証券の利息・配当金の増加等により3405億円（前年度比30.1%増）となりました。

年度末の総資産については36兆7224億円（前年度末比3.9%減）となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で28兆7493億円（前年度末比0.0%減）となりました。なお、2006年度から、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。

保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率については、743.2%（前年度末比25.6ポイント増）と引き続き十分な水準を確保しております。

## 《ご参考》当社グループの収支・資産等の概況

2024年度における当社グループの収支・資産等の概況は次のとおりです。

	2024年度	前年度比
経常収益	5兆1825億円	18.4%増
経常利益	694億円	41.1%減
親会社に帰属する当期純剰余	491億円	70.0%減

グループ基礎利益	3798億円	24.3%増
----------	--------	--------

(注) グループ基礎利益は、住友生命・メディケア生命の基礎利益、シメトラ・シングライフの税引前利益、バオベトHD・BN I ライフ・P I C C 生命の税引前利益の当社持分相当額を合算し、一部の内部取引調整等を行い算出しております。なお、前年度のシングライフについては、子会社化前の当社持分相当額を合算しております。

	2024年度末	前年度末比
総資産	48兆8688億円	1.5%増

(注) シングライフの企業結合に伴う取得原価の配分が確定したことにより、前年度末比は遡及処理後の計数を用いて算出しております。

## <対処すべき課題>

2025年度は「スミセイ中期経営計画2025」の最終年度にあたり、「Vision2030」で掲げるありたい姿「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」の実現に向けた軌道を確認すべく、本中期経営計画の総仕上げと2026年度以降に向けた体制構築を進めてまいります。

これらの取組みを実現するためには、お客さまや社会からの信頼・信用に応えることが前提にあると考えており、事業活動の礎となる、更なるお客さま本位の業務運営の徹底やコンプライアンス・マインド等のグループ役職員一人ひとりへの再浸透を行います。加えて、金融市場の変動が大きくなる中、国内外の社会経済情勢が事業へ与える影響を注視し、リスクに適切に対応してまいります。そのうえで、本中期経営計画の目標達成に向けた取組みの加速と、次期中期経営計画以降も見据えた事業変革「スミセイWX（ウェルビーイングトランスフォーメーション）」を推進してまいります。

「スミセイWX」では、お客さまにウェルビーイングを体験価値として実感いただくため、引き続き一人でも多くの方にウェルビーイングをお届けするとともに、一人ひとりのウェルビーイングを質的にも深化させ、さらにその価値を高めることを軸とした事業変革に取り組みます。その実現に向けては、社長を本部長とした「スミセイWX本部」を立ち上げ、既存領域での価値提供のみならず、デジタル・データマーケティングの実践による新たな顧客接点の創出や認知度向上に注力するほか、保険・非保険が一体となったサービス提供およびデータに基づくウェルビーイング価値の具体化等を全社一体で進めてまいります。

本中期経営計画に掲げる4つの取組みのうち「ウェルビーイングデザインへの進化」においては、保険を通じた安心の提供に向けて、保険・非保険サービスのコアの価値提供である“住友生命「Vitality」”の商品魅力のレベルアップや販売拡大を図るとともに、資産形成ニーズを捉えた保険商品の開発・提供とファイナンシャル・ウェルビーイングに資する総合金融サービスの提供に取り組みます。これらの取組みを支えるためには、ウェルビーイングを提供する競争力の高い人財集団づくりが必要であり、デジタルやAIを活用した営業職員の活動・育成のイノベーションを推進し、一人ひとりのコンサルティング力・活動効率向上に注力することで、お客さまへより質の高いサービスの提供に努めてまいります。さらに、充実したくらし・世代を支え、地域に根付いたウェルビーイングサービスを提供するため、引き続き自治体と連携した「Vitalityウォーク」の展開による地域創生、企業向けの「Vitality福利厚生タイプ」の提供によるウェルビーイング経営のサポートに取り組んでまいります。

「新規領域でのイノベーションの実現」においては、一人ひとりのよりよく生きるに貢献するため、ウェルビーイングサービスの開発と実装をより一層進め、“住友生命「Vitality」”を中核とした個人・企業向けの各種サービスを提供してまいります。また、多様なお客さまニーズに応えるミニ保険の開発に努めるとともに、プラットフォーマー等と連携した新たな顧客接点の創出等を行いながらミニ保険や「Vitalityスマート」等の提供を推進し、住友生命グループとしてお客さまにウェルビーイングをお届けしてまいります。

「収益構造改革・グループ戦略」においては、住友生命グループのサステナビリティを高めるため、金利上昇局面における円金利資産への投資を拡大する一方で、国内外株式や為替ヘッジを行わない外国国債については許容されるリスクの範囲内で機動的に投資を行うことで、更なる資産運用収益力の向上に取り組んでまいります。また、社会・環境課題の解決に向けて、ESGテーマ型投融資の更なる積み上げを図ることで、特にウェルビーイング貢献領域に対するポジティブ・インパクトの創出に注力するとともに、投資先企業との対話の実効性を高めてまいります。さらに、グループ全体の成長に資する海外事業の取組みも不可欠であり、シメトラの持続的成長やシンガポールを軸としたアジア事業を推進するとともに、グローバルな保険会社として従来以上に子会社とのコミュニケーションを強化することで、より一層のグループシナジーの発揮・経営管理体制の強化に努めてまいります。

また、これらの取組みを確実なものとするための推進エンジンとして、引き続き、「人財共育」および「デジタル&データ」の取組みに注力してまいります。

以上の取組みを着実に進めることで、「Vision2030」で掲げる「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」の実現を目指してまいります。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当期)
		兆 億円	兆 億円	兆 億円	兆 億円
年度末契約高	個人保険	54 1042	51 0584	47 9709	45 6846
	個人年金保険	14 7531	14 5040	14 2762	13 8104
	団体保険	33 3001	33 3694	33 3182	33 1135
	団体年金保険	2 7163	2 6999	2 7909	2 7545
	その他の保険	2181	2658	2848	2757
		兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
	保険料等収入	2 1431 99	2 2164 29	2 1828 42	2 1295 56
	資産運用収益	8670 86	1 2030 13	1 3165 80	1 2140 15
	保険金等支払金	1 7572 64	1 9631 19	2 0311 01	2 1130 13
	経常利益	1459 62	618 52	1472 76	976 88
	当期純剰余	583 42	1472 04	719 46	860 68
	社員配当準備金繰入額	583 10	570 67	583 55	652 82
	総 資 産	36 4433 23	35 2981 66	38 2010 01	36 7224 96

- (注) 1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、受再保険が含まれております。  
2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。  
a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。  
b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。  
c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

## 《ご参考》当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当期)
	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
経常収益	3 5994 28	4 2222 91	4 3787 69	5 1825 91
経常利益	1288 11	393 58	1177 91	694 22
親会社に帰属する当期純剰余	456 05	1199 92	1641 96	491 89
包括利益	△4244 05	△8265 35	1 0623 08	△974 78
純資産額	1 6252 79	7302 64	1 7848 43	1 6289 04
総 資 産	42 9942 87	42 6324 44	48 1240 26	48 8688 23

- (注) 1. シングライフにおいてIFRS17「保険契約」が適用されたことに伴い、2022年度は遡及処理後の計数を記載しております。  
2. シングライフの企業結合に伴う取得原価の配分が確定したことにより、2023年度は遡及処理後の計数を記載しております。

## (3) 支社等及び代理店の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)
	店	店	店
支 社	90	90	0
事 業 部	2	2	0
支 部	1,531	1,536	5
海外駐在員事務所	3	4	1
計	1,626	1,632	6
代 理 店	528	548	20

#### (4) 使用人の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)	当 期 末 現 在		
				平 均 年 齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内 務 職 員	10,429	10,406	△23	47	17	370
営 業 職 員	31,797	31,746	△51	46		

#### (5) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社	100,000
住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社	70,000
住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社	50,000

(注) 住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社、住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社および住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社は、劣後債権を裏付け資産とする社債を発行し、発行代わり金を劣後債権の購入資金に充当しております。

#### (6) 資金調達の状況

永久劣後特約付借入金により、2024年6月に1000億円を調達しました。

2024年6月に劣後特約付借入金500億円を期限前弁済しました。

#### (7) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位：百万円)

設備投資の総額	48,329
---------	--------

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

ロ. 重要な設備の新設等

2024年度は、国内不動産の取得・改修およびソフトウェアの取得等、ならびに国内不動産の売却等を実施しましたが、重要な設備の新設、拡充、改修、および重要な設備の処分、除却として特記する事項はありません。

## (8) 重要な子会社等の状況

### a. 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社）

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
メディケア生命保険株式会社	東京都江東区	生命保険業	2009年10月1日	80,000百万円	100%
スミセイ情報システム株式会社	大阪府大阪市	コンピューター関連業務	1971年5月12日	300百万円	100%
アイアル少額短期保険株式会社	東京都中央区	少額短期保険業	1984年4月25日	299百万円	100%
株式会社スミセイビルマネージメント	東京都中央区	不動産維持管理業	1967年6月1日	100百万円	100%
いずみライフデザイナーズ株式会社	東京都港区	保険募集業	1983年1月4日	100百万円	100%
株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング	東京都新宿区	保険募集業	1995年4月3日	100百万円	100%
株式会社PREVENT	愛知県名古屋	医療データ解析および生活習慣病の重症化予防支援事業	2016年7月15日	100百万円	100%
スミセイ・アセット・マネジメント株式会社	東京都新宿区	投資運用業	2022年4月1日	100百万円	100%
スミセイビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	事務処理代行業	1985年1月4日	70百万円	100%
株式会社スミセイハーマネージャー	大阪府大阪市	事務受託業	2001年2月1日	50百万円	100%
住生物産株式会社	大阪府大阪市	物品販売業	1969年1月13日	10百万円	100%
株式会社シーエスエス	大阪府大阪市	収納代行業	1976年2月16日	10百万円	100%
株式会社保険デザイン	大阪府大阪市	保険募集業	2008年7月1日	20百万円	95%
スミセイ保険サービス株式会社	大阪府大阪市	生保確認業	1978年5月1日	15百万円	80% (100%)
新宿グリーンビル管理株式会社	東京都新宿区	不動産維持管理業	1985年10月30日	20百万円	3.52% (64.70%)
Singapore Life Holdings Pte. Ltd.	Singapore	金融持株会社	2020年7月17日	2,258 百万シンガポールドル	100%
Symetra Financial Corporation	Bellevue, U.S.A.	金融持株会社	2004年2月25日	1米ドル	100%

(注) 当社が有する子会社等の議決権比率の( )内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。

b. 関連法人等（保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等）

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
マイコミュニケーション 株式会社	愛知県名古屋市	保険募集業	2000年5月1日	76百万円	43.00%
日本ビルファンド マネジメント株式会社	東京都中央区	投資信託委託業および投 資法人資産運用業	2000年9月19日	495百万円	35%
株式会社エージェン ト・インシュアランス グループ	東京都新宿区	保険募集業	2001年6月1日	336百万円	30.47%
ジャパン・ペンシ ョン・ナビゲーター 株式会社	東京都中央区	確定拠出年金運営管理業	2000年9月21日	1,600百万円	15.95%
PT BNI Life Insurance	Jakarta, Indonesia	生命保険業	1996年11月28日	300,699 百万インドネシア ルピア	39.99%
Baoviet Holdings	Hanoi, Vietnam	金融持株会社	2007年10月15日	7,423,227 百万ベトナムド ン	22.08%

(注) 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.傘下の生命保険業を営む会社等7社が子会社、Symetra Financial Corporation傘下の生命保険業を営む会社等14社が子会社及び子法人等、Baoviet Holdings傘下の生命保険業を営む会社1社が持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。

## (9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2024年4月24日	当社は、当社の子会社であるSymetra Financial Corporationが行った6.5億米ドル（約1004億円）の増資の引受けを行いました。
2024年6月14日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはSymetra CLO 2024- 1,Ltd.を設立し、同社は当社の子法人等となりました。
2024年11月8日	当社の子会社であるSingapore Life Holdings Pte. Ltd.はSinglife Philippines Inc.への増資を実施し、同社の資本金は2500百万フィリピンペソから3100百万フィリピンペソへ増加しました。
2024年11月18日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはGreenwell Springs Road, LLCを設立し、同社は当社の子会社となりました。
2024年12月12日	当社の子会社であるSingapore Life Holdings Pte. Ltd.はNavigator Investment Services Limitedへの増資を実施し、同社の資本金は90百万シンガポールドルから108百万シンガポールドルへ増加しました。
2025年2月26日	当社の子法人等であるSymetra CLO 2024- 1,Ltd.は、Symetra CLO 2025- 1,Ltd.に社名変更しました。
2025年3月28日	当社は、当社の子会社であるアイアル少額短期保険株式会社が行った約6億円の増資の引受けを行うとともに、アイアル少額短期保険株式会社は、約3億円の減資を行いました。

## (10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状態

#### a. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
橋本雅博*	取締役会長 指名委員 報酬委員		
高田幸徳*	取締役 指名委員 報酬委員		
角英幸*	取締役		
米森剛志*	取締役		
百合達哉	取締役 監査委員		
森公高	取締役 (社外役員) 監査委員長	・日本公認会計士協会 相談役 ・三井物産株式会社 社外監査役 ・東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役監査等委員	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
片山登志子	取締役 (社外役員) 監査委員	・片山・平泉・梶座法律事務所 パートナー ・近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役	
山本謙三	取締役 (社外役員) 指名委員長 報酬委員長	・オフィス金融経済イニシアティブ 代表 ・株式会社ブリヂストン 社外取締役 ・株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役	
白河桃子	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員	・相模女子大学大学院 特任教授 ・株式会社ジョイフル本田 社外取締役 ・大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役	
石井茂	取締役 (社外役員) 監査委員	・ソニーグループ株式会社 社友 ・株式会社横浜銀行 社外取締役	
小林充佳	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員	・西日本電信電話株式会社 相談役 ・阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役 ・セーレン株式会社 社外取締役 ・関西テレビ放送株式会社 社外取締役	

- (注) 1. \*印を付した取締役は、執行役を兼務しております。  
2. 監査委員会については内部監査部をはじめとした社内関連部門との十分な連携が必要であることを踏まえ、監査の実効性を確保する観点から、社内取締役である百合達哉を常勤の監査委員として選定しております。  
3. 取締役白河桃子は、2025年3月31日付で相模女子大学大学院特任教授を退任し、2025年4月1日付でiU情報経営イノベーション専門職大学特任教授に就任しました。これにより、2025年4月1日時点の重要な兼職は以下のとおりとなります。  
・iU情報経営イノベーション専門職大学 特任教授  
・株式会社ジョイフル本田 社外取締役  
・大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役

## b. 執行役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
橋本雅博*	代表執行役		
高田幸徳*	代表執行役社長		
角英幸*	代表執行役副社長 グループ・サステナビリティ オフィサー	[ブランドコミュニケーション部、企画部、主計部、経理部] 担当	
栄森剛志*	代表執行役専務	[事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金サービス部、契約審査部、法人総合サービス部] 担当	
松本巖	執行役専務	[運用企画部、ALM証券運用部、バランスファンド運用部、特別勘定運用部] 担当	
堀江喜義	執行役専務	[営業企画部、Vitality戦略部、ウェルズ開発部、営業総括部、大阪総括部、損保事業部、首都圏本部、近畿北陸本部、大阪すみれい事業部] 担当	
岩井豊城	執行役常務	[代理店事業部、代理店事業管理部、代理店営業部] 担当	
汐満達	執行役常務	[CX企画部、財務部、不動産部、情報システム部] 担当	
藤秀壮	執行役常務	[年金事業部、法人総括部、公法人部] 担当、 [コンプライアンス統括部、内部監査部] 副担当	
香山真	執行役常務	[総務部、勤労部、人事部、人財共育本部事務局] 担当	
高尾延治	執行役常務	[コンプライアンス統括部、調査広報部、商品部] 担当	
橋本篤史	執行役常務	[お客さま本位推進部、営業人事部、営業教育部] 担当	
寺崎啓介	執行役常務	[内部監査部、運用審査部、運用管理部] 担当	
川口謙誠	執行役常務	[国際業務部、事業企画部] 担当	

- (注) 1. \*印を付した執行役は、取締役を兼務しております。  
2. 2025年3月31日時点で、藤秀壮は、コンプライアンス統括部副担当として商品部に関する事項を担当しております。また、内部監査部副担当として運用審査部・運用管理部に関する事項を担当しております。  
3. 2025年3月31日の終了をもって、執行役常務藤秀壮は、執行役を辞任しております。  
4. 2025年4月1日付で、執行役常務岩井豊城および香山真は執行役専務に就任しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	7	160
執行役	15	858
計	22	1,019

- (注) 1. 取締役と執行役の兼務者の支給人数および報酬等は、執行役の欄に記載しております。また、上記支給人数・報酬等には、2024年度末よりも前に退任した取締役、執行役のうち、2024年度中に報酬を支給した者（執行役1名）を含んでおりません。
2. 報酬等の決定に関する方針、報酬等の総額の内訳、報酬等の決定過程等は次のとおりです。
- a. 報酬委員会の定める「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」

<p>1. 基本方針</p> <p>執行役および取締役の個人別の報酬等に関しては、執行役および取締役の職務の内容ならびに当社の状況等を勘案して決定するものとする。</p> <p>具体的には、以下のとおりとする。</p> <p>a. 契約者およびその他ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容とする。</p> <p>b. 企業価値の増大に向けた役員インセンティブを高める報酬内容とする。（経営の監督を担う非執行の取締役に對しては、本項目は適用しない）</p> <p>c. 報酬等の水準は、外部専門機関による他社水準の調査結果等を活用し、誠実な業務遂行等を通じて持続的かつ安定的に成長する会社を目指すという役員役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。</p> <p>d. 優秀な人材を当社の執行役および取締役として確保することができる報酬内容とする。</p> <p>2. 報酬体系</p> <p>業務執行を担う執行役と経営の監督を担う非執行の取締役に對する報酬体系は、別体系とする。</p> <p>a. 執行役の報酬体系</p> <p>執行役の報酬は、「固定報酬」と「業績連動報酬」とで構成するものとする。なお、使用人を兼務する執行役については、執行役の報酬のみとする。</p> <p>具体的には、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 固定報酬</p> <p>役位および職務内容に応じ決定する。</p> <p>(2) 業績連動報酬（単年度）</p> <p>役位および職務内容別に定め、会社業績に応じ、一定の範囲内で決定する。</p> <p>全社業績連動指標は、前年度のEV事業収益の達成率（経営計画との対比）とし、その達成率を乗じて業績連動報酬を決定する。なお、達成率は、上下限を90%～120%とする。</p> <p>業績連動報酬は、生命保険事業の長期性および公共性を前提として、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させる観点から、報酬総額の27.5%（業績連動指標100%達成の場合）とする。部門評価対象の執行役に関しては、業績連動報酬のうち、上記全社業績連動指標が70%、部門評価対象が30%とする。</p> <p>(3) 業績連動報酬（中長期）</p> <p>執行役には、中長期で顕著な業績貢献がある場合には、退任時に報酬委員会で決議の上、執行役在任期間のEVの倍率をベースとした業績連動報酬（EV）および、非財務評価に応じたポイント累計をベースとした業績連動報酬（非財務）を支給することができる。</p> <p>なお、執行役の責任による不祥事等が発生した場合には、報酬委員会で決議の上、全額または一部を支給しないことができることとする。</p> <p>注）執行役および取締役への退任慰労金は、年功要素が強いため、2006年に廃止している。</p> <p>b. 取締役の報酬体系</p> <p>取締役の職務は経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できるよう、職務内容に応じた固定報酬とする。なお、執行役を兼務する取締役に對しては、取締役の報酬は支給しない。</p> <p>3. 報酬の水準</p> <p>同業他社も含め、産業界で中上位の水準を志向する。そのため、外部専門機関の調査結果等入手し、報酬委員会において、適宜見直しを行うこととする。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 【固定報酬と業績連動報酬（単年度）の支給割合】

取締役（執行役を兼務する者は除く）	固定報酬：100%
執行役	固定報酬：72.5%、業績連動報酬：27.5%

### 【業績連動報酬に係る指標】

全社業績連動指標	EV事業収益の経営計画に対する達成率	
部門評価	保険営業を所管する執行役	新契約価値の経営計画に対する達成率
	上記以外の執行役	所管する部門のKPI等の達成状況に基づく総合評価

### 【当該指標を選択した理由】

EV事業収益	「新契約価値」「既契約からの収益」「解約失効・事業費の影響」等に基づき、経済環境の影響を除いた年度のEVの増加額であり、経営の成果を総合的に表す指標として選択
新契約価値	新契約から将来生じる利益の現在価値であり、保険営業部門の年度の取組みの成果を端的に表す指標として選択

【業績連動報酬の額の決定方法】

役位ごとの基本額を定め、上記の業績連動に係る指標を乗じて決定します。

【役職ごとの報酬の決定に関する方針】

会長・社長	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を100%適用
上記以外の執行役	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を70%、部門評価を30%適用

b. 報酬等の総額

【役員区分別・種類別の報酬額】

(単位：百万円)

区 分	支給人数	固定報酬	業績連動報酬	報酬等の合計
取締役	7	160	－	160
執行役	15	560	297	858
合計	22	721	297	1,019

(注) 報酬等の総額が1億円以上に該当する者はなし。

【業績連動報酬に係る指標の目標および実績】

2024年度の業績連動報酬は、各指標の2023年度の業績に基づいており、目標および実績は次のとおりです。

(単位：億円)

指 標	目 標	実 績
E V 事業収益	1,880	2,367
新契約価値（リテール部門）	1,709	1,248
新契約価値（代理店部門）	256	236

また、サステナビリティ経営方針のもと各ステークホルダーのウェルビーイング実現に向けた取組みを推進するため、サステナビリティ経営を進捗させる動機付けとして、業績連動報酬（中長期）に新たに業績連動報酬（非財務）を導入しており、2023年度業績から評価を始め、2024年度以降の報酬から適用しております。

業績連動報酬（非財務）については、「Vision2030」で掲げる「ウェルビーイング貢献領域」（※）ごとの進捗状況について報酬委員会で評価しており、2023年度の評価結果は、「サステナビリティ経営が進捗した」となりました。

※次のとおり、ステークホルダーごとに、ウェルビーイング貢献領域を設定

ステークホルダー	ウェルビーイング貢献領域
お客さま、社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険を通じた安心の提供</li> <li>・ 健康増進への貢献</li> <li>・ 充実した暮らしを支える</li> <li>・ 国・地域の健康・ウェルビーイングのサポート</li> </ul>
ビジネスパートナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビジネスパートナーの成長</li> </ul>
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球環境の改善</li> </ul>
従業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人財の活性化、エンゲージメントの向上</li> </ul>

c. 報酬等の決定過程

【報酬等の決定に関する権限を有する者の名称、および権限の内容】

名 称	権 限 の 内 容
報 酬 委 員 会	・「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」の策定 ・執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定

【報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容】

実 施 日	活 動 内 容
2024年 5 月 9 日	報酬委員会にて「取締役（常勤監査委員）の固定報酬の改正」を決議。「2023年度非財務評価」を審議。「業績連動報酬への非財務評価導入に伴うディスクローズ」を報告。
2024年 6 月17日	報酬委員会にて「2023年度非財務評価」、「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」の改正、「退任執行役の報酬」を決議。「2024年度執行役の報酬」を審議。「業績連動指標に使用する『EV』『EV事業収益』の定義」、「2024年度執行役の目標および取組事項」を報告。
2024年 7 月 2 日	報酬委員会にて「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」、「2024年度執行役および取締役の個人別の報酬」を決議。
2024年 8 月 7 日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2024年 9 月 6 日	報酬委員会にて「定量評価対象執行役の評価方法の見直し」を審議。
2024年10 月 7 日	報酬委員会にて「定量評価対象執行役の評価方法の見直し」を審議。 報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2024年11月18日	報酬委員会にて「定量評価対象執行役の評価方法の見直し」を決議。「2024年度経営者報酬調査」を報告。 報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2024年12月23日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2025年 2 月10日	報酬委員会にて「昇任執行役の個人別の報酬」を決議。「非財務評価開示の方向性」を審議。
2025年 3 月 5 日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。

【当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由】

執行役等の個人別の報酬等の内容は、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会の決議により決定しております。報酬委員会は、「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」との整合性を含めた多角的な観点から審議を行った上で、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約・補償契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
森 公 高 片 山 登志子 山 本 謙 三 白 河 桃 子 石 井 茂 小 林 充 佳	保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定します。

※補償契約について、該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役 および執行役	被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害のうち、第三者訴訟および社員代表訴訟の場合に、法律上の損害賠償金および争訟費用を被保険者が負担することによって生ずる損害を補填するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

##### a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
片山 登志子	片山・平泉・梶座法律事務所 パートナー 当社と片山・平泉・梶座法律事務所の間に特別な関係はありません。
山本 謙三	オフィス金融経済イニシアティブ 代表 当社とオフィス金融経済イニシアティブの間に特別な関係はありません。

##### b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
森 公高	三井物産株式会社 社外監査役 当社は、三井物産株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役監査等委員 当社は、東日本旅客鉄道株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。
片山 登志子	近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、近鉄グループホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有するとともに融資を行っております。
山本 謙三	株式会社ブリヂストン 社外取締役 当社は、株式会社ブリヂストンと保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有しております。 株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役 当社は、株式会社ゆうちょ銀行の株式を保有しております。また、当社と代理店契約を締結しております。
白河 桃子	株式会社ジョイフル本田 社外取締役 当社は、株式会社ジョイフル本田の株式を保有しております。 大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役 当社と大和アセットマネジメント株式会社の間に特別な関係はありません。
石井 茂	株式会社横浜銀行 社外取締役 当社は、株式会社横浜銀行と保険の取引があります。また、当社へ外貨建定期預金、コールローンを行うとともに、代理店契約を締結しております。
小林 充佳	阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、阪急阪神ホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 セーレン株式会社 社外取締役 当社は、セーレン株式会社の株式を保有しております。 関西テレビ放送株式会社 社外取締役 当社は、関西テレビ放送株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。

##### c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係

該当事項はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言その他の活動状況
森 公 高	2017年7月4日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会15回開催、うち15回出席	企業会計に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員長として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
片 山 登志子	2018年7月3日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会15回開催、うち15回出席	消費者問題および法律に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
山 本 謙 三	2019年7月2日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会6回開催、うち6回出席 報酬委員会7回開催、うち7回出席	金融・経済に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員長および報酬委員会委員長としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
白 河 桃 子	2022年7月5日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会6回開催、うち6回出席 報酬委員会7回開催、うち7回出席	ダイバーシティ等に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。

氏名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言 その他の活動状況
石井 茂	2023年7月4日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会15回開催、うち15回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
小林 充佳	2023年7月4日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会6回開催、うち6回出席 報酬委員会7回開催、うち7回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6	108	—

### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

## 4 基金に関する事項

### (1) 基金拠出額

50,000百万円

### (2) 当年度末基金拠出者数

1名

### (3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
住友生命2023基金流動化株式会社	50,000 百万円	100 %

(注) 住友生命2023基金流動化株式会社は、基金債権を裏付け資産とする社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 羽太 典明 指定有限責任社員 辰巳 幸久 指定有限責任社員 中山 卓弥	244* ※当社と会計監査人との間の監査契約において、保険業法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。	監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。また、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務以外の業務である「アシュアランスレディネス業務」等についての対価を支払っております。

(注) 1. 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は439百万円です。

2. 当社及び当社の子会社が会計監査人及び会計監査人と同一のネットワーク（KPMGメンバーファーム）に支払うべき監査証明業務に基づく報酬は1406百万円、非監査業務に基づく報酬は154百万円です。

### (2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1. 監査委員会は、保険業法第53条の9第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、監査委員全員の同意により、解任することが妥当と判断する場合には、会計監査人を解任します。
2. 監査委員会は、前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、総代会決議により会計監査人を解任することが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定します。
3. 監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが不適切と認められる場合には、会計監査人の不再任の検討を行います。監査委員会は、会計監査人を不再任とすることが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定します。

ロ. 当社の重要な子法人等のうち、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.およびSymetra Financial Corporationは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

## 6 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をサステナビリティの視点から明文化した「サステナビリティ経営方針」および中長期的に目指していくお客さまの視点から見た当社の姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。経営方針を役職員が行動レベルで実践するための指針として「住友生命グループ行動規範」を制定しており、また、お客さまの最善の利益を追求する観点から、「お客さま本位の業務運営方針」を策定し、公表している。

上記の経営方針等に則り、当社および子会社等（以下、「グループ」という）における業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号口およびホの規定に基づき取締役会が「内部統制基本方針」を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

また、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」を定め、グループ全体の経営管理体制の高度化を図る。

当社は、内部統制基本方針およびグループ経営管理基本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

### 1. 監査委員会の職務の執行のための体制

#### ①監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- a. 監査委員会の直属の組織である監査委員会事務局を置く。
- b. 監査委員会事務局には、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示命令に基づき監査委員会を補助する監査委員会事務局長および職員（以下、あわせて「所属職員」という）を配置する。
- c. 監査委員会事務局に関する次の事項について、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
  - (1) 定員および予算
  - (2) 所属職員の異動、給与、考課および賞罰

「監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項」の運用状況の概要

- ・ 監査委員会運営に関する事務ならびに監査委員会および監査委員会が選定する監査委員の監査職務の補助等を行う監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局長および8名の職員を配置している。
- ・ 監査委員会事務局に関する定員および予算ならびに所属職員の異動、給与、考課および賞罰については、監査委員会の同意を得ている。

#### ②監査委員会への報告に関する体制

- a. 次に掲げる方法により、監査委員会への報告体制を確保する。
  - (1) 重要な会議への監査委員の出席
  - (2) グループ各社の取締役、執行役、監査役、執行役員その他の使用人またはこれらの者から報告を受けた者からの監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告

- b. 前記aの方法により監査委員会への報告を要する事項は次に掲げる事項とする。
- (1) 担当執行役（担当執行役員を含む。以下同じ。）以上の職位によって決裁された事項
  - (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実（子会社等における事実を含む）
  - (3) 法令または定款に違反する重大な事実（子会社等における事実を含む）
  - (4) 内部通報制度における通報状況（国内の子会社における通報状況を含む）
  - (5) 内部監査の実施状況およびその結果（子会社等を対象とするものを含む）
  - (6) その他監査委員会が報告を求める事項
- c. 前記bに掲げる報告を行った者に対して、不利な取扱いを行わない。

「監査委員会への報告に関する体制」の運用状況の概要

- ・常勤監査委員が経営政策会議等の諸会議に出席している。
- ・各種規定において、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への定例的・臨時的報告について定めており、規定どおり対応している。
- ・担当執行役以上の職位によって決裁された決裁書については、随時常勤監査委員が閲覧している。また、監査委員会に報告を要する事項については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員に報告する旨を各関連規程に明記し、規定どおり対応している。
- ・監査委員会に報告を要する事項の報告を行った者が不利な取扱いを受けないよう、「内部通報規程」に定める通報・相談者の保護に関する取扱いに準じた対応を行っている。

- ③監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、その職務の遂行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査委員会の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを負担する。

「監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」の運用状況の概要

- ・出張旅費や図書情報費等、監査委員会がその職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査委員会の職務の執行に必要な費用を支出している。

- ④その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査委員会には常勤の監査委員を置く。常勤の監査委員は原則として社内取締役とする。
- b. 内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
- c. 監査委員会または監査委員会が選定する監査委員は、監査職務を遂行するために必要があるときは、内部監査部長に対して必要な報告または調査を指示する。内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示あるときは、各執行役等から独立して当該指示に従い、必要な対応を講じる。
- d. 監査委員会は、監査職務を遂行するために必要があるときは、監査委員会事務局所属の職員を子会社の監査役として派遣する。

- e. 前3項および前記aからdまでの定め、ならびに「監査規則」にも留意し、監査委員会と代表執行役等との意思疎通および情報交換を行うための体制を整備するなど監査委員会の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

- ・ 監査委員会に社内取締役である常勤監査委員1名を置いている。
- ・ 内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る旨を「職務権限規程」に定めており、規定どおり対応している。
- ・ 内部監査部は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の調査指示に基づき、必要な調査を行っている。
- ・ 監査委員会事務局所属の職員を非常勤監査役として子会社2社に派遣している。
- ・ 2024年度において、監査委員会と代表執行役社長および執行役（員）が意見交換を行う等、監査委員会による監査機能の実効性向上に努めている。

## 2. 業務の適正を確保するための体制

①執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」および保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」に基づき、次のとおり法令等遵守を徹底する。
- (1) コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する。
  - (2) 内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
  - (3) コンプライアンス統括部担当執行役は、法令等遵守に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- b. 執行役の選任にあたっては、候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。
- c. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。
- d. 「情報開示規程」に基づき、企業情報を適時、適切に開示することで、経営の健全性および透明性の向上を図る。
- e. 保険契約上の責務を確実に履行するため、「財務の健全性・保険計理管理方針」に基づき、適切に財務の健全性・保険計理管理を行い、財務の健全性の確保を図る。
- f. 「財務報告に係る内部統制の評価規程」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、改善に努めることで、財務報告の信頼性を確保する。

「執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」  
の運用状況の概要

- ・コンプライアンス統括部は、全社におけるコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」等に基づき、全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理している。
- ・通報・相談に対しては「内部通報・相談窓口」または「社外弁護士窓口」で受付を行い、通報・相談者の意向を踏まえ適切に対応している。
- ・コンプライアンス統括部担当執行役は年1回、法令等遵守および保険募集管理に関する状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。
- ・指名委員会において執行役候補者の知識経験や社会的信用等を勘案した審議を行い、取締役会はその結果を踏まえて執行役を選任している。
- ・反社会的勢力による関与またはそのおそれが生じた場合は、各組織は直ちに総務部へ報告し、総務部と連携のうえ必要な対応を行っている。
- ・各組織は「情報開示規程」に定める情報に該当する可能性がある情報の存在を知った場合、企画部に連絡を行ったうえで、情報開示の要否ならびに開示する情報の範囲および内容について、情報の種類および重要度に応じて、職務権限規程に基づいて決定を行っている。
- ・主計部は、「財務の健全性・保険計理管理方針」およびその下位規定に基づき、次の3つの事項に関する管理を実施している。
  - ①責任準備金等の適切な積立て
  - ②ソルベンシー・マージン比率の適正な算定
  - ③法令等で求められている経営分析や区分経理等の適切な実施
- ・主計部担当執行役は、四半期に1回財務の健全性・保険計理管理の状況を取締役会へ報告している。
- ・内部監査部は、金融商品取引法第24条の4の4および第193条の2等に準じて、財務報告に係る内部統制の有効性を評価している。また、有効性を評価した上で内部統制報告書を作成し、保険契約者等に開示するとともに、監査法人による監査を受けている。

・このほか、2024年度においては次の取組みを行っている。

2024年度における主な取組み	
法令等遵守体制 保険募集管理体制	法令等遵守体制 ・コンプライアンス強化月間を中心に、住友生命グループ行動規範およびお客さま本位の視点に基づいた研修、募集ルール等の浸透やルール不知による不適切行為防止に向けた教宣、処分事例教材等による継続的な教育を実施した。 ・疑わしい取引、利益相反、法人関係情報の管理、F A T C A（注1）報告・モニタリングについて、引き続き適切に実施した。 保険募集管理体制 ・社内外での不祥事故等の発生事案を踏まえた潜在的なリスク検知に向けたモニタリング、要指導・要把握職員の牽制・指導にスポットを当てた予兆把握・未然防止運営を継続実施した。 ・代理店への新規委託時や既存委託先への臨店指導時において、代理店部門が把握した情報を基にコンプライアンス統括部が適切性を確認するなど、代理店部門とコンプライアンス統括部が引き続き連携しモニタリングの実効性を高めた。 ・本社販売部門のサポートチームにおいて、支部ごとのリスク評価・定量分析や重点支社へのサポートを実施し、支社における自律的な改善指導の取組みおよびいち早い予兆把握を促進した。 ・営業職員取扱いの他社商品についてモニタリング・牽制・教育を継続して行ったほか、取扱知識のレベルアップに向け、研修や教宣資料により募集基本ルールの周知徹底を図った。 （注1）外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）の略で、米国以外の金融機関の口座を利用して米国の税金を逃れることを防止するために制定された米国連邦法。
職場環境コンプライアンス 内部通報制度	職場環境コンプライアンス ・ハラスメント防止に向けたモニタリングを継続するとともに、不正行為やハラスメント等の懸念を感じた際に躊躇せず職場の上司等に相談する「スピークアップの風土」の醸成への取組みを開始し、毎月の動画研修や、営業職員初期教育において継続的な教宣を行った。 内部通報制度 ・内部通報受付件数の社外開示、社内イントラネットにおける内部通報受付状況の開示範囲拡大や、通報者保護取組みの教宣の拡充等により内部通報制度の信頼性・有効性向上を図った。また、パワーハラスメント懸念の申出が継続的に発生している状況を踏まえ、管理職を対象とした研修、教材の提供、パワーハラスメントへの意識向上・未然防止への注意喚起等の継続的な教宣を行った。
情報開示	・経営戦略と情報開示の一体化の一環として、昨年の統合報告書に引き続き、情報開示規程・情報開示協議会の所管についても、全社の経営戦略の企画・調整を所管する部署へ移管した。同協議会において「ウェルビーイングをひろげる開示」、「サステナビリティを支える開示」についての議論を実施した。

## ②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」の運用状況の概要

- ・「情報保存規程」に基づき、紙・電子それぞれの文書に関する管理方法を細則に定め、適切な保存・廃棄を行っている。
- ・規定、教材等を全職員が閲覧できるよう、それらを一元的に管理する社内イントラネットシステムを構築・運用している。
- ・このほか、2024年度においては次の取組みを行っている。

	2024年度における主な取組み
適切かつ効率的な情報保存・管理	・「情報保存規程」および関連細則に基づき、保存期限を設定のうえ適切な場所にて文書を保存するとともに、関連細則に基づき保存期限を迎えた文書の廃棄を行った。

## ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」およびリスクの種類に応じて定める各リスク管理方針に基づき、次のとおりリスク管理を行う。

- (1) リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。
- (2) リスク管理統括部担当執行役は、リスク管理に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

b. 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画（BCP）」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の運用状況の概要

- ・リスク管理統括部は、取締役会が年度ごとに決議する「統合的リスク管理計画」に基づき、統合的リスク管理を行っている。
- ・保険引受リスク・流動性リスク・資産運用リスク・オペレーショナルリスク等、各リスクに応じた管理方針および管理部門を定めている。また、各リスクについて、それぞれ策定した管理計画に基づくリスク管理を行っている。
- ・リスク管理統括部担当執行役は年2回、リスク状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。
- ・危機発生時の具体的対応を規定した「危機管理マニュアル」・「業務継続マニュアル」を定めるとともに、災害等危機管理に関する計画を毎年策定し、同計画に基づく訓練を実施する等、体制の維持・向上に努めている。

・このほか、2024年度においては次の取組みを行っている。

	2024年度における主な取組み
統合的リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済価値ベースの資本規制導入を見据え、単体の内部管理E S R（注1）について新資本規制案を踏まえ見直し、それに基づくリスク管理を実施した。連結の内部管理E S Rについては、海外子会社の統合方法等の動向も踏まえ継続的に検討を行った。</li> <li>・資産運用の収益力強化への取組みを踏まえ、国内金利変動によるE S R等への影響、重点管理資産の投資状況、株式、オープン外国国債等の相場変動による含み損益や減損への影響等のモニタリング結果を経営政策会議等に報告した。</li> <li>・連結E S R、連結ソルベンシー・マージン比率等の定期的なモニタリングに加え、大幅な相場下落時においては影響を都度確認し経営層に報告を行った。また、定例のストレステストに加え、2023年度第4四半期と2024年度第2四半期のリスク状況報告において、代表的な2つのストレスシナリオ（リーマンショック、金利上昇）下での状況の概算を新たに実施した。</li> </ul> <p>（注1）Economic Solvency Ratioの略。</p>
サイバーセキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部育成プログラム等を活用してセキュリティ人材の継続的な育成を行った。</li> <li>・外部委託セキュリティ評価について、チェック表による確認に加えて評価サービスを導入することにより、拡充・効率化を図った。</li> <li>・DX推進に伴うシステム開発案件の増加に伴い、開発スピードに対応したセキュリティ診断サービスの利用を拡大した。また、クラウドサービスの利用拡大を踏まえ、設定内容を監視するサービスを導入した。</li> <li>・引き続き効率的、効果的なセキュリティ投資となるよう、セキュリティ活動の目標を設定するとともに、一定の水準を維持したうえでのコスト削減に取り組んだ。</li> </ul>
危機管理体制・業務継続計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「南海トラフ地震臨時情報」発令時対応マニュアル、新型インフルエンザ等対策・マニュアルのレベルアップや、富士山噴火対策マニュアルの新設を実施したほか、令和6年能登半島地震への対応の振返りを行い、認識された課題への対応を進めた。</li> <li>・首都直下地震の被害を想定した危機対策本部設置訓練を、従来より難易度を上げる形で実施した。また、災害対応ツールについて、管理職向けの研修等で周知を図ったほか、各種訓練での活用・振返りを実施した。</li> </ul>

#### ④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 組織・事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。
- 経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振返りを行い必要な改善を図る。
- I Tガバナンス管理体制についての基本的な事項を定めた「I Tガバナンス管理方針」に基づき、I T戦略の適正な策定および実行を図る。

「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

- ・「組織規程」に定める組織・事務分掌を経営環境等に即して随時改正している。また、「職務権限規程」等については定期的な見直しを行うとともに、必要に応じた改正を行い、適切かつ効率的な意思決定のあり方を追求している。
- ・1事業年度を遂行期間とする年間経営計画および3事業年度を遂行期間とする中期経営計画を取締役会が策定するとともに、取締役会において年2回の振返りを実施している。
- ・「ITガバナンス管理方針」およびその下位規定ならびに経営計画を踏まえて、中期システム化計画を取締役会が策定するとともに、その遂行状況について単年度ごとに取締役会に報告している。
- ・IT戦略委員会において、IT戦略およびIT投資に係る重要事項の部門横断的な審議を行っている。
- ・このほか、2024年度においては次の取組みを行っている。

	2024年度における主な取組み
ガバナンス体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的なビジネス戦略に関する議論、取締役間の意見交換の充実を目的に、取締役会外での議論セッションを実施した。</li> <li>・重要テーマに関する審議時間の確保のため、取締役会付議事項の絞り込み・案件の性質に応じた報告方法の整理、取締役会の指示・意見事項のフォローアップ体制の整備を行った。</li> <li>・ステークホルダーへの理解の深化を目的に、社外取締役と営業職員等との意見交換会を開催した。</li> </ul>
経営計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「スミセイ中期経営計画2025」および「2024年度経営計画」の遂行状況を確認するとともに、外部環境を踏まえ、「2025年度経営計画」を策定した。</li> <li>・「2024年度経営計画」に基づき各部門ごとの業務執行計画を策定し、年2回の振返りを実施した。</li> <li>・次期中期経営計画の策定に向けて、グループ中期経営計画の考え方、ERMの高度化等について、関係部門での協議を行った。</li> </ul>
収益管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連結財務諸表の適切性を確保するため、財務諸表数値等について、シングライフを含む連結対象子会社等とのメール・Web会議による定期的な情報連携を実施した。</li> <li>・全体最適な投資案件の優先順位付けに基づき、財源を確保した真に必要な新規投資案件に対し、投資効果増大に向けた支援を実施した。また、期中の予算調整により、販売促進への戦略的財源投入を実施した。</li> <li>・合理化取組みへの財源投入や過去の投資案件の再点検等、既存経費の計画的な合理化に引き続き取り組んだ。</li> <li>・2025年に導入が予定されている経済価値ベースの資本規制について、公表された基準案を踏まえた対応の方向性の検討や、2025年度に実施予定の本番を想定した試行（ドライラン）に向けた実施態勢等の方針検討を行った。</li> </ul>

- ⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」に基づき、次の各体制について、グループとしての管理体制を構築する。
    - (1) 法令等遵守体制
    - (2) 保険数理管理体制
    - (3) リスク管理体制
    - (4) 外部委託体制
    - (5) 内部監査体制
  - b. 「グループ経営管理基本方針」、「子会社等経営管理方針」および経営管理に関する契約に基づき、次の事項を含む子会社等の経営管理を行う。
    - (1) 子会社等の経営状況等に関する取締役会または経営政策会議への報告
    - (2) 子会社におけるリスク管理に関する規程の整備および子会社等リスク管理計画の策定・定期的な振返り
    - (3) 子会社等経営管理計画および子会社における年度経営計画の策定・定期的な振返り
    - (4) 子会社における法令等遵守に関する規程の整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・定期的な振返り
  - c. 必要に応じて当社の役職員を子会社等の監査役または取締役として派遣し、子会社等の内部統制システムの有効性を確認する。
  - d. 「再建計画規程」に基づき再建計画を策定し、危機発生時におけるグループの健全性の迅速な回復を図る。

「相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

- ・各体制における経営管理の基本的な考え方や管理手法等、グループ各社が認識しておくべき事項を定めたグループ法令等遵守方針、グループ保険数理方針、グループリスク管理方針、グループ外部委託管理方針、グループ内部監査方針を定め、各社に周知している。
- ・グループ経営管理部門において、子会社等や子会社等経営管理部門とも連携のうえ、チェックシートを用いた子会社等の各経営管理体制の整備・運用状況の確認等の具体的な管理手法や取締役会等への報告体制を構築し、グループベースの経営管理を実施している。
- ・取締役会においてグループ各社の経営管理体制の整備・運用状況の確認を行い、グループ経営管理体制の実効性を確認している。
- ・事業企画部等の担当執行役は、海外子会社等およびマルチチャネル戦略に関わる国内子会社等の経営状況について年2回、それ以外の子会社等の経営状況について年1回、取締役会へ報告している。
- ・国内外の子会社に対し、リスク管理や法令等遵守等、内部統制に関する規程に基づき、リスク管理やコンプライアンスに関する計画の策定を求め、その振返り結果について定期的に報告を受けている。
- ・取締役会において「子会社等経営管理計画」を策定し、年1回の振返りを実施している。また、「子会社等経営管理計画」等に基づき子会社に経営計画を策定させ、その振返り結果について定期的に報告を受けている。
- ・国内外の子会社、関連法人に対し、各子会社等の機関設計や当社の出資比率等を踏まえて取締役または監査役を派遣しており、これらの取締役または監査役を通じて経営状況の把握や内部統制システムの有効性の確認を行っている。
- ・再建計画規程に再建計画の定義や構成、見直しの頻度、経営や各組織の役割を定め、特段の事情がない限り、年1回再建計画の見直しを実施し、取締役会において決議することとしている。
- ・このほか、2024年度においては次の取組みを行っている。

2024年度における主な取組み	
グループガバナンスに関する内部統制システムの必要に応じた改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年度に構築したグループ経営管理体制に基づき、2022年度以降本格的に開始したグループ全体の法令等遵守、保険数理、リスク管理、外部委託および内部監査の各経営管理体制について、グループ各社の体制整備および運用状況の確認を行うとともに、特段の問題がないことを取締役会に報告した。</li> <li>・I A I G指定を見据えた内部統制システムの整備を2023年度までに完了したことを受け、グループ経営管理の更なる高度化を進めている。グループ機能別横断会議開催の検討を行うとともに、各子会社のコンプライアンスに係るリスクの共通目線での評価を実施した。</li> <li>・危機発生時におけるグループの健全性回復を定めた「再建計画」を策定した。あわせて、内部統制基本方針を含む必要な規定改正等を実施した。</li> </ul>
子会社等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに子会社化した株式会社PREVENTの内部管理態勢の整備に取り組んだほか、子会社等の経営状況等に関する当社への適時適切なレポートの徹底や、子会社における重要事項の事前協議・報告等を通じた指導を実施した。</li> <li>・社会・環境課題に係るサステナビリティへの対応として、グループベースでカーボンニュートラル実現に向けたGHG排出量削減に取り組むとともに、「住友生命グループ人権方針」に基づく人権に関する取組み等を推進した。</li> <li>・シメトラおよびシングライフの戦略会議において、当社のI A I G指定に伴い今後両社に協力を求める事項について説明を行ったほか、専門分野ごとに部門別会議を開催し、実務レベルの相互理解促進を図った。</li> </ul>

⑥お客さま本位の業務運営を実現するための体制

お客さま本位の業務運営に関する各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に害されることがないように利益相反の管理等を行う。

「お客さま本位の業務運営を実現するための体制」の運用状況の概要

- ・「お客さま本位の業務運営方針」に基づく取組みを行うとともに、「お客さま本位推進委員会」での審議等を通じグループベースでの体制高度化に努めている。
- ・お客さまの保護および利便性の向上に向けた管理方針として「保険契約管理方針」、「保険金等支払管理方針」、「顧客サポート等管理方針」、「顧客情報等管理方針」、「外部委託管理方針」、「利益相反管理方針」を定めるとともに、各所管部署が中心となって、これらの管理方針に基づく取組みを行っている。
- ・「CX戦略会議」を設置し「CX取組計画」を検討・策定のうえ、顧客体験価値の向上に向けた取組みを推進している。
- ・このほか、2024年度においては次の取組みを行っている。

	2024年度における主な取組み
お客さま本位の業務運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住友生命グループ行動規範の認知・理解から「行動」実践への発展に向け、行動規範ケーススタディ集を発刊し、行動規範に基づき「考える」習慣づくりに取り組んだ。</li> <li>・マネジメント層向けの各種研修機会において、今日的に求められるリーダー像について周知し、お互いに尊重し、建設的な協力ができる組織づくりを推進した。</li> <li>・乗合代理店における比較推奨販売の適切性に関して、臨時のお客さま本位推進委員会を開催し、保険事業を営む子会社も含め、顧客本位の業務運営の一層の推進、顧客最善利益の提供の観点から、今後の監督指針および協会ガイドラインの改正を踏まえた体制整備の検討を含めたベストプラクティス追求に向けた認識の共有化を図ったうえで、取締役会にも報告を行った。</li> <li>・消費者問題に詳しい有識者を社外委員とする「CS向上アドバイザー会議」を開催し、お客さま本位の業務運営の推進に関する諸施策等に関してのご意見をいただき、お客さまの視点に立った商品・サービスの開発、情報提供の充実に活かしている。</li> </ul>
保険契約管理・ 保険金等支払管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全手続きのデジタル化推進、各種の事務効率化、および職員教育等、サステナブルな保険事務サービス体制の構築に継続して取り組んだ。</li> <li>・生成AIの活用推進に向けた部門横断での研究・検証・実証実験を進めた。</li> <li>・事務担当者の高齢化や採用難等による人員減に対応するとともに、積極的な事務効率化によりさらなる人員・コスト削減に資するべく、事務サービス部門の選任チームにおいて、地域特性に応じた効率的な支社・拠点事務体制の構築に向けた個別の支社の状況に応じた検討を進めた。</li> <li>・保険契約の電子申込・Web申込時の後続事務（特別条件、変更訂正、健康診断書不備整備）をお客さまのスマートフォン・PCで手続き可能とするシステムを構築したほか、一部商品でのみ利用可能であったインターネット上で決済を行える決済プラットフォーム（TREE PAYMENT）の対象を全保険商品に拡大した。</li> </ul>

2024年度における主な取組み	
顧客サポート等管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客さまに継続的に安心を提供し、また、それを担う職員を守り安全な職場環境を維持するため、不当クレームガイドライン（社内マニュアル）の改正等による体制整備を進めるとともに、カスタマーハラスメントに該当する行為に対して毅然とした対応を行うことを示すべく「カスタマーハラスメントへの対応方針」を制定し、公表を行った。</li> <li>・実際に各支社で発生した態度・マナーに関する苦情事例等を基にした教材を作成し、教宣を行った。</li> <li>・アフターフォロー苦情が増加している傾向を踏まえ、定期コンタクトを行う目的・趣旨等の再徹底やデジタルツールを活用した新たな顧客接点のあり方の模索、苦情申出を踏まえた担当設定の更なる推進等の検討・対応に着手した。</li> <li>・代理店扱の外貨建保険契約の苦情削減に向け、教材や苦情意見交換会等で事務取扱いの不注意に関する苦情や価格変動リスクに関する苦情について注意喚起を行った。また、解約手続中の為替等変動に関する苦情に対してコールセンターで任意円建移行受付を開始した。さらに、特定取引口座登録をダイレクトサービスで手続き可能とさせ、即日解約サービスの推進を行うなど、関係部門が協力して対策を講じた。</li> </ul>
顧客情報管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他社での情報漏えい事案を踏まえ、住友生命グループを対象に、機密性の高い情報を保有するシステムの情報管理体制を点検し、問題のないことを確認した。</li> <li>・情報漏えいに関する重大なリスク顕在化事案の発生を踏まえ、委託代理店等におけるアクセス権限の見直し、誓約書および個人情報の同意書の取り付け、研修実施、社外あてEメールのチェック機能強化等の再発防止策を進めた。</li> </ul>
外部委託管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託管理対象の契約書を対象に、人権尊重の取組みを担保するための条項を導入し、2025年度から運用を開始することとした。</li> <li>・委託選定時およびモニタリング時に使用する「取引活動におけるガイドラインチェックシート」を改定、「社外からの人権相談窓口」のご利用方法を記載し、外部委託先への周知を実施した。</li> <li>・経済安全保障推進法における「特定社会基盤事業者」への指定を受け、重要設備の導入・維持管理等の委託に関する事前届出について、関連細則を改正し、届出が適切に行われるための手順を規定するとともに、モニタリング体制を構築した。2024年10月に最初の届出を完了しており、対応体制に問題のないことを確認している。</li> </ul>
利益相反管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理システムに登録された苦情について、優越的地位の濫用に関するキーワードを用いたサンプル調査を四半期ごとに実施し、利益相反の問題が発生していないことを確認した。</li> <li>・株主としての議決権行使の利益相反管理を含め、責任投資活動に関する幅広い審議を行う「責任投資委員会」を定期的に開催し、社外委員においても賛否に関する当社結論に異存はないことを確認した。</li> </ul>

#### ⑦内部監査の実効性を確保するための体制

内部監査の実効性を確保するため、「内部監査方針」を定め、次のとおり内部監査を行う。

- a. 内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が内部管理体制等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理体制等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。
- b. 内部監査部の担当執行役は、内部監査に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

- ・内部監査の実効性確保に向け、内部監査の対象組織や関係組織に対し内部監査業務への協力義務を課し、内部監査部長に重要な会議体への出席権限を付与するほか、内部監査部役員に職務遂行上、必要な全ての役職員・資料へのアクセス権を付与している。
- ・取締役会で決議された「内部監査中期計画」および「内部監査年間計画」に基づき、リスクベースで内部管理体制等の適切性・有効性を検証・評価し、その結果を社長および監査委員会に定期的に報告している。また、内部監査で発見した課題・問題点については関係部門に対し改善勧告や提言を行い、その改善状況をフォローアップしている。
- ・内部監査部の担当執行役は、年間計画の遂行状況の他、課題・問題点の傾向分析結果や改善状況等をまとめた半期ごとの内部監査結果等について監査委員会および取締役会に報告を行っている。
- ・また、監査委員会との連携に関し、「内部監査規程」にて以下の体制を整備するほか、監査委員会に内部監査部担当執行役が出席する等、その強化を図っている。
  - ・「内部監査中期計画」、「内部監査年間計画」策定にあたっての監査委員会の事前同意
  - ・監査委員会による調査指示に基づく臨時検証の実施と報告 等
- ・このほか、2024年度においては次の取組みを行っている。

2024年度における主な取組み	
内部監査品質の向上および内部監査プロセスの効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部監査の国際資格である「公認内部監査人（CIA）」の資格取得を推奨し、2024年度の新規取得者は7名で、取得者数（29名）は2024年度末在籍比目標30%以上に対し43.9%と目標を達成した。また、データの収集・分析結果表示の自動化等によるIT活用を推進したほか、内部監査品質の継続的モニタリング（役職者によるレビュー活動）や子会社を含めて定期的な自己評価を実施した。</li> <li>・テーマ監査「より良い企業文化醸成に向けた取組み」においてコソーシングを活用し、テーマ監査の強化に取り組んだ。なお、全社的取組みや部門横断的に対応している課題等を対象に8個のテーマ監査を実施した。</li> <li>・支社等監査におけるリスクベース監査を推進するとともに、態勢検証マニュアルの継続的な見直しおよび改善フォローアップ運営のレベルアップを実施した。</li> </ul>

**<相互会社制度運営に関する事項>**

1. 2024年8月2日、総代候補者選考委員会が開催され、2025年総代改選についての候補者92名が決定されました。これに基づき2024年10月から11月にかけて全社員による信任投票を実施し、その結果、総代候補者全員が2025年4月1日をもって総代に就任することが確定しました。
2. 当年度中の審議員会開催状況は次のとおりです。
  - a. 2024年5月23日、審議員会を開催し、2023年度決算案および事業概況等について報告しました。
  - b. 2024年11月21日、審議員会を開催し、2024年度上半期事業概況等について報告しました。
3. 当年度中に全国各地の支社等において、合計89回ご契約者懇談会を開催し、1,789名のご契約者に出席いただきました。
4. 当年度末現在の社員数は6,645,134名、総代数は175名です。

**<商品に関する事項>**

1. 2024年4月1日、5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）(24)・5年ごと利差配当付新終身保険（一時払い）(24)「ふるはーと」ロードⅢ」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
  - ・保険料の払込みや死亡保険金、解約返戻金等の支払いが円建となる円建一時払終身保険です。なお、死亡保険金・解約返戻金は、契約時に円建で確定します。
  - ・健康状態の告知なし（職業のみの告知）で、死亡保険金を契約2年後からふやしてのこせるプラン（健康告知なしプラン）と、3つの健康状態の告知で、死亡保険金を契約後からすぐにふやしてのこせるプラン（3つの健康告知プラン）が選択可能です。
2. 2024年4月1日、5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い）(19)Ⅱ型・5年ごと利差配当付指定通貨建新終身保険（一時払い）(24)「ふるはーと」ロードグローバルⅢ」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
  - ・保険料の払込みや死亡保険金、解約返戻金等の支払いが指定通貨（米ドルもしくは豪ドル）となる外貨建一時払終身保険です。なお、契約後15年間の解約返戻金は市場価格調整を適用するため金利状況によって変動しますが、15年経過以後の解約返戻金は、契約時に指定通貨建で確定します。
  - ・健康状態の告知なし（職業のみの告知）で、死亡保険金を契約2年後からふやしてのこせるプラン（健康告知なしプラン）と、3つの健康状態の告知で、死亡保険金を契約後からすぐにふやしてのこせるプラン（3つの健康告知プラン）が選択可能です。
3. 2024年4月1日、新確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型）(24)「スミセイDC年金10年NEO」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
  - ・確定拠出年金制度における元本確保型商品です。
  - ・従来商品のしくみを見直し、定年年齢の引上げなど、企業の新しい働き方ニーズに対応するとともに、お客さまにとってわかりやすい商品設計を実現しました。

4. 2024年9月25日、「特定3疾病継続保障特約」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
- ・保険期間中に生まれて初めてがんと診断確定されたときにがん診断保険金をお支払いします。2回目以降は、直前のがん診断保険金またはがん一時給付金の支払理由に該当した日から起算して1年経過後にがんで入院または所定の通院をされたときに、がん一時給付金をお支払いします。
  - ・心疾患で入院または手術を受けられたときに心疾患一時給付金をお支払いします。2回目以降は、直前の心疾患一時給付金の支払理由に該当した日から起算して1年経過後に心疾患で入院または手術を受けられたときに、心疾患一時給付金をお支払いします。
  - ・脳血管疾患で入院または手術を受けられたときに脳血管疾患一時給付金をお支払いします。2回目以降は、直前の脳血管疾患一時給付金の支払理由に該当した日から起算して1年経過後に脳血管疾患で入院または手術を受けられたときに、脳血管疾患一時給付金をお支払いします。
5. 2024年9月25日、「新先進医療特約」の保障内容を一層充実させた「新先進医療・患者申出療養特約」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
- ・先進医療・患者申出療養にかかわる技術料と同額の先進医療・患者申出療養給付金を通算2000万円までお支払いします。
  - ・先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額の先進医療・患者申出療養保障充実給付金を1回の療養につき50万円までお支払いします。
6. 2024年10月10日、無配当眼科医療保険（一時払い）「めまもりほけん」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
- ・目の保障に特化した医療保険で、眼科において入院・手術・注射による治療を受けたとき、または緑内障の目薬の支給を受けたときに保険金をお支払いします。
  - ・本商品は、目の健康増進に取り組むジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社 ビジョンケアカンパニー（以下、J&J社）と協業し、J&J社のコンタクトレンズに組み込んだエンベデッド・インシュアランスとして共同開発しました。
  - ・保険料は協業先であるJ&J社が負担し、対象者は無償でご加入いただけます。
  - ・保険加入から保険金の支払いまですべてスマートフォンでお手続きいただけます。
7. 2025年3月10日、無配当災害死亡保障付積立保険「Chakin」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
- ・保険料払込期間5年、据置期間5年の積立保険で、満期となる10年後には返戻率106.1%の満期保険金をお支払いします。
  - ・加入後は1か月目から毎月積立金が増えるしくみとしており、保険期間中は、いつ解約しても払込保険料以上の解約返戻金が受け取れます。
  - ・解約時、死亡時には積立金相当額をお支払いし、災害死亡時には、災害死亡給付金として積立金の1.1倍相当額をお支払いします。
  - ・保険加入においては、本人確認や初回保険料の払込み、継続保険料の口座登録、保険金・給付金や解約返戻金の支払いまですべてスマートフォンでお手続きいただけます。

## <社会・文化貢献活動に関する事項>

「Vision2030」に掲げる「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」を目指し、SDGs達成に資する社会への貢献の具体策として「健康増進」「子育て支援」「地球環境の保護」を重点分野とした社会貢献活動を実施しております。

1. CSVプロジェクトにおける「社会全体への健康増進の働きかけ」として、2017年から実施している親子で一緒にスポーツを行うスミセイ“Vitality Action”を今年度も開催しました。また、関連財団と連携して健康増進に関する啓発等を実施しました。その他、乳がんの早期発見や適切な治療の大切さを伝えるピンクリボン運動の応援や、使用済み切手を回収のうえ、リサイクル業者を通じて換金し、公益財団法人日本対がん協会の乳がんをなくす「ほほえみ基金」に寄付する活動等を行いました。
2. 子育て支援事業として、18回目となる「未来を強くする子育てプロジェクト」を実施するとともに、2014年から「スミセイアフタースクールプロジェクト」として全国の学童保育等の運営を支援しております。また、子どもの情操教育支援を目的とする「第47回こども絵画コンクール」を実施しました。
3. 地球環境保護活動として、職員の環境問題に対する理解促進を図るとともに、全社で使用済みクリアファイルのリサイクル活動の推進に取り組みました。また、公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWF ジャパン）における海洋保全活動への支援（2022年～）を通じ、豊かな海の未来を守る活動に貢献しております。さらに、三重県大台町、宮川森林組合および一般社団法人more treesと、2024年12月に森林保全および地域活性化に関する連携協定を締結し、多様性のある森づくりへの取組みを始めました。
4. 当社の社会貢献活動のベースとなる取組みとして、1992年から職員が各地でボランティア活動を行う「スミセイ・ヒューマニー活動」を実施しております。本取組みにおいても森林保全や海岸・地域の清掃等、GHG排出量削減に貢献する活動をはじめ、各地で多岐にわたる活動を展開しております。また、全社の推進担当者を対象として、SDGs達成への貢献の必要性について学ぶとともに、社会貢献活動について意見交換を行う勉強会を実施しました。その他、24時間テレビ“愛は地球を救うのか？”に協賛し、キャッシュレス募金の推進も行いました。
5. 東海テレビ放送株式会社が主催する一般社団法人日本女子プロゴルフ協会公認の女子プロゴルフツアー「住友生命Vitalityレディス 東海クラシック」に特別協賛し、開催地である愛知県美浜町（以下、美浜町）をはじめとした地域社会の活性化を支援しております。具体的には、ゴルフを通じた社会貢献活動として、美浜町の小学生が選手の似顔絵を描いて選手を応援する「チアリングアート」を開催し、作品（似顔絵）を大会会場に飾るとともに、当社公式ホームページに掲載しました。また、大会会場での展示後は、美浜町の総合公園体育館で引き続き展示し、作品数に応じて美浜町に支援金を寄付しました。

他にも、子どもたちの未来や地球環境保護のために、「西村優菜 Birdie Donation for Future Supported by 住友生命」（以下、Birdie Donation）および「蟬川泰果 Eagle Donation for Future Supported by 住友生命」（以下、Eagle Donation）を展開し、両プロの活躍に応じてポイントを積み立てております。ゴルフツアーが終了次第、積み立てたポイントに応じ、子どもたちへの支援や地球環境の保護のための寄付を行っております。2024年度は、Birdie Donationにおいては、ジュニアゴルファーの育成を目的に一般社団法人日本プロキャディー協会へ寄付を行い、Eagle Donationにおいては、将来を担う地元の子どもたちへの支援のために蟬川プロの出身地である兵庫県加東市へ寄付を行いました。

6. 毎週土曜日の朝行われる参加費無料のparkrunは、5 kmのウォーキング、ジョギング、ランニングを楽しんでいただけるほか、ボランティアとして参加することもできるコミュニティイベントです。当社は、日本で唯一のプレゼンティング・パートナーとして、幅広い方々の心身の健康増進に向けた取組みをサポートしております。
7. 当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額7億3155万5308円の助成を行いました。その内訳は、健康増進事業に7579万208円、子育て支援・次世代応援事業に1億3465万3664円、地球環境保全事業に1300万円、地域社会関連事業に458万1046円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8000万円、公益財団法人住友生命健康財団に8600万円、その他社会貢献事業に3753万390円です。

## 2024年度 (2025年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	902,108	保険契約準備金	29,091,434
現 金	10	支 払 備 金	130,964
預 貯 金	902,098	責 任 準 備 金	28,749,390
コーポレート	1,152,304	社 員 配 当 準 備 金	211,078
買入金銭債権	550,257	再 保 險 借	1,872
金銭の信託	62,022	社 債	448,695
有価証券	30,338,695	そ の 他 負 債	4,475,419
国 債	11,216,638	売 現 先 勘 定	3,725,641
地 方 債	176,438	借 入 金	220,000
社 債	2,816,441	未 払 法 人 税 等	19,744
株 式	3,356,408	未 払 金	61,651
外 国 証 券	12,282,344	未 払 費 用	51,732
そ の 他 の 証 券	490,425	前 受 収 益	819
貸付金	2,069,452	預 り 金	66,415
保 險 約 款 貸 付	218,059	預 り 保 証 金	33,963
一 般 貸 付	1,851,393	金 融 派 生 商 品	183,414
有形固定資産	655,303	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	88,659
土 地	436,862	リ ー ス 債 務	8,350
建 物	196,471	資 産 除 去 債 務	1,795
リ ー ス 資 産	7,817	仮 受 金	11,239
建 設 仮 勘 定	10,798	そ の 他 の 負 債	1,992
その他の有形固定資産	3,352	価 格 変 動 準 備 金	930,026
無形固定資産	45,777	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	12,738
ソ フ ト ウ ェ ア	35,829	負 債 の 部 合 計	34,960,186
その他の無形固定資産	9,947	(純資産の部)	
再 保 險 貸	759	基 金	50,000
そ の 他 資 産	548,638	基 金 償 却 積 立 金	639,000
未 収 金	26,771	再 評 価 積 立 金	2
前 払 費 用	9,578	剰 余 金	349,875
未 収 収 益	171,548	損 失 填 補 準 備 金	6,804
預 託 金	5,013	そ の 他 剰 余 金	343,071
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	57,141	基 金 償 却 準 備 金	10,000
金 融 派 生 商 品	77,875	価 格 変 動 積 立 金	255,000
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	127,355	社 会 及 び 契 約 者 福 祉 増 進 基 金	1,313
仮 払 金	8,143	別 途 積 立 金	223
そ の 他 の 資 産	65,211	当 期 未 処 分 剰 余 金	76,534
前 払 年 金 費 用	41,743	基 金 等 合 計	1,038,878
繰 延 税 金 資 産	356,340	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	822,943
貸 倒 引 当 金	△906	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△52,771
		土 地 再 評 価 差 額 金	△46,740
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	723,431
		純 資 産 の 部 合 計	1,762,310
資 産 の 部 合 計	36,722,496	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	36,722,496

(注) 1. 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。なお、小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）

最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約

確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）

拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）

確定拠出年金保険契約及び新単位口別利率設定特約

一時払養老保険契約（一部を除く）

利率変動型終身保険（一時払）契約

個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約

個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、27百万円です。

8. 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から 8年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	300,669百万円
勤務費用	12,526百万円
利息費用	1,728百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△41,295百万円
退職給付の支払額	△17,109百万円
期末における退職給付債務	<u>256,519百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	407,078百万円
期待運用収益	2,491百万円
数理計算上の差異の当期発生額	30,761百万円
事業主からの拠出額	5,587百万円
退職給付の支払額	△8,374百万円
期末における年金資産	<u>437,544百万円</u>

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	256,519百万円
年金資産	△437,544百万円
	<u>△181,024百万円</u>
未認識数理計算上の差異	139,280百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△41,743百万円</u>
前払年金費用	△41,743百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△41,743百万円</u>

④退職給付に関連する損益	
勤務費用	12,526百万円
利息費用	1,728百万円
期待運用収益	△2,491百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△10,704百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>1,058百万円</u>

⑤年金資産の主な内訳  
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株式	52%
生命保険一般勘定	26%
債券	4%
投資信託	4%
その他	14%
合計	<u>100%</u>

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が60%含まれています。

⑥長期期待運用収益率の設定方法  
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項  
期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	2.181%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.4%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度  
当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,373百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。  
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
12. 責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。  
責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
  - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。
- 収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。
- また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
- 保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。
- 追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

13. 個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。

14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
15. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。この他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。

これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	358,799	358,799	－
うち、その他有価証券	358,799	358,799	－
買入金銭債権	550,257	543,828	△6,429
うち、その他有価証券	454,936	454,936	－
金銭の信託	62,022	62,022	－
有価証券	28,639,277	27,426,048	△1,213,229
売買目的有価証券	632,209	632,209	－
満期保有目的の債券	1,855,593	1,858,670	3,076
責任準備金対応債券	13,840,880	12,616,182	△1,224,698
子会社株式及び関連会社株式	43,459	51,851	8,392
その他有価証券 <sup>※1</sup>	12,267,134	12,267,134	－
貸付金	2,069,452		
貸倒引当金 <sup>※2</sup>	△666		
	2,068,785	1,945,086	△123,699
社債	448,695	426,463	△22,232
借入金	220,000	213,723	△6,277
デリバティブ取引 <sup>※3</sup>	(105,539)	(105,539)	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	(24,327)	(24,327)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(81,211)	(81,211)	－

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24－3項及び第24－9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

(注1) 有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	73,464	76,727	3,263
	外国証券(公社債)	1,061,500	1,162,411	100,911
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	155,629	150,234	△5,395
	外国証券(公社債)	565,000	469,296	△95,703
合 計		1,855,593	1,858,670	3,076

②責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	6,184,104	6,432,999	248,894
	外国証券(公社債)	194,629	199,033	4,403
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	5,793,099	4,480,722	△1,312,376
	外国証券(公社債)	1,669,047	1,503,426	△165,620
合 計		13,840,880	12,616,182	△1,224,698

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	18,006	18,264	257
	公社債	224,587	226,654	2,066
	株式	1,188,275	2,855,398	1,667,123
	外国証券	3,369,192	3,636,584	267,391
	公社債	2,449,699	2,547,422	97,722
	株式等	919,493	1,089,161	169,668
	その他の証券	111,361	161,962	50,601
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	譲渡性預金	359,000	358,799	△200
	買入金銭債権	450,885	436,672	△14,213
	公社債	2,044,098	1,589,193	△454,905
	株式	185,894	153,555	△32,338
	外国証券	3,899,260	3,500,111	△399,149
	公社債	2,964,744	2,706,975	△257,769
	株式等	934,516	793,136	△141,380
	その他の証券	156,185	143,673	△12,512
合 計		12,006,749	13,080,871	1,074,121

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 <sup>※1</sup>	1,274,412
組合出資金等 <sup>※2</sup>	425,006

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
譲渡性預金	359,000	—	—	—
買入金銭債権	320,053	228	316	243,642
有価証券	654,740	3,897,648	5,892,930	12,897,299
満期保有目的の債券	311,895	88,700	594,300	820,461
責任準備金対応債券	240,628	2,704,079	3,331,967	7,719,784
その他有価証券	102,216	1,104,869	1,966,662	4,357,054
貸付金 <sup>※1</sup>	199,407	458,321	528,384	585,279
社債 <sup>※1</sup>	—	—	—	297,030
借入金 <sup>※1</sup>	—	—	—	120,000

※1 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

- (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項  
 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
譲渡性預金	—	358,799	—	358,799
買入金銭債権	—	319,935	135,001	454,936
金銭の信託	—	—	62,022	62,022
有価証券	5,686,816	5,052,199	1,356,504	12,095,519
売買目的有価証券	503,640	128,568	—	632,209
その他有価証券	5,183,175	4,923,630	1,356,504	11,463,310
国債	823,974	—	—	823,974
地方債	—	29,026	—	29,026
社債	—	962,847	—	962,847
株式	3,008,954	—	—	3,008,954
外国証券	1,266,087	3,728,780	1,356,504	6,351,372
公社債	989,289	3,097,714	1,167,393	5,254,397
株式等	276,798	631,065	189,110	1,096,975
その他の証券	84,159	202,976	—	287,135
デリバティブ取引	619	68,584	8,670	77,875
通貨関連	—	65,632	4,563	70,195
金利関連	—	1,678	—	1,678
株式関連	467	—	4,107	4,574
その他	151	1,274	—	1,426
資産計	5,687,435	5,799,519	1,562,199	13,049,154
デリバティブ取引	2,143	181,270	—	183,414
通貨関連	—	116,618	—	116,618
金利関連	—	64,631	—	64,631
株式関連	1,721	—	—	1,721
その他	422	20	—	442
負債計	2,143	181,270	—	183,414

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の貸借対照表計上額は803,823百万円です。

当該投資信託の期首残高から当期末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	590,444
当期の損益又は評価・換算差額等	9,841
損益に計上 <sup>*1</sup>	△1,972
評価・換算差額等に計上	11,813
購入、売却、償還等の純額	203,538
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	—
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	—
当期末残高	803,823
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	—

\*1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

なお、当期末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その貸借対照表計上額は566,225百万円です。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	88,891	88,891
有価証券	9,477,281	5,047,424	1,999	14,526,704
満期保有目的の債券	79,825	1,778,845	—	1,858,670
国債	79,825	—	—	79,825
社債	—	147,136	—	147,136
外国証券	—	1,631,708	—	1,631,708
公社債	—	1,631,708	—	1,631,708
責任準備金対応債券	9,396,663	3,217,519	1,999	12,616,182
国債	9,396,663	—	—	9,396,663
地方債	—	113,546	—	113,546
社債	—	1,403,511	—	1,403,511
外国証券	—	1,700,461	1,999	1,702,460
公社債	—	1,700,461	1,999	1,702,460
子会社株式及び関連会社株式	792	51,059	—	51,851
貸付金	—	15,333	1,929,752	1,945,086
資産計	9,477,281	5,062,758	2,020,643	16,560,682
社債	—	426,463	—	426,463
借入金	—	213,723	—	213,723
負債計	—	640,186	—	640,186

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 資 産

### ①買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

### ②金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

### ③有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

### ④貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

## 負 債

### ①社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

### ②借入金

借入金については、借入金を裏付として発行される、市場が活発ではない社債の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にプレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

### ①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットに関する定量的情報に関する記載を省略しております。

### ②期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	デリバティブ取引 <sup>※2</sup>	合計
期首残高	141,323	24,345	1,418,287	△728	1,583,227
当期の損益又は評価・換算差額等	△4,219	480	△31,927	△7,988	△43,655
損益に計上 <sup>※1</sup>	0	480	△5,769	△7,988	△13,278
評価・換算差額等に計上	△4,219	—	△26,157	—	△30,377
購入、売却、発行及び決済等の純額	△2,102	37,197	△29,855	17,387	22,626
レベル3の時価への振替	—	—	—	—	—
レベル3の時価からの振替	—	—	—	—	—
当期末残高	135,001	62,022	1,356,504	8,670	1,562,199
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	—	—	—	△5,480	△5,480

※1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

### ③時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

### ④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明 重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明を省略しております。

16. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は482,695百万円、時価は647,627百万円です。  
なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。  
また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,453百万円を計上しております。
17. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、4,717,355百万円です。
18. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は921百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
19. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、4,065百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。  
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はあります。危険債権額は、665百万円です。  
上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、13百万円です。  
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。  
債権のうち、三月以上延滞債権額はあります。  
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。  
債権のうち、貸付条件緩和債権額は、3,399百万円です。  
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

20. 有形固定資産の減価償却累計額は、421,005百万円です。
21. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、847,107百万円です。なお、負債の額も同額です。
22. 子会社等に対する金銭債権の総額は、184,354百万円、金銭債務の総額は、7,182百万円です。
23. グループ通算制度を適用している当社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021年8月12日 企業会計基準委員会 実務対応報告第42号）に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。
24. 繰延税金資産の総額は、770,723百万円、繰延税金負債の総額は、391,620百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、22,763百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金371,401百万円及び価格変動準備金268,591百万円です。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額308,657百万円です。なお、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）の成立に伴い、従来の税効果会計適用の法定実効税率27.96%は、回収又は支払が見込まれる期間が2025年4月1日から2026年3月31日までのものについては27.96%、2026年4月1日以降のものについては28.88%に変更されております。当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は△41.6%であり、法定実効税率27.96%との差異の主な内訳は、税率変更による期末繰延税金資産の増額修正△32.6%、社員配当準備金繰入額△30.0%、土地再評価差額金の取崩△4.8%です。税率変更により、当期末における繰延税金資産は10,666百万円増加し、法人税等調整額は19,816百万円、その他有価証券評価差額金は9,832百万円それぞれ減少しております。
25. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- |             |            |
|-------------|------------|
| 当期首現在高      | 213,538百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 58,355百万円  |
| 当期社員配当金支払額  | 61,018百万円  |
| 利息による増加等    | 203百万円     |
| 当期末現在高      | 211,078百万円 |
26. 子会社等の株式等の総額は、1,362,561百万円です。
27. 担保に提供している資産の額は、有価証券4,489,493百万円です。
28. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払準備金（以下「出再支払準備金」という。）の金額は、17百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、202,199百万円です。
29. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、770,174百万円です。
30. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、5,791百万円です。
31. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。
32. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。

# 2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経常収</b>	<b>3,427,936</b>
保料等収	2,129,556
保再準料	2,121,125
保備金	6,320
資産運	2,109
利息及び貯蓄配当金	1,214,015
預有貸不	930,690
有価証券の他の証券	16,644
の他の証券	823,654
の他の証券	33,258
の他の証券	37,046
の他の証券	20,086
の他の証券	1,391
の他の証券	270,230
の他の証券	10,607
の他の証券	1,095
の他の証券	84,365
の他の証券	3,611
の他の証券	20,238
の他の証券	12,598
の他の証券	13,264
の他の証券	34,652
<b>経常費</b>	<b>3,330,248</b>
保料等	2,113,013
保年給解	546,587
再再	476,832
再再	335,743
再再	627,295
再再	55,277
再再	71,277
再再	5,073
再再	4,870
再再	203
再再	735,142
再再	33,785
再再	147
再再	252,111
再再	5,971
再再	127
再再	257,131
再再	70,079
再再	117
再再	10,051
再再	92,159
再再	13,460
再再	348,273
再再	128,744
再再	55,174
再再	28,933
再再	18,787
再再	25,848
<b>経常利益</b>	<b>97,688</b>
<b>特別利益</b>	<b>17</b>
<b>特別損失</b>	<b>36,939</b>
固定資産等	3,223
減価償却	10,784
社会及び	22,200
引及	731
<b>税法当</b>	<b>60,766</b>
引及	41,556
引及	△66,858
引及	△25,301
引及	86,068

- (注) 1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。  
 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 子会社等との取引による収益の総額は、19,688百万円、費用の総額は、22,143百万円です。
4. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券18,338百万円、株式等65,358百万円、外国証券186,533百万円です。  
 有価証券売却損の内訳は、国債等債券61,728百万円、株式等16,930百万円、外国証券173,452百万円です。  
 有価証券評価損の内訳は、株式等1,406百万円、外国証券4,564百万円です。
5. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は、3百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は、67,879百万円です。
6. 売買目的有価証券運用損の内訳は、利息及び配当金等収入11百万円、売却損158百万円です。
7. 金銭の信託運用益に含まれる評価損益はありません。
8. 金融派生商品費用には、評価益が90,068百万円含まれております。
9. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。  
 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

#### 資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

#### 減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

#### 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	10,784百万円
		計 10,784百万円

#### 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

# 2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等											
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	損失填補準備金	剰余金						剰余金合計	基金等合計
					基金償却準備金	価格変動積立金	社会及び契約者福祉増進基金	別途積立金	当期末処分剰余金			
当 期 首 残 高	50,000	639,000	2	6,604	-	255,000	1,344	223	69,612	332,785	1,021,787	
当 期 変 動 額												
社員配当準備金の積立									△58,355	△58,355	△58,355	
損失填補準備金の積立				200					△200	-	-	
基金利息の支払									△357	△357	△357	
当 期 純 剰 余									86,068	86,068	86,068	
基金償却準備金の積立					10,000				△10,000	-	-	
社会及び契約者福祉増進基金の積立							700		△700	-	-	
社会及び契約者福祉増進基金の取崩							△731		731	-	-	
土地再評価差額金の取崩									△10,264	△10,264	△10,264	
基金等以外の項目の当期変動額(純額)												
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	200	10,000	-	△31	-	6,921	17,090	17,090	
当 期 末 残 高	50,000	639,000	2	6,804	10,000	255,000	1,313	223	76,534	349,875	1,038,878	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	1,048,898	△32,494	△56,600	959,803	1,981,591
当 期 変 動 額					
社員配当準備金の積立					△58,355
損失填補準備金の積立					-
基金利息の支払					△357
当 期 純 剰 余					86,068
基金償却準備金の積立					-
社会及び契約者福祉増進基金の積立					-
社会及び契約者福祉増進基金の取崩					-
土地再評価差額金の取崩					△10,264
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△225,954	△20,277	9,860	△236,372	△236,372
当 期 変 動 額 合 計	△225,954	△20,277	9,860	△236,372	△219,281
当 期 末 残 高	822,943	△52,771	△46,740	723,431	1,762,310

## 2024年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで) 剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	76,534,694,937
剰 余 金 処 分 額	76,534,694,937
社 員 配 当 準 備 金	65,282,194,937
差 引 純 剰 余 金	11,252,500,000
損 失 填 補 準 備 金	200,000,000
基 金 利 息	352,500,000
任 意 積 立 金	10,700,000,000
基 金 償 却 準 備 金	10,000,000,000
社会及び契約者福祉増進基金	700,000,000

## 2024年度 (2025年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1,326,363	保険契約準備金	39,514,902
コールローン	1,152,304	支払備金	232,120
買入金銭債権	550,257	責任準備金等	39,071,703
金銭の信託	62,022	社員配当準備金	211,078
有価証券	38,197,797	再保険借	20,051
貸付金	3,559,146	社債	550,123
有形固定資産	667,974	その他負債	6,186,424
土地	436,865	売現先勘定	3,725,641
建物	197,710	その他の負債	2,460,782
リース資産	13,321	退職給付に係る負債	2,731
建設仮勘定	10,811	役員退職慰労引当金	1
その他の有形固定資産	9,265	価格変動準備金	931,700
無形固定資産	622,756	繰延税金負債	21,246
ソフトウェア	56,301	再評価に係る繰延税金負債	12,738
のれん	335,193		
その他の無形固定資産	231,261	負債の部合計	47,239,918
代理店貸	145	(純資産の部)	
再保険貸	51,250	基金	50,000
その他資産	2,068,423	基金償却積立金	639,000
退職給付に係る資産	182,882	再評価積立金	2
繰延税金資産	433,080	連結剰余金	209,331
貸倒引当金	△5,583	基金等合計	898,333
		その他有価証券評価差額金	602,992
		繰延ヘッジ損益	△65,609
		土地再評価差額金	△46,740
		為替換算調整勘定	140,866
		退職給付に係る調整累計額	99,680
		その他の包括利益累計額合計	731,190
		非支配株主持分	△619
		純資産の部合計	1,628,904
資産の部合計	48,868,823	負債及び純資産の部合計	48,868,823

連結計算書類の作成方針

記載項目	
(1) 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社及び子法人等数 38社</p> <p>主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネジメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート&amp;コンサルティング、株式会社保険デザイン、アイアル少額短期保険株式会社、スミセイ・アセット・マネジメント株式会社、株式会社PREVENT、Symetra Financial Corporation、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.です。</p> <p>なお、当連結会計年度に、新規に設立されたSymetra Financial Corporationの子法人等1社及び子会社1社を連結の範囲に含めております。</p> <p>主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI投資事業有限責任組合です。</p> <p>非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>
(2) 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0社</p> <p>持分法適用関連法人等数 7社</p> <p>主な持分法適用関連法人等は、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェント・インシュアランス・グループ、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insuranceです。</p> <p>持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（SUMISEI-SBI投資事業有限責任組合他）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>
(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は12月31日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
(4) のれんの償却に関する事項	<p>のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、20年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。</p> <p>ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。</p>

(注) 1. 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。  
有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 当社は、保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）

最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約

確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）

拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）

確定拠出年金保険契約及び新単位口別利率設定特約

一時払養老保険契約（一部を除く）

利率変動型終身保険（一時払）契約

個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約

個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、27百万円です。

連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

8. 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度から 8年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

- (1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けておりません。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	309,005百万円
勤務費用	12,936百万円
利息費用	1,825百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△41,348百万円
退職給付の支払額	△17,370百万円
その他	158百万円
期末における退職給付債務	<u>265,206百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	414,875百万円
期待運用収益	2,636百万円
数理計算上の差異の当期発生額	30,531百万円
事業主からの拠出額	5,839百万円
退職給付の支払額	△8,512百万円
その他	△12百万円
期末における年金資産	<u>445,357百万円</u>

③退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	262,474百万円
年金資産	△445,357百万円
	<u>△182,882百万円</u>
非積立型制度の退職給付債務	2,731百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△180,151百万円</u>
退職給付に係る負債	2,731百万円
退職給付に係る資産	△182,882百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△180,151百万円</u>

④退職給付に関連する損益

勤務費用	12,936百万円
利息費用	1,825百万円
期待運用収益	△2,636百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△11,136百万円
その他	164百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>1,153百万円</u>

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	60,749百万円
合計	<u>60,749百万円</u>

その他の包括利益累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	140,182百万円
合計	<u>140,182百万円</u>

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株式	52%
生命保険一般勘定	26%
債券	4%
投資信託	4%
その他	14%
合計	100%

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が59%含まれています。

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	2.181%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.4%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、6,009百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。  
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

12. 当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。
- 責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
  - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。
- 収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。
- また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
- 保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。
- 追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準または国際財務報告基準に基づき算出した額を計上しております。

13. 当社の個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等入院給付金等を支払う特別取扱いを2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。

14. 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
15. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）に基づいて識別した会計上の見積りは、次のとおりです。

(1) のれんの評価

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんには、当社による米国子会社の買収に伴い発生したのれん29,972百万円及びシンガポール子会社の買収に伴い発生したのれん305,220百万円が含まれております。

米国子会社の買収に伴うのれんは、米国子会社の連結貸借対照表に計上され、米国会計基準FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産－のれん及びその他」の非公開会社の特例に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。

減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化の有無について、全社単位での判定を行い、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が50%を超えると定性的に判断した場合に、定量的な減損の検討を行います。当社は、米国子会社での判定の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の認識の判断を行っております。

減損の兆候判定及び定性評価にあたっては、マクロ経済や米国の生命保険業界の動向、米国子会社の業績及び将来の利益計画の悪化の有無、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。また、定量的な減損の検討における公正価値の算定においては、将来の経済環境予測を踏まえた保険料収入、保険金給付率等を反映した将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率などの主要な仮定を設定します。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

シンガポール子会社の買収に伴うのれんは、当社の連結貸借対照表に計上され、当社が日本の会計基準に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。

減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化が認められる場合に、減損損失の認識の判定及び損失額の測定を行います。

減損の兆候判定にあたっては、シンガポール子会社を取り巻く経営環境や業績及び将来の利益計画の悪化の有無、のれんを含む資産グループの公正価値の著しい下落の有無、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。

のれんに減損の兆候が認められる場合は、のれんを含む資産グループから将来生じるキャッシュ・フローを見積り、その総額と帳簿価額を比較することによって減損の認識要否を判定します。減損損失の認識が必要となった場合は、のれんを含む資産グループの回収可能価額を算出のうえ、帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として計上します。回収可能価額の算定においては、将来の経済環境予測や新契約の獲得見込みを踏まえた保険料収入、保険金給付率等の保険数理計算上の仮定を反映した事業収支予測、割引率などの主要な仮定を設定します。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

- (2) 保有契約価値及び繰延新契約費の償却  
当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されている無形固定資産には、米国子会社の買収に伴う保有契約価値23,032百万円が、その他資産には、米国子会社の繰延新契約費361,629百万円がそれぞれ含まれております。  
保有契約価値は、米国子会社の買収時点で保有している保険契約に関して、保険契約から得られる将来利益を見積現在価値として計算し、米国子会社の連結貸借対照表に計上したものであります。また、繰延新契約費は、米国子会社の買収後の保険契約の獲得に係る費用のうち、一定の条件を満たすものを米国子会社の連結貸借対照表上、資産として認識したものであります。  
保有契約価値及び繰延新契約費は、保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、将来の見積総利益の発生見込を基礎とした比率等により償却しております。将来の見積総利益の算定においては、継続率、死亡率などの主要な仮定を設定しています。  
将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌連結会計年度において保有契約価値及び繰延新契約費の減価相当額が損失計上される可能性があります。

16. 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。

・「金融サービス－保険契約」(Topic944) (ASU第2018-12号、ASU第2022-05号)

- (1) 概要  
長期保険契約に係る負債の測定方法等が改正されました。
- (2) 適用予定日  
米国子会社において、2025年度の期末より適用予定です。
- (3) 当該会計基準等の適用による影響  
適用された連結会計年度における影響は評価中です。

17. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

- (1) 金融商品の状況に関する事項  
当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。  
貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。その他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたりスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたりスク・リミットと比較することで管理を行っております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	358,799	358,799	－
うち、その他有価証券	358,799	358,799	－
買入金銭債権	550,257	543,828	△6,429
うち、その他有価証券	454,936	454,936	－
金銭の信託	62,022	62,022	－
有価証券	37,524,949	36,284,194	△1,240,754
売買目的有価証券	2,932,785	2,932,785	－
満期保有目的の債券	1,984,527	1,970,692	△13,835
責任準備金対応債券	13,915,721	12,682,565	△1,233,156
子会社株式及び関連会社株式	45,614	51,851	6,237
その他有価証券 <sup>※1</sup>	18,646,299	18,646,299	－
貸付金	3,559,146		
貸倒引当金 <sup>※2</sup>	△5,064		
	3,554,081	3,345,092	△208,989
社債	550,123	530,524	△19,598
デリバティブ取引 <sup>※3</sup>	40,808	40,808	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	132,632	132,632	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(91,824)	(91,824)	－

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24－3項及び第24－9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

(注1) 有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

## ①満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	公社債	120,034	124,818	4,784
	外国証券（公社債）	1,061,500	1,162,411	100,911
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	公社債	237,993	214,165	△23,828
	外国証券（公社債）	565,000	469,296	△95,703
合計		1,984,527	1,970,692	△13,835

## ②責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	公社債	6,185,250	6,434,151	248,900
	外国証券(公社債)	194,629	199,033	4,403
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	公社債	5,866,794	4,545,953	△1,320,840
	外国証券(公社債)	1,669,047	1,503,426	△165,620
合計		13,915,721	12,682,565	△1,233,156

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

## ③その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上 額が取得原価又は償 却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	18,006	18,264	257
	公社債	269,518	272,564	3,045
	株式	1,188,331	2,855,672	1,667,341
	外国証券	5,712,133	6,009,035	296,901
	公社債	4,792,640	4,919,873	127,232
	株式等	919,493	1,089,161	169,668
	その他の証券	111,361	161,962	50,601
連結貸借対照表計上 額が取得原価又は償 却原価を超えないもの	譲渡性預金	359,000	358,799	△200
	買入金銭債権	450,885	436,672	△14,213
	公社債	2,110,622	1,651,834	△458,788
	株式	185,894	153,555	△32,338
	外国証券	8,161,121	7,397,999	△763,121
	公社債	7,226,604	6,604,863	△621,741
	株式等	934,516	793,136	△141,380
その他の証券	156,185	143,673	△12,512	
合計		18,723,062	19,460,036	736,973

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 <sup>※1</sup>	133,639
組合出資金等 <sup>※2</sup>	539,208

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
譲渡性預金	359,000	—	—	—
買入金銭債権	320,053	228	316	243,642
有価証券	1,145,103	5,747,406	7,592,455	15,775,589
満期保有目的の債券	311,895	91,146	640,986	906,967
責任準備金対応債券	240,628	2,704,079	3,331,967	7,802,184
その他有価証券	592,580	2,952,181	3,619,501	7,066,438
貸付金 <sup>*</sup>	230,801	834,449	790,872	1,384,946
社債 <sup>*</sup>	—	—	103,625	297,030

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## ①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
譲渡性預金	－	358,799	－	358,799
買入金銭債権	－	319,935	135,001	454,936
金銭の信託	－	－	62,022	62,022
有価証券	7,214,211	11,980,747	1,580,302	20,775,261
売買目的有価証券	2,002,560	814,928	115,296	2,932,785
其他有価証券	5,211,650	11,165,818	1,465,006	17,842,475
国債	852,175	－	－	852,175
地方債	－	29,217	－	29,217
社債	－	1,043,006	－	1,043,006
株式	3,009,228	－	－	3,009,228
外国証券	1,266,087	9,890,617	1,465,006	12,621,711
公社債	989,289	9,259,552	1,275,895	11,524,736
株式等	276,798	631,065	189,110	1,096,975
その他の証券	84,159	202,976	－	287,135
貸付金	－	－	123,668	123,668
デリバティブ取引	629	306,521	15,867	323,019
通貨関連	－	82,257	4,563	86,820
金利関連	－	19,171	－	19,171
株式関連	477	203,817	11,304	215,599
その他	152	1,274	－	1,426
資産計	7,214,841	12,966,004	1,916,862	22,097,708
デリバティブ取引	2,348	279,670	191	282,211
通貨関連	－	152,909	－	152,909
金利関連	－	101,394	－	101,394
株式関連	1,910	17,724	191	19,826
その他	438	7,642	－	8,080
負債計	2,348	279,670	191	282,211

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は803,823百万円です。

当該投資信託の期首残高から当連結会計期間末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	590,444
当連結会計期間の損益又はその他の包括利益 損益に計上 <sup>*1</sup>	9,841
その他の包括利益に計上	△1,972
購入、売却、償還等の純額	11,813
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取 扱いを適用した額	203,538
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取 扱いを適用しないこととした額	—
当連結会計期間末残高	—
当連結会計期間の損益に計上した額のうち連 結貸借対照表日において保有する投資信託の 評価損益	803,823
	—

\*1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

なお、当連結会計期間末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その連結貸借対照表計上額は566,225百万円です。

## ②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	88,891	88,891
有価証券	9,530,016	5,173,093	1,999	14,705,109
満期保有目的の債券	132,561	1,838,131	—	1,970,692
国債	132,561	—	—	132,561
地方債	—	13,807	—	13,807
社債	—	192,614	—	192,614
外国証券	—	1,631,708	—	1,631,708
公社債	—	1,631,708	—	1,631,708
責任準備金対応債券	9,396,663	3,283,902	1,999	12,682,565
国債	9,396,663	—	—	9,396,663
地方債	—	114,582	—	114,582
社債	—	1,468,859	—	1,468,859
外国証券	—	1,700,461	1,999	1,702,460
公社債	—	1,700,461	1,999	1,702,460
子会社株式及び関連 会社株式	792	51,059	—	51,851
貸付金	—	15,333	3,206,090	3,221,424
資産計	9,530,016	5,188,427	3,296,981	18,015,425
社債	—	530,524	—	530,524
負債計	—	530,524	—	530,524

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

①買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

②金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

③有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

④貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負 債

①社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。

観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にプレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報<sup>\*1</sup>

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
貸付金	割引現在価値法	割引率	3.04%~7.85%

※1 レベル3の時価となるもので、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものは記載しておりません。

②期首残高から当連結会計期間末残高への調整表、当連結会計期間の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	貸付金	デリバティブ取引 <sup>*4</sup>	合計
期首残高	141,323	24,345	1,597,996	122,421	9,143	1,895,230
当連結会計期間の損益又はその他の包括利益	△4,219	480	△26,180	198	△13,792	△43,513
損益に計上 <sup>*1</sup>	0	480	△2,854	198	△13,792	△15,968
その他の包括利益に計上	△4,219	—	△23,325	—	—	△27,545
購入、売却、発行及び決済等の純額	△2,102	37,197	△1,180	1,048	20,324	55,287
レベル3の時価への振替 <sup>*2</sup>	—	—	19,677	—	—	19,677
レベル3の時価からの振替 <sup>*3</sup>	—	—	△10,010	—	—	△10,010
当連結会計期間末残高	135,001	62,022	1,580,302	123,668	15,675	1,916,670
当連結会計期間の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	—	—	402	△13,298	△12,858	△25,755

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※3 レベル3の時価からレベル1の時価またはレベル2の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※4 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

### ③時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

### ④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

#### 割引率

割引率は、キャッシュ・フローの不確実性と金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。一般に、割引率の著しい上昇（下落）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

18. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は482,695百万円、時価は647,627百万円です。

なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。

また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,453百万円をその他の負債に計上しております。

19. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、4,286百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありませぬ。危険債権額は、665百万円です。

上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、13百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。

債権のうち、三月以上延滞債権額は、221百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸付条件緩和債権額は、3,399百万円です。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

20. 有形固定資産の減価償却累計額は、439,148百万円です。

21. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、847,107百万円です。なお、負債の額も同額です。
22. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- |                  |            |
|------------------|------------|
| 当期首現在高           | 213,538百万円 |
| 前連結会計年度剰余金よりの繰入額 | 58,355百万円  |
| 当連結会計年度社員配当金支払額  | 61,018百万円  |
| 利息による増加等         | 203百万円     |
| 当連結会計年度末現在高      | 211,078百万円 |
23. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式等の総額は、195,851百万円です。
24. 担保に提供している資産の額は、有価証券4,564,559百万円、貸付金948,513百万円、現金及び預貯金1,397百万円です。
25. 2023年12月31日に行ったSingapore Life Holdings Pte. Ltd.との企業結合について前連結会計年度末において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。この結果、暫定的に算定されたのれんの金額455,546百万円は、会計処理の確定により153,869百万円減少し、301,676百万円となっております。また、前連結会計年度末は、のれんが153,869百万円、責任準備金が108,058百万円それぞれ減少し、無形固定資産が77,326百万円増加しております。
26. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、4,717,355百万円です。
27. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は921百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
28. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、28,593百万円です。
29. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が511,106百万円含まれています。
30. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が220,000百万円含まれています。
31. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ715,622百万円、642,748百万円含まれています。
32. 国内の連結子会社及び子法人等における修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。
33. グループ通算制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021年8月12日 企業会計基準委員会 実務対応報告第42号）に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。

34. 繰延税金資産の総額は、953,138百万円、繰延税金負債の総額は、521,456百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、19,847百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金492,509百万円及び価格変動準備金269,035百万円です。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額308,330百万円です。
- なお、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）の成立に伴い、従来の税効果会計適用の法定実効税率27.96%は、回収又は支払が見込まれる期間が2025年4月1日から2026年3月31日までのものについては27.96%、2026年4月1日以降のものについては28.88%に変更されております。
- 当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は△64.8%であり、法定実効税率27.96%との差異の主な内訳は、税率変更による期末繰延税金資産の増額修正△66.7%、社員配当準備金繰入額△61.5%、のれん償却額等34.3%です。
- 税率変更により、当連結会計年度末における繰延税金資産は9,389百万円増加し、法人税等調整額は19,795百万円、その他有価証券評価差額金は9,799百万円それぞれ減少しております。

# 2024年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経常収益</b>	<b>5,182,591</b>
保険料等収入	3,375,394
資産運賃収入	1,709,574
利息及び配当金等収入	1,274,628
金銭的信託運用益	1,391
売買目的有価証券運用益	129,391
有価証券売却益	273,733
有価証券償還益	10,799
その他の運用益	19,629
その他の経常収入	97,622
<b>経常費用</b>	<b>5,113,168</b>
保険金等支払	2,524,816
保年給	645,772
解約返戻金	477,362
その他の返戻金	521,377
責任準備金等繰入	670,868
支払準備金繰入	209,434
社員配当金積立利息繰入	979,442
資産運用費用	10,493
支払利息	968,745
有価証券売却却損	203
有価証券評価損	773,541
有価証券償還損	71,186
金融派生商品費用	260,581
為替差損	8,345
貸倒引当金繰入	701
賃貸用不動産等減価却費用	227,255
その他の他運用費用	69,667
特別勘定資産運用費用	801
事業経常費用	10,051
その他の他経常費用	111,490
	13,460
	643,774
	191,593
<b>経常利益</b>	<b>69,422</b>
<b>特別利益</b>	<b>17</b>
固定資産等処分益	17
<b>特別損失</b>	<b>39,777</b>
固定資産等処分損失	4,606
減損損失	10,839
価格変動準備金繰入	23,600
社会及び契約者福祉増進助成金	731
<b>税金等調整前当期純剰余</b>	<b>29,662</b>
法人税及び住民税	68,387
法人税等調整額	△87,628
法人税等合計	△19,241
<b>当期純剰余</b>	<b>48,904</b>
非支配株主に帰属する当期純損	284
親会社に帰属する当期純剰余	49,189

- (注) 1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. International Financial Reporting Standards IFRS17「Insurance Contracts」を適用しているSingapore Life Holdings Pte. Ltd.のIFRS17の保険収益は、収入の金額に組み替えの上、保険料等収入に含めて計上しております。
3. 当社の保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。  
 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
4. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。  
 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

#### 資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

#### 減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

#### 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	10,784百万円
		計 10,784百万円

#### 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

## 2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当 期 首 残 高	50,000	639,000	2	229,119	918,122
当 期 変 動 額					
社員配当準備金の積立				△58,355	△58,355
基金利息の支払				△357	△357
親会社に帰属する当期純剰余				49,189	49,189
土地再評価差額金の取崩				△10,264	△10,264
基金等以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	－	△19,788	△19,788
当 期 末 残 高	50,000	639,000	2	209,331	898,333

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	864,260	△36,360	△56,600	38,740	57,188	867,227	△507	1,784,843
当 期 変 動 額								
社員配当準備金の積立								△58,355
基金利息の支払								△357
親会社に帰属する当期純剰余								49,189
土地再評価差額金の取崩								△10,264
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△261,267	△29,249	9,860	102,126	42,492	△136,037	△112	△136,149
当期変動額合計	△261,267	△29,249	9,860	102,126	42,492	△136,037	△112	△155,938
当 期 末 残 高	602,992	△65,609	△46,740	140,866	99,680	731,190	△619	1,628,904

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

住友生命保険相互会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辰 巳 幸 久

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 山 卓 弥

### <計算書類等監査>

#### 監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、住友生命保険相互会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの2024年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### <報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結計算書類の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

住友生命保険相互会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辰 巳 幸 久  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 山 卓 弥  
業務執行社員

### <連結計算書類監査>

#### 監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の10第4項の規定に基づき、住友生命保険相互会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの2024年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友生命保険相互会社及び連結子法人等からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告の「会計監査人に関する事項」に含まれる(1)会計監査人の状況に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査委員会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査委員会は、2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）における取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、保険業法第53条の30第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査委員会が定めた監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部・内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社等に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

住友生命保険相互会社 監査委員会

監査委員 森 公 高 ㊟

監査委員 片 山 登志子 ㊟

監査委員 石 井 茂 ㊟

監査委員 百 合 達 哉 ㊟

(注) 監査委員 森公高、片山登志子及び石井茂は、保険業法第53条の24第3項に規定する社外取締役であります。

## 2. 審議会審議事項報告の件

定款第28条第4項に基づき、審議会にて報告、審議した事項を次のとおりご報告いたします。

2024年度第2回審議会（2024年11月21日 東京都において開催）

- (1) 2024年度上半期事業概況等について

2025年度第1回審議会（2025年5月22日 東京都において開催）

- (1) 2024年度決算案および事業概況等について
- (2) 2025年度の実施計画について
- (3) 定款等の変更について

上記各項目のほか、ご契約者懇談会におけるご契約者のご意見についても報告し、審議会にて審議しております。

以 上

# 総代会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案

#### 2024年度剰余金処分案承認の件

議案の内容は66ページに記載のとおりです。

2024年度の剰余金処分量765億3469万4937円のうち652億8219万4937円を社員配当準備金に繰り入れたいと存じます。

差引純剰余金112億5250万円につきましては、まず、保険業法第58条の規定に基づく損失填補準備金2億円の積立て、2023年8月に募集した基金の拠出者に対する利息3億5250万円の支払いに充てたいと存じます。また、任意積立金として、将来の基金償却のための準備金を100億円、社会及び契約者福祉増進基金を7億円、それぞれ積み立てさせていただきたいと存じます。

## 第2号議案

### 社員配当金割当ての件

社員配当金は、資産運用、死亡率その他の発生率、事業費などについての予定と実績との間で生じた剰余に基づき、ご契約の種類、金額、経過期間などに応じて割り当てます。

2024年度決算に基づき、約款の規定により割り当てる社員配当金は次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 個人保険および個人年金保険

##### a. 3年ごと配当契約【販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qパック】

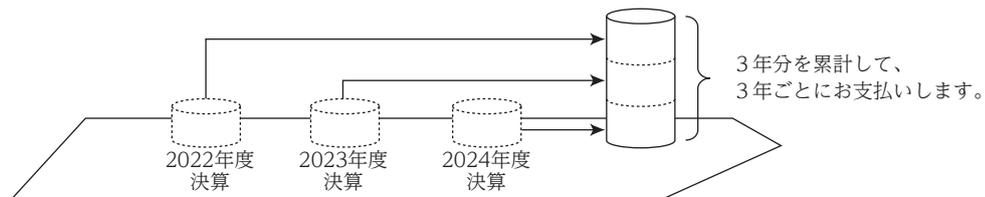
契約ごとに次の項目（①、②）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の3年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 (2024年度決算に基づく利差益配当率は別表1)
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過6年以降の3年ごと応当日を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料（年額）× 長期継続配当率（別表2）  ○災害・疾病特約 契約日から経過6年以降の3年ごと応当日を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額等 × 長期継続配当率（別表3）

(注) 「3年ごと応当日」とは契約日の3年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。なお、長期継続配当の計算において、Vitalityの保険料（年額）については割引・割増前の保険料（健康増進乗率適用特約を付加していない場合の保険料）とします。

#### <ご参考：3年ごと配当契約における利差益配当のイメージ>

(2022年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、3年ごと配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

## b. 5年ごと利差配当契約

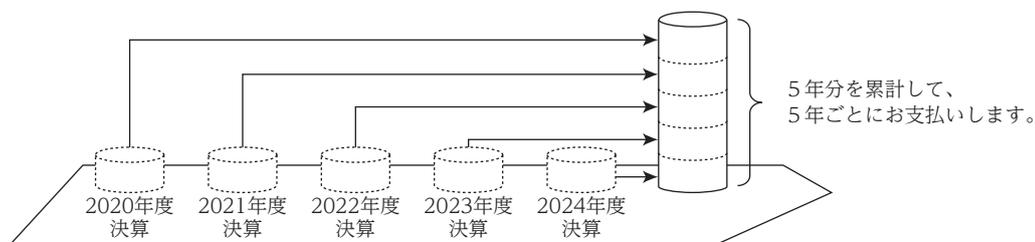
契約ごとに次の項目(①、②)の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の5年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 (2024年度決算に基づく利差益配当率は別表1)
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過10年以降の5年ごと応当日を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料(年額) × 長期継続配当率(別表4) ○災害・疾病特約等 契約日から経過10年以降の5年ごと応当日を迎える保険契約の災害・疾病特約等について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額等 × 長期継続配当率(別表5)

(注) 「5年ごと応当日」とは契約日の5年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。なお、長期継続配当の計算において、Vitalityの保険料(年額)については割引・割増前の保険料(健康増進乗率適用特約を付加していない場合の保険料)とします。

### <ご参考：5年ごと利差配当契約における利差益配当のイメージ>

(2020年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、5年ごと利差配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

### c. 毎年配当契約

契約ごとに次の項目（①～④）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項 目	計 算 方 法
①利差益配当	一般勘定部分の責任準備金 × 利差益配当率（別表1）
②死差益配当	危険保険金 × 死差益配当率（別表6）
③費差益配当	保 險 金 × 費差益配当率（別表7）
④災害・疾病特約配当	入院給付日額等 × 災害・疾病特約配当率（別表8）

## 2. 団体保険

契約ごとに次のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
団体定期保険・総合福祉団体定期保険 団体信用生命保険・消費者信用団体生命保険 団体3大疾病保障保険	死差益 × 配当率（別表9）
団体終身保険・心身障害者扶養者生命保険	0円

## 3. 団体年金保険

契約ごとに次のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 拠出型企業年金保険(02) 確定給付企業年金保険(02)	一般勘定部分の責任準備金 × 配当率（別表10）
確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 新確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 新確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型）(24) 確定給付企業年金保険	0円

## 4. 財形保険および財形年金保険

社員配当金は0円とします。

## 5. 医療保障保険

契約ごとに次のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
医療保障保険（個人型）	次の①、②の合計額 ①死亡保険金 × 配当率（別表11） ②入院給付日額 × 配当率（別表11）
医療保障保険（団体型）	死差益 × 配当率（別表11）

前年度から繰り越された社員配当準備金に、当年度剰余金から繰り入れた社員配当準備金を加えた額のうち、上記の割当てを行った残額は、次年度に繰り越します。

別表1

## 利 差 益 配 当 率 表

保 険 種 類	配 当 率
予定利率1%未満の保険種類	1.30%－予定利率
予定利率1%以上2%以下の保険種類	1.70%－予定利率
予定利率2%超の保険種類	1.25%－予定利率

ただし、下記の保険種類については次のとおりとします。

保 険 種 類	対 象 契 約	配 当 率
5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)	2017年4月1日以前の契約	1.45%－予定利率
	2017年4月2日以降の契約	1.30%－予定利率
最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険(第1保険期間) 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険		0%
5年ごと利差配当付医療定期保険 5年ごと利差配当付医療終身保険 最低保証付変額保険(年金支払開始後または年金支払開始日の繰下げにおける繰下げ期間中) 変額個人年金保険(一時払い)(年金支払開始後) 最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(年金支払開始後または年金支払開始日の繰下げにおける繰下げ期間中) 最低保証付一時払変額個人年金保険(08)(年金支払開始後または年金支払開始日の繰下げにおける繰下げ期間中) 最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)(年金支払開始後または年金支払開始日の繰下げにおける繰下げ期間中) 新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(年金支払開始後) 最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(16)(年金支払開始後) 夫婦年金移行特約(最低保証付一時払変額個人年金保険(08)に付加した場合) 定額年金支払移行特約 家族定期保険特約(子型) 介護終身保障特別移行特約(終身保険特約の一時払いからの移行の場合)		0%
終身保険 5年ごと利差配当付終身保険 連生終身保険 5年ごと利差配当付連生終身保険 特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険 5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険 5年ごと利差配当付限定告知型終身保険 5年ごと利差配当付終身保険(一時払い) 5年ごと利差配当付通増終身保険(一時払い) 5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)(24) 5年ごと利差配当付新終身保険(一時払い)(24)	1998年7月2日以降の 保険料一時払契約	0%
一時払退職後終身保険	1999年4月2日以降の 保険料一時払契約	0%
毎期精算配当付自由保険 5年ごと利差配当付自由保険	1995年9月1日以降の 保険料一時払契約*	0%
新個人年金保険 個人年金保険(93) 5年ごと利差配当付個人年金保険 5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険	1998年7月2日以降の 保険料一時払契約*	0%
予定利率変動型5年ごと利差配当付通増終身保険(一時払い)** 予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)**		0%
5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い) 5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)(19) 5年ごと利差配当付指定通貨建新終身保険(一時払い)(24) 5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険(一時払い) 5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険(一時払い)(20) 5年ごと利差配当付選択通貨建個人年金保険(一時払い)(23) 予定利率変動型5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険 低解約返戻金型5年ごと利差配当付選択通貨建特別終身保険		0%

- (注) 1. 5年ごと利差配当契約および3年ごと配当契約の場合、上表は2024年度決算に基づく利益配当率を示しています。  
2. 特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の場合、利益配当率を乗じる責任準備金はこれらの特約を付加していない契約と同じものとします。  
3. 上表の保険種類には、新転換特約および新保障一括見直し特約に定める振替原資を含みます。  
※ 配当金により保険金を買い増す場合の買増部分および年金支払いに移行した部分を含みます。  
ただし、年金支払特約については、1998年7月2日以降に付加された場合とします。

別表2

## 3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 介護収入保障特約・介護通減定期保険特約 介護保障定期保険特約 定期保険特約(18)・収入保障特約(18)	2007年4月1日以前	経過21年の契約 男性	7.5%	21.0%	34.5%	46.5%
		経過21年の契約 女性	4.5%	12.0%	22.5%	25.5%	28.5%	28.5%	28.5%
		経過24年の契約 男性	7.5%	21.0%	34.5%	46.5%	46.5%	46.5%	46.5%
		経過24年の契約 女性	4.5%	12.0%	22.5%	25.5%	28.5%	28.5%	28.5%
	2007年4月2日以降	経過15年の契約 男性	6.0%	6.0%	12.0%	18.0%	30.0%	30.0%	30.0%
		経過15年の契約 女性	3.0%	3.0%	3.0%	6.0%	9.0%	12.0%	12.0%
	2013年4月1日以前	経過18年の契約 男性	6.0%	6.0%	12.0%	18.0%	30.0%	30.0%	30.0%
		経過18年の契約 女性	3.0%	3.0%	3.0%	6.0%	9.0%	12.0%	12.0%
	2013年4月2日以降	経過9年の契約 男性	12.0%	12.0%	24.0%	36.0%	60.0%	60.0%	60.0%
		経過9年の契約 女性	6.0%	6.0%	6.0%	12.0%	18.0%	24.0%	24.0%
	2018年8月1日以前	経過12年の契約 男性	4.0%	4.0%	8.0%	12.0%	20.0%	20.0%	20.0%
		経過12年の契約 女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	6.0%	8.0%	8.0%
	2018年8月2日以降	経過6年の契約 男性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		経過6年の契約 女性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	2007年4月1日以前	経過21年の契約 男性	13.5%	27.0%	37.5%	46.5%	40.5%	40.5%	40.5%
		経過21年の契約 女性	13.5%	21.0%	31.5%	31.5%	34.5%	25.5%	25.5%
	2007年4月2日以降	経過15年の契約 男性	12.0%	12.0%	18.0%	21.0%	30.0%	24.0%	24.0%
		経過15年の契約 女性	12.0%	12.0%	12.0%	15.0%	15.0%	9.0%	9.0%
	2013年4月1日以前	経過18年の契約 男性	12.0%	12.0%	18.0%	21.0%	30.0%	24.0%	24.0%
		経過18年の契約 女性	12.0%	12.0%	12.0%	15.0%	15.0%	9.0%	9.0%
	2013年4月2日以降	経過12年の契約 男性	4.0%	4.0%	8.0%	10.0%	16.0%	16.0%	16.0%
		経過12年の契約 女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	4.0%	6.0%	6.0%
特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	2007年4月1日以前	経過21年の契約 男性	-	10.50%	17.25%	20.25%	20.25%	20.25%	20.25%
		経過21年の契約 女性	-	4.50%	8.25%	8.25%	11.25%	11.25%	11.25%
		経過24年の契約 男性	-	10.50%	17.25%	20.25%	20.25%	20.25%	20.25%
		経過24年の契約 女性	-	4.50%	8.25%	8.25%	11.25%	11.25%	11.25%
	2007年4月2日以降	経過15年の契約 男性	-	6.00%	6.00%	9.00%	12.00%	12.00%	12.00%
		経過15年の契約 女性	-	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.00%	3.00%
	2013年4月1日以前	経過18年の契約 男性	-	6.00%	6.00%	9.00%	12.00%	12.00%	12.00%
		経過18年の契約 女性	-	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.00%	3.00%
	2013年4月2日以降	経過12年の契約 男性	-	4.00%	4.00%	6.00%	8.00%	8.00%	8.00%
		経過12年の契約 女性	-	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.00%	2.00%
生活障害収入保障特約	2013年4月2日以降	経過6年の契約 男性	8.0%	8.0%	11.0%	12.0%	4.0%	8.0%	8.0%
		経過6年の契約 女性	8.0%	8.0%	9.0%	11.0%	15.0%	20.0%	20.0%
		経過9年の契約 男性	32.0%	32.0%	44.0%	48.0%	16.0%	32.0%	32.0%
		経過9年の契約 女性	32.0%	32.0%	36.0%	44.0%	60.0%	80.0%	80.0%
特定重度生活習慣病保障特約	2013年4月2日以降	経過6年の契約 男性	3.0%	3.0%	12.0%	16.0%	21.0%	23.0%	23.0%
		経過6年の契約 女性	5.0%	5.0%	0.0%	0.0%	20.0%	12.0%	12.0%
		経過9年の契約 男性	12.0%	12.0%	48.0%	64.0%	84.0%	92.0%	92.0%
		経過9年の契約 女性	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	80.0%	48.0%	48.0%

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）、第2保険期間中の契約および更新後の特約は除きます。
2. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したものとします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含まないものとし、保険料割引制度（保険料の高額割引制度を含みます。）が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度（保障見直し制度を含みます。）で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算し、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約については健康増進乗率適用特約が付加されていないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は含まないものとし、ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約(15)を指します。
3. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上の契約で第1保険期間が満了となる契約、次年度において経過年数が6年以上の契約で特約の保険期間の満了により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約もしくは新保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。（ただし、3年ごと応当日および直前の3年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約もしくは新保障一括見直し特約により見直しする契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
7. 2024年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表3

## 3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約		契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				円	円	円	円	円	円	円
災害入院特約(01)	2007年4月1日 以前	経過21年 の契約	男性	357	378	420	462	462	273	273
			女性	546	609	504	357	189	0	0
		経過24年 の契約	男性	357	378	420	462	462	273	273
			女性	546	609	504	357	189	0	0
	2007年4月2日 以降	経過18年 の契約	男性	357	357	399	441	462	273	273
			女性	399	609	567	399	378	0	0
疾病医療特約(01)	2007年4月1日 以前	経過21年 の契約	男性	651	441	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
		経過24年 の契約	男性	651	441	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
	2007年4月2日 以降	経過18年 の契約	男性	378	420	441	0	0	0	0
			女性	105	0	0	231	714	1,512	1,512
入院初期給付特約	経過24年 の契約	男性	420	210	0	0	0	0	0	
		女性	126	0	0	147	399	336	336	
入院治療重点保障特約	経過18年 の契約	男性	672	609	378	210	0	0	0	
		女性	420	273	273	357	567	588	588	
	経過21年 の契約	男性	672	462	315	105	0	0	0	
		女性	357	252	336	399	672	588	588	
通院特約	経過21年 の契約	男性	357	546	1,176	1,932	4,851	6,552	6,552	
		女性	441	504	861	1,491	3,843	5,313	5,313	
	経過24年 の契約	男性	357	546	1,176	1,932	4,851	6,552	6,552	
		女性	441	504	861	1,491	3,843	5,313	5,313	
通院特約(04)	経過18年 の契約	男性	483	504	1,071	1,827	4,074	7,875	7,875	
		女性	609	588	777	1,386	3,234	6,384	6,384	
	経過21年 の契約	男性	462	714	1,491	2,436	5,922	7,875	7,875	
		女性	567	651	1,092	1,890	4,704	6,384	6,384	
入院保障充実特約	経過18年 の契約	男性	105	84	21	0	0	0	0	
		女性	42	0	0	21	63	84	84	
総合医療特約	2018年8月1日 以前	経過9年 の契約	男性	749	1,865	1,718	1,841	1,957	1,028	2,900
			女性	612	560	560	1,470	1,340	2,068	2,822
		経過12年 の契約	男性	322	1,036	938	980	994	448	1,456
			女性	224	196	196	686	616	1,008	1,414
	2018年8月2日 以降	経過6年 の契約	男性	270	1,530	1,320	1,050	510	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
成人病入院特約(09)	2018年8月1日 以前	経過9年 の契約	男性	0	0	147	546	1,382	1,592	1,196
			女性	0	0	252	1,029	1,785	4,006	5,013
		経過12年 の契約	男性	0	0	98	364	868	1,008	644
			女性	0	0	168	686	1,190	2,534	3,192
	2018年8月2日 以降	経過6年 の契約	男性	0	0	210	780	1,380	1,680	0
			女性	0	0	360	1,470	2,550	4,200	5,490
がん入院特約(09)	2018年8月1日 以前	経過9年 の契約	男性	0	0	0	189	588	664	442
			女性	0	0	0	231	546	943	712
		経過12年 の契約	男性	0	0	0	126	392	406	238
			女性	0	0	0	154	364	602	448
	2018年8月2日 以降	経過6年 の契約	男性	0	0	0	270	840	540	0
			女性	0	0	0	330	780	1,050	720

### 3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表 (災害・疾病特約) (例示) (続き)

(特約保険金額10万円について)

保険種類	対象契約		契約 年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				円	円	円	円	円	円	円
がん診断特約	2018年8月1日 以前	経過9年 の契約	男性	0	0	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
		経過12年 の契約	男性	0	0	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
	2018年8月2日 以降	経過6年 の契約	男性	0	0	0	60	270	960	9,180
			女性	150	1,110	1,230	810	660	1,230	5,910

(保険料(年額)について)

保険種類	対象契約		契約 年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				%	%	%	%	%	%	%
新先進医療・患者申出療養特約	2018年8月1日 以前	経過9年 の契約	男性	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%
			女性	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%
		経過12年 の契約	男性	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
			女性	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
	2018年8月2日 以降 2021年4月1日 以前	経過6年 の契約	男性	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%
			女性	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%
	2021年4月2日 以降	経過6年 の契約	男性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
			女性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約(特約が保険料払込免除となっている契約)、第2保険期間中の契約および更新後の特約は除きます。ただし、更新後の新先進医療・患者申出療養特約は対象とします。
2. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
4. 次年度において経過年数が6年以上の契約で第1保険期間が満了となる契約、次年度において経過年数が6年以上の契約で特約の保険期間の満了により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約もしくは新保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。(ただし、3年ごと応当日および直前の3年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約もしくは新保障一括見直し特約により見直しする契約は除きます。)この場合、経過年数に応じた調整を行います。
5. 入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型の配当率を記載しています。
7. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
8. 2024年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。
9. 保険料(年額)とは、払込方法(回数)に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したものとします。ただし、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約については健康増進乗率適用特約が付加されていないものとして計算します。

別表4

## 5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			5年ごと利差配当付定期保険 定期保険集団扱特約付 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付増定期保険 定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約 連生通減定期保険特約 連生保険料特別払込通減定期保険特約 介護収入保障特約・介護通減定期保険特約 介護保障定期保険特約・養育年金特約 定期保険特約(18)	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 12.5% 女性 7.5%	35.0% 20.0%	57.5% 37.5%	77.5% 42.5%
	2007年4月2日 以降 2013年4月1日 以前	経過15年 の契約	男性 10.0% 女性 5.0%	10.0% 5.0%	20.0% 5.0%	30.0% 10.0%	50.0% 15.0%	50.0% 20.0%	50.0% 20.0%
	2013年4月2日 以降 2018年8月1日 以前	経過10年 の契約	男性 16.0% 女性 8.0%	16.0% 8.0%	32.0% 8.0%	48.0% 16.0%	80.0% 24.0%	80.0% 32.0%	80.0% 32.0%
	2018年8月2日 以降	経過10年 の契約	男性 0.0% 女性 0.0%	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 22.5% 女性 22.5%	45.0% 35.0%	62.5% 52.5%	77.5% 52.5%	67.5% 57.5%	67.5% 42.5%	67.5% 42.5%
	2007年4月2日 以降 2013年4月1日 以前	経過15年 の契約	男性 20.0% 女性 20.0%	20.0% 20.0%	30.0% 20.0%	35.0% 25.0%	50.0% 25.0%	40.0% 15.0%	40.0% 15.0%
	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 16.0% 女性 8.0%	16.0% 8.0%	32.0% 8.0%	40.0% 16.0%	64.0% 16.0%	64.0% 24.0%	64.0% 24.0%
5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険 特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 - 女性 -	17.50% 7.50%	28.75% 13.75%	33.75% 13.75%	33.75% 18.75%	33.75% 18.75%	33.75% 18.75%
	2007年4月2日 以降 2013年4月1日 以前	経過15年 の契約	男性 - 女性 -	10.00% 0.00%	10.00% 0.00%	15.00% 0.00%	20.00% 0.00%	20.00% 5.00%	20.00% 5.00%
	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 - 女性 -	16.00% 0.00%	16.00% 0.00%	24.00% 0.00%	32.00% 0.00%	32.00% 8.00%	32.00% 8.00%
生活障害収入保障特約	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 40.0% 女性 40.0%	40.0% 40.0%	55.0% 45.0%	60.0% 55.0%	20.0% 75.0%	40.0% 100.0%	40.0% 100.0%
特定重度生活習慣病保障特約	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 15.0% 女性 25.0%	15.0% 25.0%	60.0% 0.0%	80.0% 0.0%	105.0% 100.0%	115.0% 60.0%	115.0% 60.0%

## 5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表 (定期保険特約等) (例示) (続き)

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約、更新後契約および更新後の特約は除きます。
2. 保険料(年額)とは、払込方法(回数)に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したもの等とします。ただし、保険料(年額)の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含まないものとし、保険料割引制度(保険料の高額割引制度を含みます。)が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度(保障見直し制度を含みます。)で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算し、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約については健康増進乗率適用特約が付加されていないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、養育年金特約を除き、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は含まないものとします。ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約(15)を指します。
3. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の(第1)被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約(配偶者型)については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とし、養育年金特約については主契約の契約日における保険契約者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約も対象とします。(ただし、5年ごと応当日および直前の5年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約は除きます。)この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
7. 2024年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表5

## 5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約等）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新災害入院特約(87) 新こども災害入院特約(87)		経過25年 の契約	男性 595	630	735	770	455	455	455
		女性 980	910	630	595	0	0	0	
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 595	630	700	770	770	455	455
		女性 910	1,015	840	595	315	0	0	
	2007年4月2日 以降	経過25年 の契約	男性 595	665	735	770	455	455	455
		女性 1,015	945	665	630	0	0	0	
新疾病医療特約(87) 新こども疾病医療特約(87)		経過25年 の契約	男性 945	0	0	0	0	0	0
		女性 0	0	0	0	0	0	0	
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 1,085	735	0	0	0	0	0
		女性 0	0	0	0	0	0	0	
	2007年4月2日 以降	経過25年 の契約	男性 980	0	0	0	0	0	0
		女性 0	0	0	0	0	0	0	
入院初期給付特約		経過20年 の契約	男性 665	735	0	0	0	0	0
		女性 0	0	0	595	2,100	2,520	2,520	
入院治療重点保障特約 こども入院治療重点保障特約		経過25年 の契約	男性 560	210	0	0	0	0	0
		女性 0	0	175	490	560	560	560	
通院特約 こども通院特約		経過20年 の契約	男性 1,120	770	525	175	0	0	0
		女性 595	420	560	665	1,120	980	980	
通院特約(04) こども通院特約(04)		経過25年 の契約	男性 665	1,400	2,415	5,460	10,920	10,920	10,920
		女性 770	1,015	1,820	4,340	8,855	8,855	8,855	
入院保障充実特約 こども入院保障充実特約		経過20年 の契約	男性 770	1,190	2,485	4,060	9,870	13,125	13,125
		女性 945	1,085	1,820	3,150	7,840	10,640	10,640	
総合医療特約 こども総合医療特約 5年ごと利差配当付医療定期保険 5年ごと利差配当付医療終身保険	2018年8月1日 以前	経過20年 の契約	男性 175	70	0	0	0	0	0
		女性 35	0	35	70	175	140	140	
	2018年8月2日 以降	経過10年 の契約	男性 1,358	3,626	3,332	3,626	3,934	1,988	6,020
		女性 1,092	980	980	2,940	2,660	4,228	5,852	
成人病入院特約(09)	2018年8月1日 以前	経過15年 の契約	男性 1,575	2,765	2,170	2,695	1,505	3,640	3,640
		女性 805	490	1,225	1,575	1,995	3,535	3,535	
	2018年8月2日 以降	経過10年 の契約	男性 378	2,142	1,848	1,470	714	0	0
		女性 0	0	0	0	0	0	0	
がん入院特約(09)	2018年8月1日 以前	経過10年 の契約	男性 0	0	294	1,092	2,828	3,248	2,576
		女性 0	0	504	2,058	3,570	8,176	10,206	
	2018年8月2日 以降	経過15年 の契約	男性 0	0	525	1,330	2,870	1,610	1,610
		女性 0	0	945	2,450	4,690	7,980	7,980	
限定告知型医療特約	2007年4月1日 以前	経過10年 の契約	男性 0	0	294	1,092	1,932	2,352	0
		女性 0	0	504	2,058	3,570	5,880	7,686	
	2007年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 0	0	0	378	1,176	1,372	952
		女性 0	0	0	462	1,092	1,918	1,456	
限定告知型入院保障充実特約	2018年8月1日 以前	経過15年 の契約	男性 0	0	0	665	1,260	595	595
		女性 0	0	280	560	1,260	1,120	1,120	
	2018年8月2日 以降	経過10年 の契約	男性 0	0	0	378	1,176	756	0
		女性 0	0	0	462	1,092	1,470	1,008	
限定告知型通院特約	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 -	-	-	-	27,055	39,060	59,360
		女性 -	-	-	-	22,820	34,615	49,560	
	2007年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 -	-	-	-	25,760	30,240	44,408
		女性 -	-	-	-	23,128	26,544	41,720	
2018年8月1日 以前	経過15年 の契約	男性 -	-	-	-	16,590	21,280	44,310	
	女性 -	-	-	-	14,595	20,265	38,010		
2018年8月2日 以降	経過10年 の契約	男性 -	0	0	0	0	0	0	
	女性 -	0	0	0	0	0	0		
限定告知型入院保障充実特約	2018年8月1日 以前	経過10年 の契約	男性 -	-	-	-	0	0	0
		女性 -	-	-	-	0	0	616	
	2018年8月2日 以降	経過15年 の契約	男性 -	-	-	-	0	0	420
		女性 -	-	-	-	0	0	595	
限定告知型通院特約	2007年4月1日 以前	経過10年 の契約	男性 -	0	0	0	0	0	0
		女性 -	0	0	0	0	0	0	
	2007年4月2日 以降	経過20年 の契約	男性 -	-	-	-	28,385	47,740	57,575
		女性 -	-	-	-	22,715	39,060	47,810	
2018年8月1日 以前	経過20年 の契約	男性 -	-	-	-	21,385	37,065	45,115	
	女性 -	-	-	-	17,115	30,345	37,660		

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表 (災害・疾病特約等) (例示) (続き)

(特約保険金額10万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約		契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				円	円	円	円	円	円	
がん診断特約	2018年8月1日以前	経過10年の契約	男性	0	0	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
	2018年8月2日以降	経過10年の契約	男性	0	0	0	70	315	1,120	10,710
			女性	175	1,295	1,435	945	770	1,435	6,895

(保険料(年額)について)

保 険 種 類	対 象 契 約		契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
新先進医療・患者申出療養特約	2018年8月1日以前	経過10年の契約	男性	187.5%	187.5%	187.5%	187.5%	187.5%	187.5%	187.5%
			女性	187.5%	187.5%	187.5%	187.5%	187.5%	187.5%	187.5%
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前	経過10年の契約	男性	310.5%	310.5%	310.5%	310.5%	310.5%	310.5%	310.5%
			女性	310.5%	310.5%	310.5%	310.5%	310.5%	310.5%	310.5%
	2021年4月2日以降	経過10年の契約	男性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
			女性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

- (注) 1. 次年度の契約当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、扶済保険、延長保険、保険料払込免除契約、更新後契約および更新後の特約は除きます。ただし、更新後契約に付加された新先進医療・患者申出療養特約および更新後の新先進医療・患者申出療養特約は対象とします。
2. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
4. 次年度において経過年数が6年以上の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約も対象とします。(ただし、5年ごと応当日および直前の5年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約は除きます。) この場合、経過年数に応じた調整を行います。
5. 入院治療重点保障特約および子ども入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約、子ども通院特約、通院特約(04)、子ども通院特約(04)および限定告知型通院特約は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約、子ども入院保障充実特約および限定告知型入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型の配当率を記載しています。
7. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
8. 2024年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。
9. 保険料(年額)とは、払込方法(回数)に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したものとします。ただし、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約については健康増進乗率適用特約が付加されていないものとして計算します。

別表6

## 死 差 益 配 当 率 表 (例 示)

(危険保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	到 達 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
			円	円	円	円	円	円	円	
毎期精算配当付自由保険 新教育保険・定期付養老保険	1969年5月以前の契約	男性	—	—	—	—	—	15,970	40,480	
		女性	—	—	—	—	—	19,490	49,300	
生存給付金付終身保険・終身保険 通増年金収入保障保険	1969年6月以降 1974年4月以前の契約	男性	—	—	—	—	4,930	13,750	38,630	
		女性	—	—	—	—	5,970	17,270	47,450	
生存給付金付通増年金収入保障保険 定期保険・新生生存給付金付定期保険特約	1974年5月以降 1976年3月1日以前の契約	男性	—	—	—	—	2,250	6,730	20,200	
		女性	—	—	—	—	3,290	10,250	29,020	
連生終身保険・定期保険特約 家族定期保険特約(配偶者型)	1976年3月2日以降 1981年4月1日以前の契約	男性	—	—	—	1,250	2,250	6,730	20,200	
		女性	—	—	—	1,090	1,700	5,780	17,060	
家族定期保険特約(子型) 増加養老保険・増加養老保険特約	1981年4月2日以降 1985年4月1日以前の契約	男性	—	—	—	760	1,600	5,090	16,740	
		女性	—	—	—	580	830	3,110	10,560	
増加終身保険・増加生存保険 養老保険特約・終身保険特約	1985年4月2日以降 1990年4月1日以前の契約	男性	—	—	140	450	1,570	4,060	13,560	
		女性	—	—	210	360	480	1,860	7,520	
保険料特別払込定期保険特約 生存給付金付定期保険特約	1990年4月2日以降 1996年4月1日以前の契約	男性	—	—	130	390	1,400	3,220	9,770	
		女性	—	—	200	230	350	1,330	5,910	
連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約	1996年4月2日 以降の保険年齢 方式の契約	配当回数10回以降 または更新後契約	男性	50	500	110	280	770	3,220	8,500
		女性	40	70	70	180	350	1,210	4,280	
		配当回数4回以降 9回目以内	男性	50	500	110	280	770	3,220	8,500
		女性	40	70	70	180	350	1,210	4,280	
連生通減定期保険特約・収入保障特約 保険料特別払込通減定期保険特約 連生保険料特別払込通減定期保険特約	2007年4月2日以降 2018年5月31日以前 の満年齢方式の契約	配当回数10回以降 または更新後契約	男性	—	—	—	—	680	1,350	5,620
		女性	—	—	—	—	190	320	1,460	
		配当回数9回目以内	男性	—	—	—	—	680	1,350	5,620
		女性	—	—	—	—	190	320	1,460	
個人年金保険・新個人年金保険	2018年6月1日以降の 満年齢方式の契約	男性	—	—	—	—	0	0	0	
		女性	—	—	—	—	0	0	0	
変額保険(有期型) 変額保険(終身型)	1994年4月1日以前の契約	男性	—	—	—	—	640	2,150	6,470	
		女性	—	—	—	—	160	1,210	5,350	
	1994年4月2日以降 1996年4月1日以前の契約	男性	—	—	—	70	470	1,310	2,680	
		女性	—	—	—	0	100	680	3,740	
1996年4月2日以降の契約	男性	—	—	0	70	140	1,310	1,410		
	女性	—	—	0	0	100	560	2,110		
祝金付特別終身保険	1976年3月2日以降の契約	男性	—	—	—	—	—	—	20,200	
		女性	—	—	—	—	—	—	17,060	
特定疾病保障終身保険 特定疾病保障定期保険 特定疾病保障終身保険特約 特定疾病保障定期保険特約	配当回数10回以降 または更新後契約	男性	—	240	150	340	1,040	2,210	7,750	
		女性	—	40	140	130	390	1,050	3,720	
		配当回数4回以降 9回目以内	男性	—	240	150	340	1,040	2,210	7,750
		女性	—	40	140	130	430	1,280	4,070	
重度慢性疾患保障保険 重度慢性疾患保障保険特約	配当回数3回目以内	男性	—	240	160	350	1,040	2,210	7,750	
		女性	—	60	160	240	630	1,280	4,070	
		配当回数10回以降 または更新後契約	男性	—	250	150	300	910	2,060	6,860
		女性	—	50	110	120	240	1,020	3,150	
配当回数4回以降 9回目以内	男性	—	250	150	300	910	2,060	6,860		
	女性	—	50	110	120	250	1,040	3,420		
配当回数3回目以内	男性	—	250	160	310	910	2,060	6,860		
	女性	—	60	130	200	450	1,040	3,420		
介護収入保障特約 新介護収入保障特約		男性	—	500	100	290	870	3,610	9,320	
		女性	—	70	70	170	370	1,300	5,090	

## 死差益配当率表(例示) (続き)

- (注) 1. 到達年齢とは、前年度の契約応当日における被保険者の年齢です。ただし、定期保険集団扱特約付定期保険、一時払退職後終身保険、一時払退職後終身保険定期保険特約ならびに1985年4月2日以降契約の増加養老保険、増加養老保険特約、増加終身保険、増加生存保険、増加連生終身保険および増加連生生存保険は当年度の契約応当日における被保険者の年齢です。
2. 新教育保険については契約者、連生終身保険、連生定期保険特約、連生保険料特別払込定期保険特約、連生減定期保険特約、連生保険料特別払込減定期保険特約、増加連生終身保険、増加連生生存保険および連生終身保険特約については第2被保険者の到達年齢および性に応じた死差益配当率を加算します。
3. 1996年4月2日以降1999年4月1日以前の転換特約付保険契約については、予定死亡率の水準に応じた率とします。
4. 一時払退職後終身保険の1987年3月以前の契約については、1981年4月2日以降1985年4月1日以前の契約の率を使用します。
5. 更新後契約には、更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。
6. 変額保険(有期型)または変額保険(終身型)の払済保険および延長保険については、それぞれ契約時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
7. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)または新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)の定額払済年金保険および目標到達時定額年金保険移行特約に定めるところにより移行した定額年金保険については、契約時期、定額払済年金保険への変更時期、定額年金保険への移行時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
8. 保証期間付終身年金保険、個人年金保険(93)、年金支払開始日以降の契約、1995年9月1日以降の保険料一時払契約の毎期精算配当付自由保険(配当金により保険金を買い増す場合の買増部分を含みます。)および1998年7月2日以降の保険料一時払契約の新個人年金保険の死差益配当率は0とします。
9. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)および新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(定額払済年金保険を除きます。)ならびに最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(16)の死差益配当は0円とします。
10. 新特別条件特約付保険契約の場合、死差益配当率を乗じる危険保険金は本特約を付加していない契約と同じものとします。

## 別表7

## 費 差 益 配 当 率 表

## 1. 保険料払込中

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
毎期精算配当付自由保険	1974年4月以前 保険金50万円以上の契約 保険金50万円未満の契約	円 1,650 2,650	円 — —
	1974年5月以降 1981年4月1日以前	1,650	—
	1981年4月2日以降 1985年4月1日以前	1,000	—
	1985年4月2日以降 1990年4月1日以前	600	—
	1990年4月2日以降 1993年4月1日以前	250	—
	1993年4月2日以降 1999年4月1日以前	50	—
	1999年4月2日以降	0	—
新教育保険	1993年4月1日以前	50	200
	1993年4月2日以降 1999年4月1日以前	50	0
	1999年4月2日以降	0	0
定期付養老保険	1970年11月9日以前	1,650	1,600
	1970年11月10日以降 1981年4月1日以前	1,650	1,100
	1981年4月2日以降	1,000	950
祝金付特別終身保険		1,650	1,100
生存給付金付終身保険	1981年4月1日以前	1,900	1,100
	1981年4月2日以降	1,000	950
終身保険	1985年4月1日以前	1,000	—
	1985年4月2日以降 1990年4月1日以前	600	—
	1990年4月2日以降 1993年4月1日以前	250	—
	1993年4月2日以降 1999年4月1日以前	50	—
	1999年4月2日以降	0	—
通増年金収入保障保険		1,650	1,100

## 費差益配当率表 (続き)

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
生存給付金付通増年金収入保障保険	1981年 4 月 1 日以前	円 1,900	円 1,100
	1981年 4 月 2 日以降 1985年 4 月 1 日以前	1,000	950
	1985年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	600	550
	1990年 4 月 2 日以降	250	200
	定期保険	1981年 4 月 1 日以前	-
定期保険	1981年 4 月 2 日以降 1985年 4 月 1 日以前	-	950
	1985年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	-	550
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
	定期保険集団扱特約付定期保険		-
連生終身保険	1993年 4 月 1 日以前	250	-
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
特定疾病保障終身保険	1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
特定疾病保障定期保険		-	0
重度慢性疾患保障保険		-	0
変額保険 (有期型)	1994年 4 月 1 日以前	600	-
	1994年 4 月 2 日以降	50	-
変額保険 (終身型)	1994年 4 月 1 日以前	600	-
	1994年 4 月 2 日以降	50	-
個人年金保険		-	1,000
新個人年金保険	1990年 4 月 1 日以前	-	600
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	-	250
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	-	50
	1999年 4 月 2 日以降	-	0
個人年金保険(93)	1999年 4 月 1 日以前	-	50
	1999年 4 月 2 日以降	-	0

## 費差益配当率表 (続き)

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
定期保険特約	1981年 4 月 1 日以前	円 -	円 1,100
	1981年 4 月 2 日以降 1985年 4 月 1 日以前	-	950
	1985年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	-	550
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
家族定期保険特約 (配偶者型) 家族定期保険特約 (子型)	1990年 4 月 1 日以前	-	550
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
養老保険特約	1990年 4 月 1 日以前	600	-
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	250	-
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
終身保険特約	1990年 4 月 1 日以前	600	-
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	250	-
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
生存給付金付定期保険特約	1993年 4 月 1 日以前	50	200
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	0
	1999年 4 月 2 日以降	0	0
新生存給付金付定期保険特約		0	0
連生定期保険特約	1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
連生終身保険特約	1993年 4 月 1 日以前	250	-
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
通減定期保険特約	1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
連生通減定期保険特約		-	0
特定疾病保障終身保険特約	1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
特定疾病保障定期保険特約		-	0
重度慢性疾患保障保険特約		-	0
収入保障特約		-	0
介護収入保障特約		-	0
新介護収入保障特約		-	0

## 費差益配当率表(続き)

### 2. 保険料払済後

1981年4月1日以前契約	定期部分100万円について、1,000円
1981年4月2日以降契約	0円

### 3. 保険料払込中の配当回数4回目以降の契約または更新後契約(更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。以下同じ)については、次の金額を加算します。

(1)契約ごとに配当回数5回目ごとに保険金額2000万円超の部分の保険金100万円について300円

(2)契約ごとの保険金額が3000万円以上5000万円未満の場合は保険金100万円について50円、保険金額が5000万円以上の場合は保険金100万円について100円

(注) 1. 配当回数1回目の契約の費差益配当率は0とします。ただし、更新後契約は除きます。

2. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)、新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(16)および目標到達時定額年金保険移行特約に定めるところにより移行した定額年金保険の費差益配当は0円とします。

## 別表8

## 災害・疾病特約配当率表(例示)

(特約保険金額 100万円について)

保 險 種 類	対 象 契 約	配 当 率	
		男 性	女 性
傷害特約	1983年 4 月 1 日以前	円 200	円 350
	1983年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	100	150
	1990年 4 月 2 日以降 2001年 4 月 1 日以前	50	50
	2001年 4 月 2 日以降	0	0
災害保障特約	1976年 3 月 1 日以前	1,280	1,650
	1976年 3 月 2 日以降	480	850
年金災害保障特約		1,280	1,650
交通災害保障特約	1976年 3 月 1 日以前	930	1,110
	1976年 3 月 2 日以降	330	510
家族災害保障特約	1976年 3 月 1 日以前	1,490	—
	1976年 3 月 2 日以降	570	—
災害死亡割増支払特約		400	550
災害倍額保障・定期保険特約	災害死亡割増支払特約相当部分	300	450
	災害割増特約相当部分	200	350
災害割増特約	1983年 4 月 1 日以前	200	350
	1983年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	100	150
	1990年 4 月 2 日以降 2001年 4 月 1 日以前	50	50
	2001年 4 月 2 日以降	0	0

## 災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
手術給付金付疾病入院保障特約	円 0	円 0
疾病医療特約	0	0
成人病特約	0	0
成人病医療特約	0	0
新成人病医療特約(87)	0	0
成人病医療特約(01)	0	0
女性疾病医療特約	-	0
女性疾病医療特約(01)	-	0
入院保障充実特約(09)	0	0
こども入院保障充実特約(09)	0	0
女性疾病入院特約(09)	-	0

(入院給付日額 1,500円について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
災害入院特約	円 275	円 500

(特約給付金額 1万円について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
傷害損傷特約	円 0	円 0
傷害損傷特約(04)	0	0
がん薬物治療特約	0	0

(特約保険金額 10万円について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
がん診断継続保障特約	円 0	円 0
特定3疾病継続保障特約	0	0
がん診断継続保障特約(24)	0	0

(1件について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
先進医療・患者申出療養特約	円 0	円 0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保険種類	対象契約	到達年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新疾病医療特約(87) 新こども疾病医療特約(87)		男性	-	-	760	580	0	0	0
		女性	-	-	0	0	0	0	0
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	2001年4月1日以前	男性	-	-	780	600	0	0	0
		女性	-	-	0	0	0	0	0
	2001年4月2日以降 2007年4月1日以前	男性	-	300	280	100	0	0	0
		女性	-	100	0	0	0	0	0
	2007年4月2日以降	男性	-	160	180	210	0	0	0
		女性	-	80	0	0	110	270	740
通院特約 こども通院特約	2001年4月1日以前	男性	-	-	220	410	770	1,550	3,020
		女性	-	-	260	320	610	1,280	2,490
	2001年4月2日以降 2007年4月1日以前	男性	-	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	-	230	210	270	510	1,130	2,340
	2007年4月2日以降	男性	-	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	-	230	210	270	510	1,130	2,340
通院特約(04)	2007年4月1日以前	男性	-	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	-	310	270	350	640	1,400	2,840
	2007年4月2日以降	男性	-	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	-	310	270	350	640	1,400	2,840
入院初期給付特約		男性	-	-	180	70	0	0	0
		女性	-	-	0	0	50	120	170
入院治療重点保障特約	2007年4月1日以前	男性	-	310	300	190	110	0	0
		女性	-	210	140	130	160	250	300
	2007年4月2日以降	男性	-	310	300	190	110	0	0
		女性	-	210	140	130	160	250	300
入院保障充実特約		男性	-	50	50	10	0	0	0
		女性	-	20	0	0	10	30	40
総合医療特約 こども総合医療特約	2018年8月1日以前	男性	210	350	570	410	560	340	790
		女性	100	190	100	290	290	430	710
	2018年8月2日以降	男性	110	220	400	240	230	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0
成人病入院特約(09)	2018年8月1日以前	男性	-	0	0	110	280	620	360
		女性	-	0	0	240	520	970	1,640
	2018年8月2日以降	男性	-	0	0	110	280	430	0
		女性	-	0	0	190	520	750	1,320
がん入院特約(09)	2018年8月1日以前	男性	0	0	0	0	140	270	130
		女性	0	0	0	60	120	270	200
	2018年8月2日以降	男性	0	0	0	0	140	220	0
		女性	0	0	0	60	120	270	150

## 災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,500円について)

保険種類	対象契約	到達年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新災害入院特約(87) 新こども災害入院特約(87)		男性	—	—	450	450	450	450	450
		女性	—	—	630	630	630	630	630
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)	2001年4月1日以前	男性	—	—	450	450	450	450	450
		女性	—	—	630	630	630	630	630
	2001年4月2日以降 2007年4月1日以前	男性	—	225	225	225	225	225	225
		女性	—	180	180	180	180	180	180
	2007年4月2日以降	男性	—	225	225	255	285	300	225
		女性	—	210	315	285	210	240	0

(特約保険金額 10万円について)

保険種類	対象契約	到達年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
がん診断特約	2018年8月1日以前	男性	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前	男性	0	0	0	0	50	110	750
		女性	0	110	390	220	130	240	540
	2021年4月2日以降	男性	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0

(1件について)

保険種類	対象契約	到達年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新先進医療・患者申出療養特約	2018年8月1日以前	男性	540	540	540	540	540	540	540
		女性	540	540	540	540	540	540	540
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前	男性	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476
		女性	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476
	2021年4月2日以降	男性	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1. 通院特約、こども通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約、入院保障充実特約(09)およびこども入院保障充実特約(09)は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
2. 到達年齢は主契約の被保険者の到達年齢です。
3. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある特約種類については本人型の配当率を記載しています。
4. 2024年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の災害・疾病特約配当率についても記載しています。

別表9

### 団体保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、7%から97%まで
総合福祉団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、14%から98.7%まで
団体信用生命保険 消費者信用団体生命保険	団体の被保険者数に応じて、10%から97%まで
団体3大疾病保障保険	団体の被保険者数に応じて、10%から60%まで

- (注) 1. 配当率を乗じる死差益には、(総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分を含みません。
2. (総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分については、年金受取人ごとに責任準備金×利差益配当率(別表1)とします。(この金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 団体信用生命保険3大疾病保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・3大疾病部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。
4. 団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則(高度障害保険金不担保特約・3大疾病保障特約・身体障害保障特約・介護保障特約)が付加されている契約の死亡・3大疾病・身体障害・介護部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。
5. 団体信用生命保険がん保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・がん部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。

別表10

### 団体年金保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 確定給付企業年金保険(02)	責任準備金に対して、0%
拠出型企業年金保険(02)	責任準備金に対して、0%

- (注) 1. 責任準備金には、新単位口別利率設定特約(I型)部分の責任準備金を含みません。
2. 企業年金保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、企業年金保険と拠出型企業年金保険(02)との付加保険料の差額に対する調整を行います。(この調整後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 新企業年金保険および新企業年金保険(02)については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、生存損益を加えます。(この加えた後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
4. 遺族年金特約が付加されている契約については、本表により計算した金額に死差益×遺族年金特約配当率を加えます。ここで、この配当率は団体の被保険者数に応じて、50%から95%までとします。

別表11

### 医療保障保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
医療保障保険(個人型)	被保険者の年齢および性に応じて、入院給付日額1,000円について550円から800円まで
医療保障保険(団体型)	団体の被保険者数に応じて、25%から70%まで

## 第3号議案

### 定款等一部変更の件

現行の定款、総代選出細則の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

#### 1. 変更の趣旨および理由

##### a. 定款

###### (1) 総代立候補制の新設

当社における総代選出は、総代会が社員の意思を経営に反映いただく場であることを踏まえ、総代候補者選考委員会が行う総代候補者の選考において、総代全体の構成を考慮する考え方が示されております。当該総代選考のあり方を引き続き堅持しつつ、開かれた相互会社運営を一層推進し、より広く多様な意見を経営の中に取り込んでいく観点から、総代候補者選考委員会による候補者選考の方法に加えて、「総代への就任の意思を持つ社員が総代候補者として参加可能」となる制度として「総代立候補制」を導入するべく、次の変更を行います。

ア. 総代候補者の一部を、総代候補者選考委員会が行う公募に立候補した方から選出します。

イ. 総代候補者選考委員会が行う公募に立候補した方から選ばれる総代の人数は、総代の定数180名のうち最大20名とします。

ウ. その他、所要の変更を行います。

###### (2) その他

改正刑法による禁錮刑の廃止等に伴い、文言の変更を行います。

##### b. 総代選出細則

定款における総代立候補制に関する規定の新設に伴い、総代候補者選考委員会の役割の明確化および所要の文言の変更を行います。

## 2. 変更の内容および理由

変更の内容および理由は以下のとおりです。

### a. 定款

(下線部は変更箇所)

現 行	変 更 案	変更の理由
<p>第4章 総代会</p> <p>(総代の任期) 第15条 総代の任期は4年とし、<u>重任</u>を妨げない。ただし、<u>重任</u>の場合は2期を超えることができない。</p> <p>② 総代は、選出が行われた年の翌年の4月1日をもって就任する。ただし、第22条第3項または第24条第2項の規定により選出された総代については別途定める。</p> <p>(総代の欠格事由) 第16条 次に該当する場合は総代になることができない。 一 <u>禁錮以上の刑</u>に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者 二 未成年者 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p>	<p>第4章 総代会</p> <p>(総代の任期) 第15条 総代の任期は4年とし、<u>再任</u>を妨げない。ただし、<u>再任</u>の場合は2期を超えることができない。</p> <p>② (同左)</p> <p>(総代の欠格事由) 第16条 次に該当する場合は総代になることができない。 一 <u>拘禁刑</u>に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者 二 未成年者 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p>	<p>現行は重任（連続就任）のみの前提であった記載を修正します。</p> <p>なお、立候補制では通算2期8年までの再任を可とします。</p> <p>改正刑法による禁錮刑の廃止に伴い、文言の変更を行います。</p>

現 行	変 更 案	変更の理由
<p style="text-align: center;">第5章 総代の選出</p> <p>(総代の選出) 第21条 総代は、社員の選挙により選出する。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、第25条に定める総代候補者選考委員会が選考のうえ、推薦に関する公告を行った各総代候補者について、社員が行う投票（以下「信任投票」という。）により、総代を選出することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>③ 総代の選出は、2年毎に総代の定数の半数について行い、その時期は第23条第2項に定める基準日から4か月以内とする。ただし、第22条第3項または第24条第2項の規定により、改めて総代を選出する場合は別途その時期を定める。</p> <p>(信任投票) 第22条 信任投票は、個々の総代候補者について総代に選出することに同意しない社員が投票する方法によって行う。</p> <p>② 前項に定める投票が、投票権を有する社員の数の<u>100分の10</u>に達しないときは、その総代候補者は総代として選出されたものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 総代の選出</p> <p>(総代の選出) 第21条 (同左)</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、第25条に定める総代候補者選考委員会が決定のうえ、公告を行った次の各号に掲げる各総代候補者について、社員が行う投票（以下「信任投票」という。）により、総代を選出することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">一 総代候補者選考委員会が推薦した総代候補者</p> <p style="padding-left: 2em;">二 総代候補者選考委員会が行う公募に立候補した総代候補者</p> <p>③ 前項により総代を選出する場合は、総代の定数のうち20名を前項第2号の総代候補者から選出できるものとする。</p> <p>④ (同左)</p> <p>(信任投票) 第22条 (同左)</p> <p>② 前項に定める投票が、投票権を有する社員の数の<u>10分の1</u>に達しないときは、その総代候補者は総代として選出されたものとする。</p>	<p>立候補による総代候補者も信任投票に諮られることを定めます。</p> <p>なお、立候補による総代候補者は総代候補者選考委員会の推薦は受けません。</p> <p>立候補総代の定数を定めます。</p> <p>文言の変更を行います。</p>

現 行	変 更 案	変更の理由
<p>③ 第1項に定める投票が、投票権を有する社員の数の<u>100分の10</u>に達した候補者がある場合は、その員数について改めて前2項の規定により総代を選出する。ただし、その員数が総代候補者の総数の<u>100分の10</u>を超えないときは、次の総代選出時に選出することができる。</p> <p>④ 前項ただし書により選出された総代の任期は、直前の総代選出時に選出されたとみなした場合の残任期間とする。</p> <p>(総代の補欠の選出) 第24条 総代に欠員を生じても定数の半数を下回らない間は、<u>第21条第3項</u>に定める2年毎の総代選出時まで補欠の選出を行わない。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、必要があるときは補欠の選出を行うことができる。</p> <p>③ 補欠として選出された総代の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(総代候補者選考委員会) 第25条 当会社に、総代候補者選考委員会を置くことができる。</p> <p>② 総代候補者選考委員会は、総代会において社員の中から選任された10名以内の総代候補者選考委員をもって構成する。</p> <p>③ 総代候補者選考委員会は、<u>総代候補者</u>を選考しその推薦に関する公告を行うほか、信任投票の管理を行う。</p>	<p>③ 第1項に定める投票が、投票権を有する社員の数の<u>10分の1</u>に達した候補者がある場合は、その員数について改めて前2項の規定により総代を選出する。ただし、その員数が総代候補者の総数の<u>10分の1</u>を超えないときは、次の総代選出時に選出することができる。</p> <p>④ (同左)</p> <p>(総代の補欠の選出) 第24条 総代に欠員を生じても定数の半数を下回らない間は、<u>第21条第4項</u>に定める2年毎の総代選出時まで補欠の選出を行わない。</p> <p>② (同左)</p> <p>③ (同左)</p> <p>(総代候補者選考委員会) 第25条 (同左)</p> <p>② (同左)</p> <p>③ 総代候補者選考委員会は、<u>第21条第2項各号</u>に定める<u>総代候補者</u>の決定および公告を行うほか、信任投票の管理を行う。</p>	<p>文言の変更を行います。</p> <p>項数の繰下げに伴い変更します。</p> <p>立候補による総代候補者も信任投票に諮られることに伴い、文言の変更を行います。</p>

b. 総代選出細則

(下線部は変更箇所)

現 行	変 更 案	変更の理由
<p>(新設)</p> <p>第16条 定款第21条第2項の規定による総代の候補者の推薦に関する公告は、定款第4条に定める方法により、総代候補者の推薦に関する事項および投票締切日、投票方法その他の事項を掲載することによってこれをを行う。</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>第18条 総代候補者選考委員会の決議は、選考委員の3分2以上が出席し、出席選考委員の過半数の同意をもってこれを決する。 ② 可否同数のときは、議長がこれを決する。</p> <p>第19条 総代候補者選考委員会の議長は、定款第21条第2項に定める推薦公告に対する社員の投票の管理に関する事務を行わせるため、投票する権利のある社員の中から若干名の投票管理委員を委嘱することができる。</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>第21条 (条文省略)</p>	<p>第16条 定款第25条第3項に<u>関し、総代候補者選考委員会は、総代候補者資格要件を定めたいう</u>えで、<u>定款第21条第2項第1号に定める総代候補者の決定にあたっては総代候補者選考基準を、定款第21条第2項第2号に定める総代候補者の決定にあたっては総代候補者立候補要領を定める。</u></p> <p>第17条 定款第21条第2項の規定による<u>信任投票に関する公告は、定款第4条に定める方法により、総代候補者に関する事項および投票締切日、投票方法その他の事項を掲載することによって総代候補者選考委員会</u>がこれを行う。</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>第19条 総代候補者選考委員会の決議は、選考委員の3分の2以上が出席し、出席選考委員の過半数の同意をもってこれを決する。 ② (同左)</p> <p>第20条 総代候補者選考委員会の議長は、定款第21条第2項に定める公告に対する社員の投票の管理に関する事務を行わせるため、投票する権利のある社員の中から若干名の投票管理委員を委嘱することができる。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>	<p>総代候補者選考委員会の役割に、総代候補者立候補要領の策定を追加することに伴い、総代候補者選考委員会の役割を明確にします。</p> <p>立候補による総代候補者も信任投票に諮られることに伴い、文言の変更を行います。</p> <p>文言の変更を行います。</p> <p>立候補による総代候補者も信任投票に諮られることに伴う文言の変更を行います。</p>

現 行	変 更 案	変更の理由
<p>第22条 選挙日または総代候補者選考委員会における総代候補者の決定以後就任日の前日までの間に、<u>推薦公告</u>に対する投票の結果以外の事由により、定款第21条第3項に規定する員数に不足を生じた場合、その再選出は行わないことができる。</p>	<p>第23条 選挙日または総代候補者選考委員会における総代候補者の決定以後就任日の前日までの間に、<u>公告</u>に対する投票の結果以外の事由により、定款第21条第4項に規定する員数に不足を生じた場合、その再選出は行わないことができる。</p>	<p>立候補による総代候補者も信任投票に諮られることおよび項数の繰下げに伴い、文言の変更を行います。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>	
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>	
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>	
<p>第26条 本細則に規定のない事項および本細則の解釈について疑いを生じたときは、選挙委員長がこれを決める。ただし、定款第21条第2項に定める<u>総代候補者の推薦および投票</u>に関しては、総代候補者選考委員会の議長がこれを決める。</p>	<p>第27条 本細則に規定のない事項および本細則の解釈について疑いを生じたときは、選挙委員長がこれを決める。ただし、定款第21条第2項に定める<u>投票</u>に関しては、総代候補者選考委員会の議長がこれを決める。</p>	<p>立候補による総代候補者も信任投票に諮られることに伴い、文言の変更を行います。</p>
<p>第27条 天災地変その他の不可抗力のため本細則に従うことができないときは、当会社の執行役社長、執行役社長に事故あるときは執行役副社長、執行役専務、執行役常務および執行役の順序によりその処理を決める。ただし、定款第21条第2項に定める<u>総代候補者の推薦および投票</u>に関しては、総代候補者選考委員会の議長、議長に事故あるときは、その代行者を定めその処理にあたる。</p>	<p>第28条 天災地変その他の不可抗力のため本細則に従うことができないときは、当会社の執行役社長、執行役社長に事故あるときは執行役副社長、執行役専務、執行役常務および執行役の順序によりその処理を決める。ただし、定款第21条第2項に定める<u>投票</u>に関しては、総代候補者選考委員会の議長、議長に事故あるときは、その代行者を定めその処理にあたる。</p>	<p>立候補による総代候補者も信任投票に諮られることに伴い、文言の変更を行います。</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>	

## 第4号議案

### 総代候補者選考委員10名選任の件

本総代会終結の時をもって総代候補者選考委員（10名）全員の任期が満了いたしますので、社員の中から総代候補者選考委員10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

総代候補者選考委員候補者は次のとおりです。

なお、候補者の選定にあたっては、社員の意思を幅広く反映した総代候補者の選考を行う観点から、年齢、性別、地域、職業などを考慮しております。

（五十音順、敬称略）

候補者番号	氏名	年齢	性別	都道府県	主たる職業	重任 新任の別
1	あおき 青木 ひろあき 博昭	54	男	埼玉県	弁理士	重 任
2	いちかわ さとし 市川 聡	53	男	東京都	デジタル・インフォメーション・テクノロジー株式会社 代表取締役社長	新 任
3	おおみや かつみ 大宮 克己	65	男	神奈川県	高周波熱錬株式会社 代表取締役社長 執行役員	重 任
4	おおもり つよし 大森 剛	56	男	京都府	弁護士	新 任
5	おちさ おり 越智 砂織	53	女	大阪府	四天王寺大学経営学部経営学科 教授・企業経営専攻長	新 任
6	たかやま かんけい 高山 完圭	51	男	大阪府	司法書士	重 任
7	でむら ち はる 出村 智陽	36	女	静岡県	有限会社長谷川農産 勤務	新 任
8	とくもと みのる 徳本 穰	57	男	福岡県	九州大学大学院法学研究院 教授・法学研究院長	新 任
9	やまかわ えつこ 山川 悦子	50	女	大阪府	トランスコスモス株式会社 勤務	重 任
10	よこやま あい 横山 亜衣	51	女	宮城県	株式会社スマイルプロデュース 代表取締役	重 任

（注）「年齢」「都道府県」「主たる職業」は、2025年5月20日現在の状況です。

## 第5号議案

### 審議員11名選任の件

本総代会終結の時をもって審議員（10名）全員の任期が満了いたしますので、審議員11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

審議員候補者は次のとおりです。

（五十音順、敬称略）

候補者番号	氏名	主たる職業	重任 新任の別
1	いし かわ ち あき 石川千晶	公認会計士	重任
2	いち かわ あきら 市川晃	住友林業株式会社 代表取締役会長	重任
3	え がわ あつ し 江川昌史	アクセンチュア株式会社 代表取締役社長	重任
4	かな くら ゆずる 金倉譲	一般財団法人住友病院 院長	重任
5	かね たか まさ ひと 金高雅仁	元警察庁長官	重任
6	くに べ たけし 國部毅	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長	重任
7	こも だ まさ のぶ こも田正信	三井不動産株式会社 代表取締役会長	重任
8	たま き りん たろう たま木林太郎	公益財団法人国際金融情報センター 理事長	重任
9	ど い たけ ろう 土居丈朗	慶應義塾大学経済学部 教授	重任
10	な わ たか し 名和高司	京都先端科学大学教授 兼 一橋大学ビジネススクール客員教授	重任
11	まえ の まどか 前野マドカ	EVOL株式会社 代表取締役CEO	新任

（注）「主たる職業」は、2025年5月20日現在の状況です。

## 第6号議案

### 取締役11名選任の件

本総代会終結の時をもって、現任の取締役（11名）全員が任期満了により退任いたします。つきましては、本総代会におきまして、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
	<p>はしもと まさひろ 橋 本 雅 博 (1956年2月21日生)</p> <p>&lt;再任&gt;</p>	<p>1979年4月 当社入社 2006年4月 執行役員 2007年7月 常務取締役嘱常務執行役員 2011年7月 取締役 常務執行役員 2012年4月 代表取締役 専務執行役員 2014年4月 代表取締役社長 社長執行役員 2015年7月 取締役 代表執行役社長 2021年4月 取締役会長 代表執行役（現任）</p> <p>[指名委員、報酬委員]</p>
1	<p><b>&lt;&lt;取締役候補者指名の理由&gt;&gt;</b></p> <p>橋本雅博氏は、2014年から当社の代表取締役社長、2015年からは取締役 代表執行役社長として、「スミセイ中期経営計画2016」および「スミセイ中期経営計画2019」を着実に推進し、ブランド戦略の進化を図り、営業職員によるコンサルティングとサービスの一層の向上に取り組む一方、マルチチャネルや海外事業といった分野に経営資源を振り向け、新たな成長戦略の構築を図ってまいりました。また、着実な運用収益の向上を通じた財務基盤の強化に取り組むとともに、成長戦略を支える人財の更なる能力発揮やグループベースの経営管理のレベルアップなど、経営インフラの強化を進めてまいりました。2021年に取締役会長代表執行役に就任し、取締役会の議長として、取締役会における意思決定や、執行役等の職務執行に関する監督を行っております。</p> <p>同氏の経営者としての豊富な実績と経験から、取締役会における経営方針の決定や経営の監督機能の発揮に適切な人材と判断し、昨年に引き続き取締役候補者としております。</p>	

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
	<p>たか だ ゆき のり 高 田 幸 徳 (1964年9月3日生)</p> <p>&lt;再任&gt;</p>	<p>1988年4月 当社入社 2017年4月 執行役員 2018年4月 上席執行役員 2018年10月 執行役常務 2021年4月 代表執行役社長 2021年7月 取締役 代表執行役社長 (現任)</p> <p>[指名委員、報酬委員] (重要な兼職の状況) 一般社団法人生命保険協会 会長 (2025年7月18日就任予定)</p>
2		<p><b>&lt;&lt;取締役候補者指名の理由&gt;&gt;</b> 高田幸徳氏は、「スミセイ中期経営計画2016」および「スミセイ中期経営計画2019」を取りまとめ、各計画に掲げた諸目標の達成に尽力するとともに、他社との提携、格付の向上、FinTech研究等にも取り組んでまいりました。“住友生命「Vitality」”には発売準備段階から深く関与し、その拡販とサービスの進化を通じ健康増進という保険価値の提供に邁進してまいりました。また、お客さまと住友生命との様々な接点における一連の顧客体験価値(CX)を高めるための諸方策やデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進、ブランド戦略の進化等にも取り組んでまいりました。そして、2021年に代表執行役社長に就任し、「人とデジタルが融合」したサービス提供を充実させ、「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」の実現に向け取り組んでおります。 同氏の経営全般にわたる深い見識をもとに、取締役会における経営方針等の決定や監督を通じて、2023年度にスタートした「スミセイ中期経営計画2025」に掲げる種々の取組みを確実に遂行するため、昨年に引き続き取締役候補者としております。</p>
3	<p>すみ ひで ゆき 角 英 幸 (1963年1月15日生)</p> <p>&lt;再任&gt;</p>	<p>1987年4月 当社入社 2012年4月 執行役員 2014年4月 上席執行役員 2016年4月 執行役常務 2021年4月 代表執行役専務 2021年7月 取締役 代表執行役専務 2023年4月 取締役 代表執行役専務 (グループ・サステナビリティオフィサー) 2024年4月 取締役 代表執行役副社長 (グループ・サステナビリティオフィサー) (現任)</p> <p>[企画部、主計部、経理部] 担当 データサイエンスオフィサーの担当執行役</p> <p><b>&lt;&lt;取締役候補者指名の理由&gt;&gt;</b> 角英幸氏は、アクチュアリーとして保険数理業務に高い専門性を有し、収益管理部門である主計部や年金数理分野での業務経験が豊富であります。2015年から主計部、経理部の副担当役員として、全社的な見地から収益・財務基盤の強化を推進してきた実績がございます。2016年以降、主計部、経理部に加え、資産運用の事務管理を担う運用管理部を担当し、2019年以降はこれらに加え調査広報部も担当してまいりました。2021年に運用管理部に替え企画部の担当となり、以降、全社経営戦略の企画・調整・推進に取り組んでおります。2023年に調査広報部に替えブランドコミュニケーション部の担当となり、ブランド戦略の一段の進化に注力しました。現在は代表執行役副社長として、当社グループ全体のサステナビリティ向上やデータサイエンスに基づくウェルビーイング価値の具体化などにも取り組んでおります。 同氏のこれらの実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会における経営方針の決定や内部統制システムの構築、経営の監督機能の発揮等に相応しい人材と判断し、昨年に引き続き取締役候補者としております。</p>

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
4	えい もり たけ し 栄 森 剛 志 (1964年5月26日生)  <再任>	1987年4月 当社入社 2016年4月 執行役員 2017年4月 上席執行役員 2017年7月 執行役常務 2022年4月 執行役専務 2023年4月 代表執行役専務 2023年7月 取締役 代表執行役専務 (現任)  [事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、 保険金サービス部、契約審査部、法人総合サービス部] 担当  <b>&lt;&lt;取締役候補者指名の理由&gt;&gt;</b> 栄森剛志氏は、保険販売部門、人事部、海外部門、調査広報部等において豊富な業務経験を有しております。生命保険協会長事務局や生命保険協会企画部会長を務めるなど、業界代表として保険・金融・消費者関連諸法制改正等に関わった経験がございます。2017年以降は海外部門、人事部、関連事業部門等の担当執行役として、戦略子会社であるシメトラ社を含む国内外の子会社等とも緊密に連携し、当社グループの収益力向上や人財の育成、ダイバーシティの推進等に努めてまいりました。また、2019年から4年間で、商品部を担当し、お客さまに先進の価値を提供する商品や付帯サービスの開発・拡充等にも取り組んでまいりました。2023年4月代表執行役専務就任に際し、事務サービス部門の担当となり、以降、保険契約管理事務の品質向上等を通じたお客さまサービスの充実に精力的に取り組んでおります。 同氏のこれらの実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会における経営方針の決定や内部統制システムの構築、経営の監督機能の発揮等に相応しい人材と判断し、昨年に引き続き取締役候補者としております。
5	ひ り たつ や 百合 達 哉 (1964年6月18日生)  <再任>	1988年4月 当社入社 2017年4月 執行役員 2019年4月 上席執行役員 2019年7月 常務執行役員 2020年4月 執行役常務 2023年4月 執行役専務 2023年7月 取締役 (現任)  [常勤監査委員]  <b>&lt;&lt;取締役候補者指名の理由&gt;&gt;</b> 百合達哉氏は、不動産部門、情報システム部門、事務サービス部門、内部監査部等において豊富な業務経験を有しております。情報システム部門においては、成長戦略や経営インフラを支える情報システムの企画・調整に取り組み、事務サービス部門においては、お客さまのご期待を上回る高品質なサービスを提供できる体制整備等に精力的に取り組まれました。2017年以降、内部監査部長あるいは内部監査部の担当役員として、業務の健全性・適切性を確保することによる効果的な経営目標の実現に向けて取り組んでまいりました。2020年からは財務部、不動産部門、関連事業部門の担当執行役として、各部門の諸課題に注力しましたが、2021年に財務部、関連事業部門に替え、総務部、人事部の担当となり、コーポレートガバナンスの高度化やダイバーシティの推進、人財の育成と適正配置等に取り組まれました。2023年7月に取締役に就任すると同時に常勤監査委員に就任し、以降、執行役および取締役の職務の執行の監査等に取り組んでおります。 同氏のこれらの実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会における経営の監督機能の発揮や、内部統制システムの整備等を通じた内部管理態勢の強化のために適切な人材と判断し、昨年に引き続き取締役候補者としております。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
6	<p style="text-align: center;">もり きみ たか 森 公 高 (1957年6月30日生)</p> <p>&lt;社外取締役候補者&gt; &lt;独立役員&gt; &lt;再任&gt;</p>	<p>1980年4月 新和監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入社 1983年8月 公認会計士登録 2000年6月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 代表社員 2004年6月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 金融本部長 2006年6月 同監査法人本部理事 2011年7月 有限責任あずさ監査法人KPMGファイナンシャルサービス・ジャパンチェアマン 2013年6月 有限責任あずさ監査法人 退社 2013年7月 森公認会計士事務所開設(現在) 2013年7月 日本公認会計士協会会長 2016年7月 日本公認会計士協会相談役(現任) 2017年7月 当社社外取締役(現任)</p> <p>[監査委員長] (重要な兼職の状況) 日本公認会計士協会 相談役 三井物産株式会社 社外監査役(2025年6月18日退任予定) 東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役監査等委員</p>
<p><b>&lt;&lt;取締役候補者指名の理由&gt;&gt;</b> 森公高氏は、企業会計分野における豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、企業会計に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、監査委員会の委員長等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、大手監査法人の代表社員として企業会計の職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、8年です。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。</p>		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
7	かた やま と し こ 片 山 登 志 子 (1953年6月3日生) <社外取締役候補者> <独立役員> <再任>	1977年 8 月 大阪家庭裁判所裁判所事務官 1980年 4 月 大阪家庭裁判所家事部裁判所書記官 1988年 4 月 弁護士登録 1993年 4 月 片山登志子法律事務所開設 2005年 7 月 片山・黒木・平泉法律事務所（現 片山・平泉・桐座法律事務所）開設（現在） 2005年12月 特定非営利活動法人消費者支援機構関西副理事長（現任） 2018年 7 月 当社社外取締役（現任） [監査委員] (重要な兼職の状況) 片山・平泉・桐座法律事務所 パートナー 近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役
<b>&lt;&lt;取締役候補者指名の理由&gt;&gt;</b> 片山登志子氏は、消費者問題および法律の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、消費者問題および法律に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、監査委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年にわたり消費者問題や法律に関する職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、7年です。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
8	<p style="text-align: center;">やま もと けん ぞう 山 本 謙 三 (1954年1月21日生)</p> <p>&lt;社外取締役候補者&gt; &lt;独立役員&gt; &lt;再任&gt;</p>	<p>1976年4月 日本銀行入行 2002年2月 同行金融市場局長 2003年5月 同行ニューヨーク駐在参事 2003年12月 同行米州統括役兼ニューヨーク事務所長 2005年7月 同行決済機構局長 2006年7月 同行金融機構局長 2008年5月 同行理事 2012年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 取締役会長 2018年6月 オフィス金融経済イニシアティブ 代表 (現任) 2019年7月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>[指名委員長、報酬委員長]</p> <p>(重要な兼職の状況) オフィス金融経済イニシアティブ 代表 株式会社ブリヂストン 社外取締役 株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役</p>
<p><b>&lt;&lt;取締役候補者指名の理由&gt;&gt;</b></p> <p>山本謙三氏は、日本銀行の理事・局長等経験者、金融・経済の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、金融・経済に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、指名委員会・報酬委員会の委員長等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、6年です。</p> <p>また、同氏は、当社が定める「社外取締役に係る独立性に関する基準」を満たしております。</p>		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
9	<p>しろ かわ とう こ 白 河 桃 子 (1961年4月25日生)</p> <p>(戸籍上の氏名) こ ばやし み き (小 林 美 紀)</p> <p>&lt;社外取締役候補者&gt; &lt;独立役員&gt; &lt;再任&gt;</p>	<p>1984年4月 住友商事株式会社入社 1988年10月 First Boston (Japan) Ltd. Tokyo入社 1989年7月 Lehman Brothers Co.Ltd. Tokyo入社 1993年10月 Decision Japan Co.Ltd. Tokyo入社 1998年2月 インドネシアに転住。同国在留中、執筆活動を継続 2002年4月 帰国後、白河桃子名義で本格的にフリーの著述活動、講演活動等開始(現在) 2013年4月 相模女子大学客員教授 2017年12月 東京大学大学院情報学環客員研究員 2018年4月 昭和女子大学総合教育センター客員教授 2020年4月 相模女子大学大学院特任教授 2021年4月 iU情報経営イノベーション専門職大学 超客員教授 2022年7月 当社社外取締役(現任) 2025年4月 昭和女子大学ダイバーシティ推進機構客員教授(現任) 2025年4月 iU情報経営イノベーション専門職大学特任教授(現任) 2025年4月 千里金蘭大学客員教授(現任)</p> <p>[指名委員、報酬委員] (重要な兼職の状況) iU情報経営イノベーション専門職大学 特任教授 株式会社ジョイフル本田 社外取締役 大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役</p>
<p><b>&lt;&lt;取締役候補者指名の理由&gt;&gt;</b>  白河桃子氏は、ダイバーシティ、働き方改革、女性やミドル人材活躍推進等の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、ダイバーシティ等に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、ジャーナリスト、作家、教育者、公的な諸会議の委員として長年にわたりダイバーシティ等に関する職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。  同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、3年です。  また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。</p>		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
10	<p style="text-align: center;">いし い しげる 石 井 茂 (1954年7月31日生)</p> <p>&lt;社外取締役候補者&gt; &lt;独立役員&gt; &lt;再任&gt;</p>	<p>1978年4月 山一証券株式会社入社 1998年6月 ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)入社 2001年4月 ソニー銀行株式会社代表取締役社長 2004年4月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 (現 ソニーフィナンシャルグループ株式会社) 取締役 2015年6月 同社代表取締役副社長 2015年6月 ソニー生命保険株式会社取締役 2015年6月 ソニー損害保険株式会社取締役 2015年6月 ソニー銀行株式会社取締役 2016年6月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 (現 ソニーフィナンシャルグループ株式会社) 代 表取締役社長 2018年6月 ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社) 常務 2018年7月 ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社代表 取締役社長 2020年6月 ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社) 社友 (現任) 2023年7月 当社社外取締役(現任)</p> <p>[監査委員] (重要な兼職の状況) ソニーグループ株式会社 社友 株式会社横浜銀行 社外取締役(2025年6月20日退任予定)、 取締役(非業務執行)(2025年6月20日就任予定) 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 社外取締役 (2025年6月20日就任予定)</p>
<p><b>《取締役候補者指名の理由》</b></p> <p>石井茂氏は、生命保険・損害保険・銀行を中心とした金融グループであるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(現 ソニーフィナンシャルグループ株式会社)の代表取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、2年です。</p> <p>なお、当社は、同氏が2020年6月まで取締役を務めていたソニー生命保険株式会社との取引がございましたが、一般的な取引条件によるものであり、かつ、連結売上高に対する取引額は僅少であることから、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。</p>		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
11	こ ばやし みつ よし 小 林 充 佳 (1957年11月3日生) <社外取締役候補者> <独立役員> <再任>	1982年 4 月 日本電信電話公社入社 2010年 6 月 西日本電信電話株式会社取締役 2012年 6 月 日本電信電話株式会社取締役 2014年 6 月 同社常務取締役 2018年 6 月 西日本電信電話株式会社代表取締役社長 2021年 6 月 同社代表取締役社長 社長執行役員 2022年 6 月 同社相談役 (現任) 2023年 7 月 当社社外取締役 (現任) [指名委員、報酬委員] (重要な兼職の状況) 西日本電信電話株式会社 相談役 阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役 セーレン株式会社 社外取締役 関西テレビ放送株式会社 社外取締役
<b>&lt;&lt;取締役候補者指名の理由&gt;&gt;</b> 小林充佳氏は、電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の代表取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、監査委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、2年です。 なお、当社は、同氏が2022年6月まで代表取締役社長を務めていた西日本電信電話株式会社との取引がございしますが、一般的な取引条件によるものであり、かつ、連結売上高に対する取引額は僅少であることから、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。		

- (注) 1. 「略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況」は、2025年5月12日現在の状況です。
2. 小林充佳氏が取締役を務めていた西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という）は、同氏の取締役在任期間を含む期間において、NTT西日本の一部業務を子会社である株式会社NTTマーケティングアクトProCX（以下「ProCX」という）に委託していたところ、ProCXが当該委託業務を実施するに当たり利用していたシステムを提供するNTTビジネスソリューションズ株式会社の元派遣社員が、NTT西日本の顧客データを不正に持ち出し第三者へ流出させる事案が発生していたことについて、2024年2月、総務省より委託先の適切な監督について指導を受けました。
3. 当社は、森公高氏、片山登志子氏、山本謙三氏、白河桃子氏、石井茂氏および小林充佳氏との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結しており、6氏が原案どおり社外取締役に選任された場合は、当該責任限定契約は引き続き効力を有します。  
 なお、当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりです。  
 ・ 保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。
4. 当社は、保険業法第53条の38の規定において準用する会社法第430条の3第1項の規定に基づき役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害のうち、第三者訴訟および社員代表訴訟の場合に、法律上の損害賠償金および争訟費用を被保険者が負担することによって生ずる損害を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

5. 常務に従事する取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2第1項に定める事項を「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいて確認しております。
6. 社外取締役候補者の選出にあたっては、その独立性に関し、取締役会で定める「社外取締役の独立性に関する基準」に基づいて確認しております。なお、同基準を満たす候補者について、「独立役員」と表記しております。
7. 本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会議長ならびに委員会の構成および委員長については、以下を予定しております。

取締役会議長：橋本雅博

指名委員会：山本謙三（委員長）、白河桃子、石井茂、橋本雅博、高田幸徳

監査委員会：森公高（委員長）、片山登志子、小林充佳、百合達哉

報酬委員会：山本謙三（委員長）、白河桃子、石井茂、橋本雅博、高田幸徳

## 《ご参考》

「当社の取締役会が備えるべきスキル等」に関する考え方と各取締役候補者の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックス

### 1. 「当社の取締役会が備えるべきスキル等」に関する考え方

「経営戦略に照らし、取締役会が備えるべきスキル等」として、当社では、「企業経営」、「財務・会計」、「法務」、「金融・経済」、「消費者志向」、「ダイバーシティ」、「デジタル・IT」、「国際性」、「生命保険事業」の9項目を特定しております。

当社では指名委員会において、毎年、取締役会の構成や取締役に求められる知識・経験・能力等（以下、スキル）に関する審議を行っており、社外取締役については、「企業経営」、「財務・会計」、「法務」、「金融・経済」、「消費者志向」、「ダイバーシティ」、「デジタル・IT」、「国際性」に関する豊富な経験と深い知識を有する方々を選任し、その高い見識を当社の経営に反映していただくことを期待しております。

また、生命保険事業を営む当社にとって、「生命保険事業」に関するスキルは業務執行の決定や執行役等の監督を適切に行うために重要かつ不可欠であり、当スキルにつきましては執行役として多様で豊富な職務の執行経験を有する社内取締役が主として担うものとしております。なお、この「生命保険事業」のスキルには、「商品・サービス」、「収益管理（保険計理、経理、事業費、資本政策含む）」、「コンサルティング（リテール営業（営業職員、マルチチャネル）、ホール営業含む）」、「資産運用」、「海外事業」、「人事（教育、人事政策含む）」、「コンプライアンス・リスク管理」、「グループガバナンス」といったスキルを含みます。

9項目のスキルのうち、「消費者志向」と「ダイバーシティ」については、特に多義的な概念ではありますが、当社は企業理念「経営の要旨」の第一条に生命保険事業を通じ社会公共の福祉に貢献することを掲げており、「消費者志向」は、お客さま、社会から信頼される公正で良質な事業活動を通じ、豊かで明るい健康長寿社会の実現を目指す当社のパーパス（存在意義）に深く関わる大切なスキルであります。

また、当社は、「人の価値」を高めることによる生産性の向上、保険事務手続きのデジタル化やデータ価値を最大活用したコンテンツの作成・提供などにより、「人とデジタルが融合」したサービス提供を充実させていくことを経営計画の基本方針に掲げ、当社グループの2030年時点のありたい姿を、「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」としております。目に見えない保険の価値をお客さまにしっかりとお伝えしていくには「人」が介在することが重要で、デジタルの力も活用し、その「人に根差した価値」を磨き続けていく必要があります。このため多様な人材が活躍できる環境を整えそれを絶えず前進させていくスキルとしての「ダイバーシティ」は、当社にとって大変重要な意義を持つものであります。そして、多様なバックグラウンドを持つ取締役の存在は、多様な視点を生み、取締役会全体の判断能力の向上につながるものであることから、取締役会の構成につきましてもその多様性を念頭に置いて検討を続けてまいります。

2. 各取締役候補者の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックス

氏名 ( )内は年齢 年齢は2025年 7月2日時点。	当社における地位及び担当<注>		企業 経営	財務・ 会計	法務	金融・ 経済	消費者 志向	ダイ バーシ ティ	デジ タル・ IT	国際 性	生命 保険 事業
橋本 雅博(69)	取締役会長 代表執行役	指名委員、報酬委員	○			○				○	○
高田 幸徳(60)	取締役代表 執行役社長	指名委員、報酬委員	○				○	○	○	○	○
角 英幸(62)	取締役代表 執行役副社長 (グループ・ サステナビ リティオフィ サー)	企画部、主計部、経理部 データサイエンスオフィサーの担当執行役	○	○							○
栄森 剛志(61)	取締役代表 執行役専務	事務サービス企画部、契約サービス部、 お客さまサービス部、保険金サービス部、 契約審査部、法人総合サービス部	○		○			○		○	○
百合 達哉(61)	取締役	常勤監査委員	○				○	○	○		○
森 公高(68)	社外取締役	監査委員長		○						○	
片山登志子(72)	社外取締役	監査委員			○		○	○			
山本 謙三(71)	社外取締役	指名委員長、報酬委員長	○			○				○	
白河 桃子(64)	社外取締役	指名委員、報酬委員					○	○		○	
石井 茂(70)	社外取締役	指名委員、報酬委員	○	○		○			○	○	
小林 充佳(67)	社外取締役	監査委員	○				○	○			

<注>当社における地位及び担当は本議案が原案どおり承認可決された場合に予定している内容です。

## 社外取締役の独立性に関する基準

コーポレートガバナンスの適正の確保と更なる強化に向けて、社外取締役の独立性に留意していく観点から「社外取締役の独立性に関する基準」を以下のとおり定める。

当社において、独立性を有する社外取締役とは、本基準の各項目のいずれにも該当しない者とする。

1. 当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者（過去10年以内にそうであった者を含む）。ただし、過去10年以内において非業務執行取締役等であった場合は、その就任の前10年以内において業務執行者となったことがある者を含む。
2. 当社または当社の子会社の主要な取引先の業務執行者（過去5年以内にそうであった者を含む）。  
※主要な取引先とは、直近3事業年度のいずれかにおいて、連結売上高（当社においては連結保険料等収入）に対する取引の金額が、双方いずれかにおいて2%以上である会社をいう。
3. 現在、当社または当社の子会社の会計監査人である監査法人の社員等である者（直近3年間において、当該社員として当社または当社の子会社の監査業務を行ったことがある者を含む）。
4. 本人または所属する団体が、当社または当社の子会社から多額の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはその他のコンサルタント。  
※多額の金銭その他の財産上の利益とは、直近3事業年度の平均で年額1000万円（社外役員としての報酬を除く）を超えるものをいう。
5. 以下に掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等内の親族。
  - ・当社の役職員
  - ・上記2～4のいずれかに該当する者

以 上



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、  
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した  
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。